

- (二) 是以上敵對行爲の爲にする何等の動員又は準備を爲さざること、
- (三) 日支双方の交戦者を上海の地域内に於ける一切の接觸地點より撤退すること、
- (四) 交戦者の間を隔離すべき中立地帯を設けることに依り共同租界を保護することは是等地帯は中立國人に於て警備すべく、之が取極は領事官憲に於て定むること、
- (五) 上記條件が受諾せらるゝに於ては巴里條約及十二月九日の國際聯盟決議の精神に準據し、豫め要求又は留保を爲すことなく、且中立の監視者又は參加者の援助の下に、兩國間に現存する總ての紛争を解決するための交渉を促進すること

右申進旁々本使は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候 敬具

在本邦英米佛各國大使宛回答

(昭和七年二月四日附)

以書翰啓上致候陳者貴國政府の訓令に基き本月二日附貴翰を以て上海事件に關する提議御通報に相成り敬承致候、提議に對する帝國政府の所見左の通りなるに付御承知相成度

- (一) 支那軍の挑戰並に騷擾的行爲を即時且つ完全に停止せしむるを要す、右にして確保せらるゝに於ては帝國軍に於ても戰鬪行爲を中止す。

若し支那側(正規軍たると便衣隊たるとを問はず)にして挑戰若くは騷擾的行爲ある場合帝國軍

の取るべき行爲に就ては完全に其自由を保留す。

- (二) 支那側從來の不信なる行爲並に現在の重大なる形勢に鑑み、我方としては動員又は戰鬪の準備をなさざること不可能なり、

- (三) 日支双方交戦者の離隔及必要に應じ關北附近中立地帯の設置に關し領事及び軍隊指揮官をして取極め交渉に當らしむるに異存なし、

- (四) 所謂兩國間に現存する一切の紛争中には滿洲事件をも含むものと解せらるゝ所、同事件は上海事件とは全然別箇の問題なるのみならず、滿洲事件に就ては客年十二月十日の理事會決議も存し居り且又同事件の解決に付第三國監視者又は參與者の援助を受諾し得ざるは帝國政府の既定方針なるを以て旁々本項は我方の同意し得ざる所なり、

右回答旁々本大臣は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候 敬具

## (二) 陸兵の派遣

上海の事態悪化に多大の心痛を覺えたものは日本政府である。滿洲事變の後始末猶未だ結了に至らず、僅かに錦州政權を潰滅したばかりに、更に降つて湧いた上海事件は、當時國際聯盟が滿洲事變に對する批議の眞最中にあるので、此事件の勃發は、全世界の神經を極度に刺戟したものである。依つ



て政府は出来得る限り事態の擴大防止に腐心したが、現地に於ける支那軍の意識的戦闘力は、陸戦隊のみでは到底我が居留民の生命財産を擁護し切れさうもない事態になつたので、海軍大臣大角岑生は一刻も猶豫ならずとなし、外務大臣芳澤謙吉、陸軍大臣荒木貞夫と鼎座協議の結果、「陸兵派遣も止むを得ず」との結論に到達し、二月二日廟議を決し、荒木陸相の参内となり、斯くて第十二師團より、第二十四混成旅團及び第九師團の派遣を決定した。同時に海軍に於てもこの日第三艦隊が編成され、海軍中將野村吉三郎其司令長官に親補された。而して又、佐世保から特別陸戦隊一箇大隊が上海に増派されたのである。

上海事變勃發當時、上海附近に在つた我海軍兵力は

△吳淞 能登呂(航空母艦) 浦風

△上海 安宅(第一遣外艦隊旗艦) 堅田

常盤、夕張(第一水雷隊旗艦) 第二十二驅逐隊(皐月、水無月、文月、長月) 第二十三驅逐隊(菊月、三日月、望月、夕月) 第三十驅逐隊(睦月、如月、彌生、卯月) 大井、第十五驅逐隊(萩、藤、薄、蕙) 特別陸戦隊(千八百三十六名)

であつたが、其後一月二十九日の日支軍衝突の報に接するや、直ちに次の部隊が増遣され、何れも三

十日乃至二月一日に現地へ到着した。

一、龍田、第二十六驅逐隊、(柿、楡、栗、梅) 佐世保鎮守府特別陸戦隊一箇大隊、

二、第三戰隊(那珂、阿武隈、山良)

三、第一航空戰隊(鳳翔、加賀、第二驅逐隊の峯風、冲風、矢風)

四、横須賀鎮守府特別陸戦隊一箇大隊、

然るに第三艦隊の編成と共に我が海軍兵力の内容も充實し、第四戰隊の妙高型四隻、第二水雷戰隊の驅逐艦も之に加はり、野村司令長官の搭乘する第三艦隊旗艦出雲の楊子江口へ到着した二月七日には上海附近一帯に軍艦十八隻、驅逐艦三十七隻に達し、其威容は堂々長江の河口を壓したものである。

これに配するに列國の軍隊も續々増派され英國は一萬噸級巡洋艦四隻、砲艦六隻に海兵三千二百、陸兵三千四百合計六千六百人あり、米國は軍艦十七隻、陸戦隊三千、陸兵三千二百合計六千二百人、佛國も陸兵二千四百、海兵一千合計三千四百人、伊國も亦三千人の陸兵を上陸せしめ、總計一萬八千二百人に及んで居るが、彼此對照して我軍の寧ろ少きに喫驚するほどである。

一方、支那軍の配備狀況は蔡廷楷を軍長とする十九路軍が主力であつた。豫てから精銳無敵を自負する十九路軍が上海附近に在る事は、對日關係に於て危険を藏するものとの考から、蔣介石は之を南



方に移駐して、自己直系軍を以て代らしめ様との計畫であつたが、蔡廷楷は敢然命を拒んで閩北に蟠居した。蓋し蔣介石を窮地に陥れんと目論んで居た廣東派の孫科一派の支援があつたので、無理にも日本と衝突して南京政府を瓦解に導かうといふ企圖からであつた。而してその數は概ね次の如くであつた。

第十九路軍 軍長 蔡廷楷

第六十師 師長 沈光漢（兵力一萬一千、主力は閩北、一部は吳淞）

第六十一師 師長 毛炳壽（兵力一萬一千、主力は江灣鎮、大場鎮）

第七十八師 師長 區壽年（兵力一萬、主力は真茹、一部は閩北、吳淞）

その他を合して三萬二千餘であつたが、その後續々と軍隊を集結した結果、日本軍の總攻撃をなす頃には、

第八十七師（警衛第一師）師長 張治中（兵力一萬二千、江灣鎮、大場鎮）

第八十八師（警衛第二師）師長 俞濟時（兵力五千、江灣北方、廟巷鎮）

馮玉祥太刀隊（兵力二千）

の外に谷正林の憲兵團二團、魯滌平の浙江軍、保安隊、義勇隊等も混入し、第八十九師（警衛第三

師）師長 玉均（兵力八千）及び第四十八師も參加し、何れも蔡廷楷の指揮下に隸屬してゐたのであるから、其兵力に於ては我が方は全く問題にならぬ少數部隊であつた。

斯くの如き狀況に於て、帝國政府が陸兵の上海派遣を決するや、第十二師團より選抜されたる混成第二十四旅團は、二月六日第三艦隊艦艇に搭乗して佐世保を出發、七日午後一時頃吳淞鎮附近に上陸主力部隊の到着まで第三艦隊司令長官の指揮下に入り、海軍と共同任務に従事した。依つて政府は七日午前零時陸軍省から所要陸兵を上海方面に派遣せらるゝことなつた事情を發表し、同時に次の如き聲明を中外に公表し、帝國の立場を闡明したのである。

#### 上海事件に關する帝國政府聲明（第二次）

（昭和七年二月七日）

一、東洋ノ平和ヲ確保シ世界ノ平和的發達ニ貢獻スルハ帝國政府ノ一貫セル外交方針ナリ、不幸ニシテ近年隣邦ニ於ケル排外運動ノ暴威ハ其ノ不統一、不安定ナル政情ト相俟テ列國共通ノ憂ヲ醸スニ至リタルガ、國土近接シ、利害最モ錯綜セル帝國ハ列國中最大ノ特殊的地位ニ立ツニ至レリ而シテ我方ニ於テ世界ノ大勢及ビ善隣ノ關係ニ鑑ミ努メテ友好的態度ニ出ヅルヤ、支那側ニ於テハ却テ乘ズベシト爲シ、頻リニ我權益ヲ蹂躪シ、殊ニ國民政府ト殆ド一心同體ナル黨部指導ノ下



ニ機會アル毎ニ其ノ惡辣深刻ナル排日運動ヲ擴大シ、在留帝國臣民ニ對シテ各種ノ暴行迫害ヲ加フル實狀ナリ。

二、上海事件ハ斯カル情勢ノ下ニ勃發セルモノニシテ是ヨリ先キ、青島、福州、廣東、廈門等ニ起リタル幾多ノ不敬記事々件乃至暴行事件等ト其ノ揆ヲ一ニス、即チ此等ノ事件ヲ通ジテ看取シ得ベキ事實ハ支那官民ノ我國及國民ニ對スル侮辱的態度ト在留邦人ニ對スル暴行ナルガ、上海事件ハ其ノ最モ顯著ナルモノニシテ、民國日報社ハ去ル一月九日我が皇室ニ對スル不敬記事ヲ掲ゲ、又同月十八日我僧侶等五名ハ何等ノ理由ナクシテ支那暴民ノ爲メ襲撃ヲ受ケ内三名ハ重傷ヲ負ヒ一名ハ遂ニ死亡スルニ至レリ。

茲ニ於テ過去長日月ノ間、排日ニ苦ミ殊ニ最近其ノ最モ惡辣ナル情勢ニ對シ隱忍ヲ重ネ來レル我居留民ノ憤懣ハ其ノ極ニ達シ事態極メテ重大化スルニ至レリ。

三、此ノ情況ニ於テ上海帝國總領事ハ帝國政府ノ訓令ニ基キ右暴行事件ヲ局地的ニ解決シ事態ノ擴大ヲ極力防止スベキ方針ノ下ニ、一月二十一日上海市長ニ對シ反日會ノ解散ヲ始メ四項ノ要求ヲ提出セルガ、二十八日午後三時同市長ノ我方ニ對スル回答ハ右要求ヲ容レタルモノナリシヲ以テ、我方トシテハ之ニ依リ事態ノ緩和ヲ期待スルト同時ニ支那側約束ノ履行ヲ監視スルノ地位ニ立

ツニ至リタリ。然ルニ之ヨリ先、盛ニ上海附近ニ集中セラレタル第十九路軍ハ支那内政上ノ關係ヨリシテ必ズシモ國民政府ノ命令ヲ奉ゼザルモノノ如ク、前記上海市長ノ我要求應諾ニ拘ラズ租界附近ニ於テ戰備ヲ整フル等ハ行動アリタル一方、便衣隊其ノ他不逞分子ノ租界潛入モアリ、市政府附近ノ形勢亦不穩トナリ、流言蜚語甚シク、此ノ間、閘北一帶ノ保安隊モ逃亡シタル爲メ、居留民ヲシテ極度ノ不安ニ陥ラシメタリ。

共同租界當局ハ右不安狀態ニ顧ミ、二十八日午後四時戒嚴令ヲ發シ、列國軍ハ豫テ協定セシ受持區域ノ警備ニ就クニ至レル處、我陸戰隊ニ於テ其ノ受持區域タル閘北地方ノ警備ニ就カムトスルヤ、支那側ハ我軍ニ向テ發砲シ攻勢的態度ニ出デタルヲ以テ、我陸戰隊ハ止メタク之カ對抗手段ヲ執リ茲ニ日支兩軍ノ衝突トナリ、次デ今日ノ事態ヲ致セリ。

四、右ニ依リ明ナルガ如ク、前記暴行事件ト日支兩軍ノ衝突事件トハ全然別個ノ問題ニシテ衝突事件ニ至リテハ元來我方ノ意志ニ反スルモノナルヲ以テ極力形勢ノ惡化ヲ防止スルニ努メタル結果英米總領事ノ奔走モアリ、二十九日日支兩軍側ニ一旦停戰協定ノ成立ヲ見タル次第ナル處、翌三十日午前ニ至リ支那側ハ約ニ反シテ再ビ發砲シ、更ニ三十一日午後ノ停戰會議ニ於テ中立地帯ニ關スル協定成立スル迄停戰ヲ約セルニ拘ラズ再ビ攻撃ヲ開始シ、其ノ後引續キ攻撃ヲ止メルザノ



ミナラズ、増援軍ノ上海附近集中ヲ繼續シ、我方ニ於テ上海ノ國際都市タルノ地位ニ鑑ミ、事態不擴大ノ方針ノ下ニ努メテ隱忍ノ態度ニ出ヅルヤ、支那側ニ於テハ却テ之ヲ以テ我軍ノ敗戦ナルヤニ宣傳シテ、益々攻撃的態度ヲ逞ウスル狀況ナリ。

五、統制ナキ支那ノ現狀ニ顧ミ、又過去ニ於ケル幾多ノ事例ニ照シ、上海附近ニ集中セル支那ノ大軍ハ無責任ナル政治家等ノ煽動ニ依リ、何時如何ナル暴舉ニ出ヅルヤモ測リ難キ一方、今ヤ我方陸戦隊ハ十數倍ノ支那軍ヲ控ヘ不眠不休ノ努力ヲ續ケ居リ、我方居留民ハ極度ノ不安ニ驅ラレツツアル狀況ナル處、海軍兵力ノ陸上派遣ニハ自ラ一定ノ限度アルヲ以テ、コノ際陸軍兵力ノ派遣ニ依リ支那軍ノ脅威ヲ去リ、一日モ速ニ上海ノ常態ヲ回復シ、列國民ノ不安ヲ除去スルヲ緊要ト認メ、茲ニ所要陸兵ヲ上海方面ニ派遣シ以テ、從來ノ海軍ト協力セシメラル、コト、ナレル次第ナリ。

六、要之、今次帝國陸軍ノ上海方面派遣ノ目的ハ、既往ニ於ケル帝國ノ同方面ニ對スル累次ノ海兵派遣ト等シク、多數ノ帝國臣民ト巨億ノ財産保護ノ萬全ヲ期シ、併セテ租界防備ニ關スル國際的義務ヲ全ウスルニ存スルヲ以テ、其ノ兵力ハ右目的達成ノ爲メ必要ナル限度ニ止メ、且其ノ行動ハ列國共同ノ利益ヲ確保スルノ方針ニ則ルベク、從テ支那側ニシテ敵對行動ヲ終止セザルカ、又

ハ右我軍ノ目的遂行上ノ行動ニ妨害ヲ加フルニ於テハ、之ニ對シ必要ノ對抗手段ヲ行使スベキモ、我方ヨリ進ンデ攻勢ニ出ヅルガ如キヨトナキハ勿論ナリ、將又我方ニ於テ上海地方ニ對シ何等政治的野心ヲ有セザルハ固ヨリ、同地方ニ於ケル列國ノ權益ヲ侵害スルガ如キ意圖ナキコトハ既ニ聲明セル通りニシテ、帝國政府ノ上海地方ニ對シ要望スル所ハ畢竟列國協調及相互扶助ノ精神ニ依リ關係各國ト共ニ同地方ノ安寧ト繁榮ノ増進ヲ計リ延テ東洋ノ平和ト福祉トニ貢獻スルニ存ス野村第三艦隊司令長官は二月八日午後四時上海へ到着、直ちに次の如き聲明を發して海軍向後の任務を明かにすると同時に、其任務を達成するため、現に上海附近に集中した陸海兩軍を指揮下に置き、支那側の不法襲撃に備へる態度を明示した。

野村司令長官の聲明

我第三艦隊は在支日本帝國臣民の安全と權益とを保護するの任務を有す、本職は當市の性質に鑑み良く列國と協調を保持し、事態の擴大を防止し、今次事件を速に解決し以て右任務を達成せんことを期す。

茲に新に命を奉じ來着に當り一言聲明す。



### (三) 軍事行動概要

#### イ、最後の通牒

二月七日陸軍先遣部隊の吳淞附近に上陸するや、吳淞砲臺に残る敵約二千八百人に對して威嚇監視の態度に出で、其一部隊は吳淞クリーク南岸の線に配備し、主力は上海北側地區に對する攻撃を準備した。之に對し支那側は蔣介石派たる顧祝同軍が滬寧線によつて十九路軍に彈藥の補充を爲しつゝあること明らかとなり、而かも便衣隊の活躍は共同租界内にて外人を狙撃した事實が頻發したため、英國人在留民有志大會が善後策を協議した結果、十一日朝上海義勇軍參謀たる英國陸軍中佐が第三艦隊司令長官を訪問して、「閩北方面の日支兩軍陣地間に居住する各國婦女子を避難せしむるため明十二日午前八時より正午迄、この方面に限り戦闘を中止す。」といふ休戦提議を持出し、右は支那側の同意を得たものであるとの事で、野村長官も之を承認した。然るに十三日正午迄の休戦期間中と雖も支那軍の射撃は斷續的に行はれ、且つ便衣隊多數を租界内に潜入せしめた形勢もあり、又風説に依れば廣東空軍に屬する飛行機六臺が近日長沙出發南京に着くとの事であるので、我軍は南京政府に對し、廣東飛行機南京着の報あり、之が南京を基地として行動する場合には、戰術的見地より格納庫爆破

の要あり、又下關の日本軍艦を爆撃する場合には軍艦より南京砲撃をなすの要あり、何れの場合に有りても南京を烏有に歸することとなるべし。

との警告を與へた。斯かるうちに二月十四日第九師團を基幹とする我が陸軍部隊は師團長植田謙吉以下陸續として上海に上陸、十五日から逐次閩北方面の陸戰隊第一線と交替、十六日には全部上陸を完了した。先遣部隊たる第二十四混成旅團も亦第九師團長の隸下に入るこゝとなつた。

陸兵上陸以後に於ても我が軍は依然和平解決の希望を持つてゐたので、英國側の斡旋を容れて、參謀長田代皖一郎少將は、十八日午前九時中日聯誼社に於て第十九路軍參謀長范其務と會見し、吳淞要塞の防備撤去、支那軍の二十キロ撤退等を要求したが、支那側は一笑に附して回答せず、已むなく平和的交渉は打切り、十八日午後九時植田第九師團長より蔡廷楷に對し左の公文書を交付し、同時に村井總領事からも吳鐵城市長に對し別項の如き最後の通牒を交付して支那側の反省を促した。

#### 植田師團長より蔡廷楷宛文書

(昭和七年二月十八日)

本職は平和友好的手段に依り任務を達せんとする切なる希望に基き茲に貴軍長に對し左の件を通告す。



一、貴軍は速に戦闘行爲を中止し、二月二十日午前七時迄に現第一線の撤退を完了し、二月二十日午後五時迄に黄浦江西岸地區に於ては租界西北端曹家宅鎮、周家橋鎮及蒲淞鎮を連ぬる線以北、黄浦江東岸地區に於ては爛泥渡及張家樓鎮を連ぬる線以北、各租界の境界線より各二十吉米の區域（獅子林砲臺を含む）の外に撤退を完了し、且つ右地域内に於て砲臺其他軍事施設を撤去し新に之を設けざること。

二、日本軍は貴軍の撤退開始後、射撃爆發及追撃動作を行はず、但し飛行機に依る偵察はこの限りに非ず、又貴軍撤退後に於ては日本軍は虹口附近に於て工部局道路地域（虹口「レエン」の周圍を含む）を保持するに止むべし、

三、貴軍の第一線撤退後、日本軍は其撤退を確認する爲め護衛兵を有する調査員を撤退地域に派遣す、右調査員は日本の國旗を携へ識別に便す。

四、貴軍は右撤退地域外上海附近に在る日本人の生命財産を完全に保護すべく、保護完全ならざる時は日本側に於て適當の手段を採るべし、便衣隊は一切有効に之を禁止すること、

五、上海附近（撤兵區域を含む）に存る外國人の保護に關しては追て商議を行ふこと、

六、排日運動の禁止に關しては一月二十八日吳市長の村井總領事になしたる約束を嚴重に實行すること、

こと、

本項に關しては日本外交官憲より貴國上海行政長官に對し、別に交渉するところあるべし。

以上の諸項にして實行せられざる場合には日本軍は貴軍に對し、自由行動を執るの己むを得ざるに至るべく、其結果生ずる一切の責任は貴軍に在り、

右の通告に對し第十九路軍長蔡廷楷は十九日午後八時十五分に至り左の如き回答を寄せて來た。

#### 蔡廷楷より植田師團長への回答

（昭和七年二月十九日午後七時）

二月十八日午後九時發の書翰を拜閱した。本軍は中華民國々民政府直接の軍隊であるから一切の行動に關しては其命令に従ふべく御表示の各節は既に國民政府に報告し外交部より直ちに貴國公使に回答せらるる、筈で本職には未だ回答することが許されない。

勿論右の件に關しては軍事當局のみの應照に放置せず、之を外交々涉に任じたが、遂に支那側の誠意を認むる能はざるに至つて、村井總領事は十八日午前九時次の如き最後通牒を吳上海市長に交付した。



村井總領事より吳上海市長に手交せる期限附要求公文

(昭和七年二月十八日午後九時)

一月二十八日夜貴國第十九路軍及び便衣隊が日本陸戦隊を攻撃してより以來、閘北方面に於て日支兩軍の對抗あり、二十九日夕刻兩軍間に戦闘行爲停止の約成りたるも、貴國軍隊側に於て屢々約に反きて我方を射撃又は砲撃し、我方に於ても之に應戦せざるを得ざる實情にあり、且又貴國軍隊の計畫的なる挑戰に依り、吳淞及び江灣方面にも軍事行動を見るに至り候、この間貴方に於ては第十九路軍の勝利に關する無稽の虚報を各方面に流布する一方、我が方の公正なる行動に凡ゆる誹謗を加へたる結果、第十九路軍は租界の防衛及び居留民の保護以外他意なき我軍に對して更に新たなる攻撃を加へつゝあり、便衣隊又各所に出沒して依然惡辣狂暴なる行動を止めず、在留日本人は勿論上海租界は之がため非常なる脅威を受け居る次第に有之候

本總領事はこの際速に兩國軍隊の衝突による不幸なる事態の終局を見ること極めて必要なりと認め左記の條件により速に戦闘行爲を終結せしむること、致度、茲に貴國軍隊に對し右要望受諾と共に之が切實々行方御轉達相成度候、若し貴國軍隊に於て右要望を應諾せざるに於ては日本軍隊は之に對し行動の自由を有するものなる次第、念のため申添候

一、中國軍隊は二月二十日午前七時迄に第一線の撤退を完了し、二月二十日午後五時迄に黃浦江左岸共同租界西北端、曹家宅鎮、周家橋鎮及び吳淞鎮を連ぬる線以北、租界の北部境界以北並に黃浦江右岸爛泥渡及び張家樓鎮を連ぬる線以北にして、租界の境界線より二十キロの地域(獅子林砲臺を含む)の外に撤退を完了し、右地域内に於て砲臺其他の軍事施設を撤去し、並に新に之を設けざること、

上海附近に於て前記撤退地域に屬せざる地域にある日本人の生命財産は中國側に於て完全に保護すること、右保護完全ならざる時は日本側に於て適當の手段を執るべし、便衣隊は中國側に於て一切有効に禁止すること、

二、日本軍は中國軍の撤退を確認したる後に於ては虹口附近に於ける工部局道路地域(虹口公園の周圍を含む)を保持するに止むること、

日本軍は中國軍の撤退開始以後は射撃爆撃及追撃の動作を行はざること、但し飛行機に依る偵察はこの限りにあらず、

三、中國軍の第一線撤退完了後、日本軍は其實行を確認するため護衛兵を有する調査員を撤退地域に派遣す、



四、上海附近（撤兵地域を含む）にある外國人の保護に付追つて商議を行ふこと、

追て第十九路軍が今回の行動を執るに至りたるは一月十九日附貴市長宛本總領事書翰中にも言及したる通り、畢竟貴市長が一月二十日附本總領事の要求に對する一月二十八日附貴市長の御回答中表示せられたる抗日會の即時解散及び其他排日運動の禁止に關する約束を切實に實行するの誠意と能力とを有せざりしに依るものと認められ候、依て本總領事は貴市長に對し前記貴市長の約束を迅速且つ完全に實行せられんことを茲に重ねて要求するものに有之候

本總領事は大なる關心を以て貴市長の本件實行を監視するものにして、若し実績擧らざるに於ては我方に於て適當なる手段を執らざるを得ざるに至るべきものなる事を茲に併せて聲明致候、

右の通牒に對し吳鐵城市長は十九日午後七時附を以て村井總領事に次の如き回答寄せた。即ち、

上海方面の事態は日本軍の釀成せるものにして日本に於て一切の責任を負ふべきものなること累次申入れの通りなり、又今般貴總領事申越の各項は當地中國軍隊に傳達致し難し右は何れも日支兩國關係に影響する問題にして兩國外交代表者間に於て處理すべきものなるに付、既に中央政府に傳達し置きたれば外交部より日本公使に何分の回答あるべし、

唯本市長は日本軍が引續挑發し來り、有ゆる破壊止まず、民衆の憤慨日に甚しき今日の情勢に於て

所謂抗日運動の消滅の如きは望み難く、其責任亦日本に在ることを聲明す。

とあり、何等時局收拾の誠意なく、而かも南京政府は吳市長及び蔡軍長に對し

一、支那軍は租界周圍より二十キロに撤退する。

二、日本軍も同様租界周圍より二十キロに撤退せよ。

三、吳淞及び寶山砲臺の永久的武裝解除は拒絶する。

との回答要旨を命令したと傳へられ、毫も和平解決の意思なきこと明らかとなつた。かくて最後通牒の期限たる二十日午前七時となるも支那軍の第一線は依然變化はないし、南京政府からの回答にも接しないので、植田師團長は己むなく午前七時三十分より師團の行動を開始し次の如き聲明を發した。

本職は最近の狀勢に鑑み二月十八日午後九時第十九路軍に對し通告を發し事態を收拾すべき最小限度の要求をなせり、然るに昨十九日夜第十九路軍々長より本職宛て、右通告に對する一切の回答は直接國民政府より帝國公使に對し發送せらるべき旨通知ありたるも、本朝に至る迄國民政府よりは直接間接遂に何等の回答に接せず、一方支那軍第一線は各方面とも撤退せず其敵對行爲は依然として繼續せられ、今や事態を平和的に解決せんとする本職の希望は既に水泡に歸し、軍は最後の手段に訴へ要求を貫徹するの已むなきに至れり。



然れども軍は本来の目的に鑑み努めて軍事行動の範圍を縮少し以て事態の擴大を避け速に租界の危急を救ひ、在留民保護の實を全くせんことを期す。

#### ロ、第一次總攻撃

二月二十日午前七時三十分、第九師團長植田謙吉は聲明を發すると共に、左の如き部署を定めて總攻撃を開始した。

- 一、吳淞支隊（歩兵約二中隊）を吳淞鎮對岸に残置、師團の右側背を掩護
- 二、混成旅團は廟行鎮東方の敵陣地攻撃
- 三、右翼隊（歩兵第六旅團の六大隊を基幹とするもの）江灣鎮及び其北側の敵陣地攻撃
- 四、左翼隊（歩兵第十八旅團の四大隊を基幹とするもの）江灣鎮及び其南側の敵を攻撃
- 五、陸戰隊は現位置固守

右の配備に従つて進撃し、夕刻には混成旅團を以て全馮宅、天主堂の線に、師團主力を以て白楊村西南端顧家宅、江灣鎮東端方濱の線に進出した。此旅師團は中央隊の主力を右翼隊と混成旅團との中心白楊村、孫家宅の線に轉用し、改めて右翼として舊右翼隊の一部を中央隊となし、二十一日拂曉と共に重點を江灣北側地區に保持して攻撃を再興し、逐次敵を壓迫したが江灣鎮市街の敵は中々頑強に

抗戦し、空閑大隊は非常な苦戦を嘗めさせられた。混成第二十四旅團は二十二日拂曉、東部廟行鎮の敵陣地を夜襲し、工兵の必死の活動により、所謂三十六勇士を出現し、作江、北川、江下の肉弾三勇士を出し、激戦の後、午前六時四十分之を奪取した。右翼隊は夕刻迄に吳家屯、普西の線に進出したが左翼隊は前後郭家屯の敵陣地に近迫して夜に入つた。この夜混成旅團右側背及び開北方面に於ては敵の猛烈な逆襲があつたが、約三百の損害を與へて之を撃退した。

廟行鎮の戦鬪に於ては蔣介石直系の第八十八師が第一線に進出してゐること明らかとなつたので、我が陸軍の増兵を必要とする動因となつた。

#### ハ、上海派遣軍編成

是より先き南京政府は「自由に主權を行使し、暴力の脅迫を受けないため」と稱して一月三十日首都を南京から洛陽に移し、軍政部及び外交部だけを残り、蔣介石、汪兆銘等以下洛陽に逃避してゐたが、二月二十二日に至り、軍政部及び外交部をも洛陽に移轉する旨を發表した。さりながら中央軍の上海附近集中は益々熾烈を極むるので、事態の擴大を避けんとした我が方當初の希望は全く蹂躪され、已むなく徹底的打撃を與へて時局を迅速に收拾することに決し、帝國政府は二月二十三日閣議に於て、更に所要の部隊を上海に増派し、第九師團と併せて新たに「上海派遣軍」を編成し、陸軍大將



白川義則を司令官に任じて之を指揮せしむる事に決定したので、第十一師團、第十四師團其他特科部隊は二十七日より逐次内地を出發上海に向つた。

## 二、第二次總攻撃

二月二十五日混成旅團は現狀維持に就き、而して師團主力は當面の敵陣地に對し、陸海兩軍飛行機の爆撃及砲撃の後前進を起した。敵は西方に向つて退却、我第一線部隊は先づ全家橋西北方陣地及び金家橋陣地を、又日没迄には前後郭家宅の陣地を確實に占領し、夜間は敵の局部的小夜襲をも悉く撃退した。正面の敵は六十一師で甚大なる損害を受けたのである。二十六日師團豫備隊と左翼隊とを増加し、江灣鎮西北方嚴家楷の陣地を占領するや、江灣鎮内部及其南方一帶の敵は逐次西方に退却し、二十七日午後二時に至り左翼隊の一部は江灣西端を確實に占領した。是に於て廟行鎮、江灣鎮、閘北を連ぬる線に堅固に構築された敵の第一線陣地は完全に我軍の占領するところとなつたわけで、師團は午後第二線陣地の攻撃を準備することとなつた。

## ホ、第三次總攻撃

白川軍司令官は二月二十九日楊子江口に到着、直ちに海軍側と軍主力の揚陸に就て協定を遂げ、三月一日第三次の總攻撃を決し、第九師團を廟行鎮西方張家橋附近から大行鎮を経て夏馬灣附近に亘

る線に進出せしめ、而して新たに到着した第十一師團の主力は三月一日早朝から劉家鎮の西北七丁口附近に上陸して劉河鎮を占領し、大場鎮、真茹方面に對する攻撃を部署せしむ。

一方支那軍は鐵道を利用して増援軍を集結しつつありとの情報に接したので、海軍側は飛行機爆破の用意をなし、村井總領事をして二十九日附公文を吳上海市長に、同時に各國領事に對しては口頭を以て左の如く通告せしめた。

確報によれば支那軍は近來鐵道を利用して増援軍を當地方に集結しつつあり、右は徒らに事態を擴大する結果を齎らすべきに付、日本軍は自衛上已むを得ざる措置として、三月二日以後嘉興、上海間（滬杭甬線）及び蘇州、上海間（滬寧線）との間に於て支那軍の使用する鐵道線及び軍用列車破壊を企圖せしむるを得ざるに至るべく、一般住民に對する危害を豫防する爲め、當方に於ても周知方取計ふべきも市長よりも上海附近に周知方取計はれたし。

即ち第九師團は三月一日早朝から攻撃を開始し夕刻、南孫宅、中心巷、廟行鎮、田園周家宅の線を占領した。この戦闘に於て歩兵第七聯隊長林大八大佐は江灣鎮西方敵陣地の要點攻撃中壯烈なる戦死を遂げた。

第十一師團主力は海軍及び水上飛行隊の緊密なる擁護の上に早朝から上陸に従事し、午前八時師團



司令部を最後として敵前上陸を完了し、此間南京軍官學校教導隊約百名の機關銃隊に襲撃されたがよく之を制壓し敵は屍體十を遺棄して西方に退却した。かくて午後には南進を續け午後五時茜經營を占領した。此戰鬪に工兵第十一大隊付上田中尉は軍司令官から感狀を授與された。我が損害は將校以下四名、負傷一名、敵の遺棄せる屍體七十であつた。

三月二日海陸軍共に猛烈に戰鬪を續け、陸軍は午後零時半に大場鎮を、次で彭浦鎮、真茹等を奪取し、午後四時半敵は算を亂して蘇州並に松江方面に總退却を餘儀なくした。海軍飛行隊之れを爆撃して多大の損害を與へ、而して本師團は午後四時半劉家鎮を奪取し、引續き嘉定方面に向つて敵を追撃した。

三日第九師團は主力を南翔に、一部を真茹に集結して、態勢の整理を行ひ、第十一師團は主力を以て婁塘方面より、松山部隊を以て南翔より嘉定の敵を挾撃し午後五時過ぎ同地を占領した。又、海軍は主として水雷戰隊、特別陸戰隊、陸軍吳淞支隊及び海軍飛行隊の一部を以て、吳淞砲臺の正面に上陸し、午前九時三十分完全に吳淞鎮及び吳淞砲臺を占領し、同時に吳淞に上陸した第十一師團の高知部隊は寶山城、獅子林砲臺を占領した。

斯くて第十九路軍司令部は敗退に敗退を重ねて遂に遠く蘇州に退き、全面的の戰鬪は茲に休止の狀

態となつたので、わが方に於ては白川上海派遣軍司令官、野村第三艦隊司令長官及び重光駐支公使は協議の結果、三月三日午後二時陸海軍兩司令官の名に於て次の如く戰鬪行爲中止に關する聲明を發表した。

### 聲 明

帝國陸（海）軍は上海附近に派遣せられたる以來、帝國陸海軍と共に平和的手段を以て帝國居留民保護の任務を達成せんことに努力したるも、此見地に依れる我軍の要望は不幸にして支那第十九路軍の容るる處とならず、遂に戰鬪行爲を惹起するに至れり、今や支那軍は帝國陸（海）軍の當初要求したる距離以外に退却し、帝國臣民の安全と上海租界の平和とは茲に回復の徵を認めらるるに至れるを以て、本職は支那軍にして敵對行爲をなさざる限り暫く軍を現在地に駐めて戰鬪行爲を中止せんとす右聲明す。

昭和七年三月三日

上海派遣軍司令官 陸軍大將 白川義則

而して事件突發の當初より居留民保護に任せる海軍部隊麾下一般に對しては三月五日野村司令長官より左の如き訓示を與へた。



## 麾下一般に對する訓示

今次上海事變突發以來、寡兵を以て良く多數の敵に痛撃を加へ陸軍との協同宜しきに從ひ、茲に閩北一帶及び吳淞砲臺地域より敵を撃破驅逐し、租界並に國際水路の安全を確保し以て作戰目的を達成し得たるは邦家の爲め慶賀措く能はざる所なり。

奮戦力闘茲に二ヶ月餘、第一線に在りて銃砲火に暴露せる海陸空諸部隊は勿論、軍需品の配給に當れる後方部隊及上海以外の上流各地に在りて本事變の餘波を未然に防止するに努めたる各部隊等擧げて上指揮官より下一兵に至る迄、不眠不休熱烈なる盡忠報國の至誠一貫し、列國環視の間に於て赫々たる武威と嚴肅なる軍律を嚴守克く皇軍の眞價を發揚したるは本職の衷心満足する所にして深く其勞苦を多とす。

今や能動的戰鬪行爲を停止したりと雖も休戦を意味するに非ず、時局の收拾には前途尙遼遠、その間局面轉換は測り知る可からずして須臾の油斷を許さざるの秋なり、この際一層警戒を嚴にし千仞の功を一簣に缺くの悔を残さず有終の美果を收むるに格別の努力を致さんことを切望す。此機會に當り居留民保護及び帝國權益擁護の崇高なる任務遂行に斃れたる榮譽ある戦死戦傷の勇士に對し满腔の敬意を表す。

昭和七年三月五日

第三艦隊司令長官

海軍中將 野村吉三郎

## へ、内地歸還

上海事件に於ける軍事行動は第三次總攻撃の結果、全く其目的は達成せられたやうなものであつた。勿論その後と雖も支那軍の少數部隊が各地に於て蠢動することもあり、又若干の便衣隊が報復的に後方擾亂的な躍動はあつたが、しかし、既に戰鬪行爲の中止聲明を發した我が軍に對し、支那側當局は勿論、關係列國が速かに協定を結んで停戦すべきことを斡旋するなど、平和的空氣は一方に於て相當熾烈に進捗する形勢にあつた。

然し我が第二次上海派遣軍たりし第十四師團は、三月七日午前十一時三十分吳淞棧橋にその先頭部隊を上陸せしめ、爾後十四日迄に全部隊を吳淞附近から上陸、直ちに劉家鎮、嘉定、南翔の線に前進して第一線の守備を交替し、混成第二十四旅團及び第十一師團は吳淞及び上海附近に兵力を集結した。唯戦機既に去り、支那軍の大々の逆襲も想像されない現狀に於て、而かも國際聯盟等の席上無用の論議を續けつつある情勢に於て、必要以上に軍隊を駐むべくもないから、派遣軍の大半を減兵する事に決し、御裁可を経て前記混成第二十四旅團及び第十一師團の兩部隊に對して内地歸還を命じ



た。即ち下元混成旅團は三月十八日、厚東第十一師團は四月二十四日上海出發、何れも凱旋の途についた。

而して其後詰としては、第一線に第十四師團、上海附近に第九師團を集結して居たが、我國策上の見地から停戦協定の成立すると否とに拘らず、派遣軍一部の改編整理を爲すの要を認むるに至り、先づ特殊並に後方勤務部隊の一部及び第十四師團の古年次應召兵の内地歸還を命ずることとなり、是れ又三月二十五日より三回に分割して第二次撤兵が實施された譯である。

斯くて一方に於ては停戦協定に關する會議が進められ、五月五日その調印を見るや、同月十日在上海の全兵力を撤收することに決し、同時に第十四師團に對しては北滿の匪賊討伐のため滿洲に轉用する件を公表した。依つて第十四師團は師團長松木直亮中將統卒の下に五月九日大連上陸、勇躍北滿に向つて前進した。而して五月十一日附を以て、上海派遣軍の全兵力内地歸還の奉勅命令發せられ、茲に上海事件に關する我が軍事行動は、其出兵の目的を達成して振旅凱旋の途につくこととなつたのである。

上海事件に於ける我が軍の戦死者は六百三十四名、負傷者は一千七百九十一名であつた。

## 第二節 停戦協定の成立

二月二十八日英國東洋艦隊旗艦ケント號で、我が海軍中將野村吉三郎、芳澤外相代理松岡洋右は、前外交部長顧維鈞、十九路軍參謀長黃強と非公式に會見停戦協定の瀬踏をなし、次で三月二日前記四代表に重光公使、郭泰祺外交次長を加へ協議を進め、翌三月三日には白川軍司令官の戦鬪行爲中止聲明により、戦鬪行爲一段落を告げるに至り協定交渉の氣運が表面化した。一方ジュネーブに於ても二月二十九日聯盟理事會は上海停戦を確實ならしむべき希望を決議して之を總會に移し、三月四日聯盟總會は之を可決し、英米佛伊の各國政府は上海駐在の各自國代表者に夫々本問題に協力すべきを電訓した。此に於て三月八日我重光公使は英國公使ランブソンを経て停戦交渉開始方を正式に支那側に提議したのである。然るにケント號上の豫備會談後に我が總攻撃が實施され、之を又支那側が國際聯盟に得手勝手の宣傳をした等の爲め一時交渉停頓したが、漸く三月十四日英國公使ラムブソン、米國公使ジョンソン、佛國公使ウイルダン、伊太利總領事チアノ伯の共同主催の下に英國領事館内に茶會を催し、我方からは重光公使、支那側からは外交部長郭泰祺出席、席上停戦に關する具體的協議を進め、議題として左の如き提議があつた。



- 一、支那軍は後日の決定あるまで現地に留まること。
- 二、日本軍は一月二十八日以前通り租界及び租界延長道路まで撤退すること。但し收容すべき日本軍の人数に鑑み若干は前記の地帯に隣接せる地方に一時留まることを認める。

三、中立國人を含む共同委員會をして相互の撤退を認證せしめること。

覺書一、其他の原則問題は提起せざること。

覺書二、上記の條件の下に確定的協定に達した場合には支那側より一月二十八日付吳鐵城市長の本側宛回答書は有效なる旨の獨立的約言を自發的に行ふこと。

之に對し日本側としては第三項の修正を必要となし、翌十五日重光公使はラムプソン英公使を訪問し。

『中立國を含む共同委員會をして第一項及び第二項の協定の實行を認證せしめ、後日の解決あるまで撤收地帯の一般的狀勢を注視せしむる事』

との修正意見を提議した。

次で三月十九日午前午後の二回に亘つて四ヶ國公使日支兩國代表の豫備會議を開き、右の停戰協定

原案を決定的なものとなし、更に二十一日の豫備會議で原案の精神に基き、

- 一、支那側は南翔、嘉定以西に止まり一切の軍事行動を爲さざること。
  - 二、日本軍は吳淞、大場鎮、眞茹以東の線に自主的撤收を行ふこと。
  - 三、兩軍の撤收地帯は中立國軍隊を以て警備せしむること。
  - 四、停戰會議終了後、支那政府は直ちに圓卓會議を開催して委員を出席せしむる事。
- の諸條件を決定し、二十四日から第一次本會議を開くことを申合せ、豫備的交渉の一切を完了したのであつた。

然るに三月二十四日所謂上海停戰本會議を、英國領事館内に開くや、支那側は例に依つて駁引に終始し、會議は更に進行しない。支那側が固く主張するのは、共同租界に於ける日本軍の駐留すべき地區と、並に其駐留期間の明示とであつた。我方としては軍の駐留すべき期間は一に上海附近の正常狀態恢復を目途とし、その時機の一日も速かに到來せんことを庶幾してゐる譯であつて、豫かじめ定むべき性質のものではないのであるが、支那側は頑強に期間の明示を迫り、兩者の意見は容易に纏らなかつた。唯帝國政府は互讓の態度を以て銳意協定の成立を圖り、會議を重ねること實に十四回に及び、四月七日に至り四國公使は次の如き調停三案を提議した。



第一案。

撤收期日を明示せず、何月何日迄には上海の事態が平靜に歸し、其場合に於て撤兵の可能なる事を期待する旨を日本が一方的に聲明する。

第二案

日本は單に、事態の平靜を待つて撤兵する旨を聲明し、支那は何月何日迄に撤兵は完了するものと諒解する旨の聲明を發する。

第三案

停戦協定は原案のまゝとし、支那側だけ立場を明かにする。

之に對し我國は、第一案を採用することに決定し、その旨重光公使に訓電を發したが、支那側は國內的關係から三案共に不満足と稱して態度を明瞭にせず、頻りに策謀して居たが、突如四月十一日に至り回訓未着を理由に會議を無期延期し、同時に國際聯盟に對し十九人委員會の召集を要請し、停戦問題を聯盟に持ち込んだものである。四國公使殊に英公使ラムプソンをして啞然たらしめたこと云ふ迄もなす。

支那のこの不信行動は、要するに上海停戦會議の各國代表が現地事情に精通してゐるので、その提案は概して現實の事態に即應し、従つて支那側にのみ特に有利な調停案を持ち出さぬのである。處が國際聯盟では兎角現實の事情は理解されず、支那側の宣傳が鵜呑みにされ勝であるから、上海で協定するよりは支那側に利益である。加ふるに支那政府としては自ら協定締結の責任を負ふて國內政客の批難に直面するよりは、協定を聯盟に委任して自己の責任を聯盟に轉嫁した方が得であるといふ魂膽から、問題をジュネーブに移したものである。

かくて支那側要請の十九人繼續委員會は、四月十六日に開會され、當初は大國側の意向で停戦交渉を上海現地になさしめんとするかに見えたが、果然小國側が支那の宣傳に乗つて、停戦會議延期の責任が日本にありとなし、ラムプソン公使案の停戦協定案は不公平であるから、日本軍が撤收して差支なき状態になつたか否かの時期決定は、之を共同委員會の權限に屬せしめるとの非公式決定を見た。もとより之は我國の自衛出兵に基く自主的撤兵權への掣肘であるから、斷じて受諾すべき筋のものでない。そこで問題は益々紛糾し、種々難多な修正案が出て荏苒日を送ると云ふ状態であつた。かゝる間に現地上海に於ては英米公使の斡旋で、四月廿一日交渉再開され次の如き要旨の妥協案が提出された。

- 一、あらゆる形式の戦闘の中止。
- 二、支那軍が其退却地點に留まること。



三、日支兩國の撤收に關し、關係國が規定の實行を怠る時は、之に對し注意を喚起する權限を有す  
(此項は附屬書とすべし)

之に依れば我撤兵も何等容喙を受けるものでないから交渉は順調に進み、二十七日に至り日支間の完全なる妥協に到達したので、ジュネーブに於てもこの妥協案が十九人繼續委員會に提案され、四月三十日の聯盟總會に於て可決採擇された。但し我佐藤代表は日本が聯盟規約第十五條の適用に留保的態度を續けて居たので、此決議案採擇には棄權したが、もとより決議に反對した譯ではなかつた。

かくて五月二日上海に於て關係國代表の調印を終る豫定であつた處、四月二十九日上海新公園に於ける天長節祝賀式場に於て、白川、野村、植田、重光、村井等の文武官及び河端民團長が鮮人の投ぜる爆彈に負傷し、白川大將及び河端民團長は遂に死亡するの大椿事出來し、犯人尹吉奉は直ちに逮捕されたが、之が爲め調印を延期し、五月五日植田、重光兩代表は病床で調印し、午前十時英國領事館に於て調印式を行ひ、茲に支那に於ける軍事行動を終熄せしむる日支停戰協定が成立し、帝國は派兵の目的を達して事件は大段落を告げた。

但し「將來上海の居留民及民衆の安住し得べき境域の完成」を目的とした三月四日聯盟總會の決議に基く圓卓會議は、支那側が種々口實を設けて回避したため遂に開催されず、「別段の取極めある迄」と

の協定の條項は無限に續き、支那は禍根を自ら將來に胎したのであつた。

### 上海停戰協定

第一條 日本國及中國の當局は既に戰鬪中止を命じたるに依り、昭和七年五月五日より停戰が確定せらるゝ事に合意す、雙方の軍は其統制の及ぶ限り一切且あらゆる形式の敵對行爲を上海周圍に於て停止すべし。停戰に關し疑を生ずる時は右に關する事態は參加友好國の代表者に依り確かめらるべし。

第二條 中國軍隊は本協定に依り取扱はるゝ地域に於ける正常状態の回復後に於て、追て取極めあるまで其現駐地點に止どまるべし、前記地點は本協定第一附屬書に掲記せらる。

第三條 日本國軍隊は昭和七年一月二十八日の事件前に於けるが如く、共同租界及虹口方面に於ける租界外擴張道路に撤收すべし。尤も收容さるべき日本軍隊の數に鑑み若干は前記地域の附近の地方に當分の間駐屯せしめらるべきものとす。前記地方は本協定第二附屬書に掲記せらる。

第四條 相互の撤收を認證する爲め參加友好國を含む共同委員會を設置すべし。右委員會は又撤收日本國軍より交代中國警察への引繼の取運びに協力すべく、右中國警察は日本國軍の撤收する時直に引繼を受くべし。右委員會の構成及手續は本協定第三附屬書の定むる通りなるべし。



第五條 本協定は其署名の日より實施せらるべし。  
昭和七年五月五日上海に於て之を作製す

陸軍中將	植田謙吉
特命全權公使	重光葵
海軍少將	島田繁太郎
陸軍少將	田代皖一郎
外交次長	郭泰祺
陸軍中將	戴戟
陸軍中將	黃強

同席者として昭和七年三月四日の國際聯盟總會決議に従ひ商議に助力する友好國代表者

中國駐劄英國公使	サー・マイルズ・ウエツダーバン・ランブソン
中國駐劄米國公使	ネルスン・トルンスラー・ジョンソン
中國駐劄佛國公使	アンリ・オーギュスト・ウイイルダン
中國駐劄伊國代理公使	ジェー・チアノ・デイ・コルテラツォー

第一附屬書

本協定第二條に定むる中國軍隊の地點左の如し(附屬十五萬分一郵政地圖上海地方)(本文略)

第二附屬書

本協定第三條に定むる地方左の如し(略)

第三附屬書

共同委員會は十二名の委員即ち日本國及中國の政府並に三月四日の國際聯盟總會決議に従ひ商議に助力する友好國の代表者たる米國、英國、佛國及伊國の中國駐劄外交代表者の各代表者たる文官及武官各々一名を以て構成せらるべし。(中略)委員會は其決定に従ひ、其最良と認むる方法に依り本協定第一條第二條及第三條の實行を看守すべく、且前記三條の何れかの規定の實行の懈怠に對し注意を喚起するの權限を有す。

尙ほ本事件に就ては當時の我外務大臣芳澤謙吉の個人代理として松岡洋右の中間助力が與つて力あつたことを茲に附記する。



## 第四章 滿洲國の成立

### 第一節 滿洲獨立運動

滿洲事變は、滿蒙に於ける我が特殊權益を極度に否認せんとするが如き舉措に出でた支那の暴虐行為に對する、帝國独自の自衛權の發動であつた。然るに日本軍の勇敢なる行動によつて、沿線地方の秩序が漸次回復され、暴戾なる舊東北軍閥の壓力から解放されて、漸やくその業務に安堵の曙光を感ずるに至つた滿洲商民の間に、澎湃として興つて來たのは、張家二代の勢力を東北四省から一掃して、滿蒙三千萬の民衆のために、保境安民を確保する新たなる滿蒙を建設すべしとする、要望輿論であつた。

當時、東北政權の長官張學良は北平に在り、吉林の副司令張作相は錦州に、黑龍江の副司令萬福麟も亦張學良に隨從して北平に在つたので、東四省の政權を代行するものは遼寧省長臧式毅、熱河の副司令湯玉麟、東北邊防軍參謀長榮臻などと數名のものに過ぎなかつた。而かも事變の發生と同時に榮



臻その他は逃亡し、臧式毅、湯玉麟は屏居して姿を現はさないで、時局を收拾して治安の維持に任ずる責任者なく、全く滿洲は無政府状態に置かれて居た。就中、事變の中心たる奉天の不安には一日も忽諾にすべからざるものがあつたから、市民の要望により、已むなく本庄軍司令官は奉天省城に市政公所を開設し、特務機關長土肥原賢二大佐を市長に就任せしめて、九月廿一日から省城の治安維持と市政の監督施行に任じ、民心の動搖を未然に防ぐの緊急策を講じた。素より日本軍が滿洲自治に干渉せんとするものではなく、治安維持に名を籍りて政權代行の野心を抱くものの續出を牽制せんとするにあつたので、後日地方維持委員會の創設さるるに及んで、直ちに市長を趙欣伯に譲り、毫も我方の他意なきを明示したのである。

斯る間に全滿蒙を通じて新政權樹立運動が活潑となり、地方有力者は先づその地方の秩序維持を主眼とする組織を作り、當面の治安確保に任ずるため、或は委員會を設立し、或は獨立を宣言する等、何れも舊東北政權から分離する態度を示し、更に進んでは、舊東北政權のみならず、南京政府からも離れて、東北四省民衆の福利のため、獨立したる樂土の建設にまで邁進せんとする機運愈々濃厚となるに至り、日本政府は是等の滿蒙新政權運動に日本軍又は日本有力者の關與するを嚴禁し、支那政府また其不安の度を著しく刺戟されたものの如くである。

即ち九月二十四日には奉天に袁金鎧を主班とする遼寧地方維持委員會が成立し、二十六日には吉林に熙洽を長官とする臨時政府が組織され、次いで二十七日には張景惠を主班とする哈爾濱治安維持會が結成、二十九日は熱河の湯玉麟が獨立を宣言し、十月一日には洮南の張海鵬が邊防保安司令としてこれ亦獨立宣言を發表し、引續き十月三日にはコロンバイルの獨立宣言となり、五日には四平街に臨時自治組織決定し、安東、撫順の各市街の自治制施行から、黒河の馬占山、山城子の干芷山等の獨立宣言にまで發展し、必然的に之れが混亂を避け、民衆の要望を統制して、滿蒙を打つて一丸とする思想の團結を必要とする趨向へ進みつつあり。何れにしても此急速に進展し來れる獨立意識は、舊東北政權は勿論、南京政府からも絶縁せんとする傾向を基調とするものたるや可らかとなるに至つたのである。

支那政府は俄然狼狽し始め、一方に於ては敗殘兵を煽助して抗日匪賊の横行に努め、少しも治安維持に關する積極的政治を顧慮せざるに拘らず、滿蒙新政權運動には極度に慄へ、是等の機運は畢竟日本軍の侵略的行爲の責任なりと稱して、日本政府に對して次の如き悲鳴的抗議を申出て來たものである。即ち九月二十九日南京政府は在東京中華民國公使蔣作賓を通じて、幣原外相に對し左の如き口上書を交付して來た。



滿洲新政權問題に關する日華間口上書

(昭和六年十月一日外務省公表)

九月二十九日在京中華民國公使ヨリ左記譯文ノ口上書ヲ接受セリ

口 上 書

泰字第二五號。新聞報道ニ依レバ我國東省地方ニ獨立政府建設ヲ企圖スル組織アル趣ナル處、斯ノ如キ中華民國領土ヲ破壞スル舉助ハ、貴國軍隊ガ未ダ撤退セザル以前ニ於テハ我國政府ハ之ヲ制止スルニ由ナキニ付、貴政府ニ於テ完全ナル責任ヲ負フベキモノナリ。依テ貴大臣ニ於テ右様御承知相成度ク尙右ニ對シ御回答ヲ煩シ度シ

右ニ對シ帝國外務省ハ十月一日左ノ口上書ヲ交付セリ

口 上 書

帝國外務省ハ在本邦中華民國公使館節略泰字第二五號ヲ受領セリ  
今次日本軍ハ自衛措置トシテ一時滿洲地方ニ於テ日本鐵道附屬地外ノ若干ノ地點ヲ占據シタルガ、最近中國側ノ地方的治安維持機關備ハルニ伴ヒ喙次鐵道附屬地内ニ集結シツツアルノミナラズ、此

最地點ニ於テハ當初ヨリ軍政ヲ施行シタルコトナク、又帝國政府ハ現下ノ時局に鑑ミ夙ニ滿洲ニ於ケル中國人ノ政權樹立ノ策動ニ對シ帝國文武官ガ何等ノ獎勵又ハ支持ヲ與フルコトヲ嚴禁スルト共ニ一切適法ノ手段ヲ盡シテ本邦人ガ此種ノ策動ニ關與スルコトヲ取締リ居ル次第ナルヲ以テ、帝國政府ハ何レノ意味ニ於テモ右中國人ノ策動ニ付何等責任ヲ取ルベキ地位ニアラズ。若シ夫レ局部的治安維持機關ノ成立ニ至リテハ滿洲地方ニ於テ匪賊等跳梁ノ現狀ニ際シ、同地方ノ治安ノ回復ヲ計リ、内外住民ノ安全ヲ加へ、日本軍ノ附屬地集結ヲ容易ナラシムル見地ヨリ帝國政府ノ歡迎シ居ル所ナリ。

以上の如き支那政府の狼狽暴露はあつたが、現地滿洲に於ける新政權運動は南京政府の好むと好まざるとには關係なく、保境安民と虐政脱離の願望から逐日これが具體化に向つて躍進した。當時東北四省に於けるその機運の變遷は、當面の治安維持問題から出發して大要次の如き狀勢に動いて行つたのである。

(イ) 奉天省に於ける獨立運動

滿洲事變勃發の發祥地であり、且つ張家二代の本據であつただけに、最も混亂と不安とを豫想されたのは奉天であつた。依つて取り敢へず土肥原大佐を臨時市長に任じて當面の治安維持に備へしめた



が、在奉支那人側に於ても九月二十四日、市政公所内に有力者相集り、地方維持委員會を組織し翌二十五日次の如き布告を公示して民心收約の第一聲を發した。

地方維持委員會佈告

爲佈告事。現經組織地方維持委員會。專爲維持地方秩序。所有金融商業諸事照。常並設警察自衛擔任治安。關於以上事宜均由本會接洽辦理。爾地方商民。毋得無故驚擾。切切此佈。

委員	袁	金	鏗	于	冲	漢	關	朝	璽
	李	友	蘭	丁	鑑	修	孫	祖	昌
	張	成	箕	金	梁	修	兆	元	

中華民國二十年九月二十五日

而して地方維持委員會は市政公所と協力して治安維持に専心すべく、一千名の武装保安隊を組織して奉天城内の警備に任じた。何分にも直ちに獨立を宣言し得ない複雑な事情にあつた奉天省であり、城内には尙ほ舊東北政權に潜勢力を持つた故張作霖の第五夫人を中心とする一部のものが幽居して居たし、遼寧省長臧式毅も亦省民の信任を受け乍ら邸内に窺居する等、形勢は少しも一般省民に諒解さ

れるものがなかつたに拘らず、一方また地方維持委員會其他の有力者間には、南京政府との絶縁論を強調するものも多く、爲めに地方維持委員會の袁金鏗、于冲漢等の中心人物は、九月二十八日東北紳民時局解決方策討論會の名義を以て、獨立政權の樹立と、張學良の錦州政權否認、蔣介石の南京政府にも絶對反對する旨の宣言を發表した。勿論この宣言には吉林の熙洽との間に諒解を完了してゐたのである。

然るところ他方に於ては地方維持委員會と別派の新政權運動を計畫するものがあつて、奉天臨時四民維持會を組織し、恭親王溥偉を會長として専ら滿洲政府復活の策動を志した。蓋し四民維持會は滿洲王朝復辟の氣分を含蓄するものありとの見地から、地方維持委員會との融合に支障を起すの憂あるかに見えたが、此一派は委細構はず獨立政府建設運動に一步を前進し、いやが上にも民心の刺戟と煽動に努力した結果、十月初から月末に及んで東北四省に獨立氣運を大々的に呼びかけ、遂に十月二十八日、東北四省純正民意獨立政府建設研究會を設立し、奉天に事務所を置き、參加するもの奉天各界四十五團體の代表並に吉林、黑龍江、熱河、蒙古の民衆代表を網羅する有様で、特別委員十五名を以て民衆運動に猪突せんとするものであつた。特別委員は恭親王溥偉を筆頭とする左記十五名で、十一月初旬には次の如き聲明書を發表して氣勢を揚げた。







吾人が特に茲に聲明せんとするところのものは更に一あり。吾人實に明德新民の精神を以て有道有徳の士の指導啓發と、東亞文明の先進國たる日本官民の援助によりて眞に東北三千萬生民を主體とせる純民國の建設に關して努力研究に従事せる處を以て、目して前清恭親王の復辟運動なりと誣ひんとするものあること是れなり。此の如きは我委員中に現奉天臨時四民維持會長溥偉氏の存在するが爲めなるべしと雖も、大清帝國の既に存在せざる今日に於ては所謂恭親王なるものは過去の爵號に過ぎず、而して溥偉氏自身も亦清室の存亡よりも生民の苦樂を最も深く憂ふるの精神を公開せるの人なり。吾人在奉の士民が溥偉氏を四民維持會長に推選せる所以のものは、彼が過去の爵號に非ずして其人となり博學高雅の品性を有し、且眞に愛國愛民の精神拔くべからざるものありと認めたるが故なりとす。

我研究會が溥偉氏を擧げて特別委員に選びたるもの此意義に外ならず、今や溥偉氏は祖宗の神靈に誓ひ東北三千萬の民衆と其苦樂を共にし、その存亡を一にするの熱心を以て報國奉公の義務を履行せんとするの一平民として努力せらる。爰に此事實を闡明して遍く中外に告げ、友邦各國人民各位の同情を求め、本會成立の事情を聲明して吾人の僞らざる心事を公開するものなり。

民國二十年十一月吉日

是より先き、恭親王溥偉は十月二十五日奉天臨時四民維持會長に就任し、芝居がかりに北陵に展墓したりして復辟運動の街頭に乗出したかに見えたので、地方維持會委員の袁金鎧は委員の辭表を提出して、暫らく時局の推移を傍觀せんとする旨を申出た。然しながら恭親王等の運動は、東北四省民心の總てを掌握したるものではなく、且つ現に滿蒙を壓する新政權運動は、決して滿朝復辟でなく、滿蒙民衆の獨立にあるのであるから、飽までも地方維持委員會を中心として獨立運動の統制に當らしむることとし、十一月一日には東北交通委員會を復活して丁鑑修之が委員長となり、吉長、吉敦兩鐵道の合併經營を決定し、翌二日には袁金鎧も留任して、地方維持委員會を専心統率することとなり、三日、地方維持委員會は單に治安維持のみでなく、休止中の遼寧省政府の事務を代行して、各縣の自治指導や避難民救済の政務に衝ることに決定、六日その旨管下に、次の如く聲明及び布告を發したのである。

聲 明

事件發生以來政權停頓せるに依り本會出でて維持せり、既に聲明せる如く既往と將來は之を問はざるも目下この過渡期間に於て政權を代行し、全省の政令をして舊に照し施行し、以て人心を安んぜしめざる能はず。



即ち茲に聲明す。

中華民國二十年十一月六日

遼寧省地方維持委員會

佈告

東三省事變發生以來政權停頓さるるに依り本會出でて之を維持せり、凡ゆる交渉事件に既往を問はず、又將來を問はず、但この過渡期間に於ては政權を代行し能はず、而して張氏舊政權及び國民政府と關係を斷絶し、人民をして業に安んぜしめ、官吏の權限を命じ以て人心を安んぜしめんとす、各官廳政府は本會の法令を遵守し、切實に奉行し過る勿れ。特に佈告す

中華民國二十年十一月六日

遼寧省地方維持委員會

委員 袁 金 鎧 (外十名略)

而して十一月九日には遼寧省自治指導部を組織し、于冲漢之れが部長に就任、十日には地方維持委員會は省政府跡に移轉して盛大なる代形式典を擧げ、席上主席袁金鎧は次の如き挨拶をした。事變以來政治停頓せるにより治安維持のため地方維持委員會を組織し、大局の安定と共に解散の管であつた。然る

に今や治安維持の範圍擴大して政權を代行せざるを得ぬこととなつた。この爲め余に對する世評はその善惡を論ぜず敢て意とせぬ。余はたゞ民生保護のため公正純潔を旨とし、この軍事期間中政權を代行し、日支協力本省人民の幸福を謀らんと欲するのみ。

又、遼寧省財政整理委員會を設立し、省政府の財政を公表したが、省政府の財源は主として間接税を以て充當し直接税は總て之れを地方に移讓した。その税目は田賦、牲畜税、牙當税、煙酒牌税、船捐税、剪課税で、完全な地方自治實施の案を樹てたわけである。

豫算は民國二十年度實行豫算を採用し、歳入二千二百萬元、歳出一千二十萬元、差引剩餘一千一百八十萬元であつて、前年度に比すれば實に七千四百九十七萬三千元の大減税を斷行したもので、其歳出の部を見ても次の如く從來の學良政權が省政府收入の九割を軍事費に充てたのに比すれば、如何に民衆の負擔を輕減したかが判り、事變勃發以來澎湃として起つた新政權運動が、滿蒙三千萬の民衆の心からの叫びであることを諒知することが出来るのである。

遼寧省代行政府の豫算歳出の部 (單位千元)

費目	金額	前年比較減
外 交 費	(計上せず)	九〇
内 帑 費 (教育費を含む)	三、四八〇	一、五五四
滿洲國の成立		一八五



財政費	一、四〇〇	三三二
實業費	三六〇	三〇〇
司法費	三六〇	一六〇
軍事費公安隊費	三、六〇〇	七二、四七六

斯くして十一月十一日には奉天を中心とする獨立運動を統制することとなり、前述の東北四省純正民意獨立政府建設研究會は閉鎖され、同月二十日には錦州の張學良擬政府との混淆を避くるため遼寧省を奉天省と改め、茲に奉天は完全に獨立の形態を備ふるに至つたのであつた。而して十二月十五日には地方維持委員會を解散し、新たに奉天省政府組織されて、前主席の臧式毅が衆望を擔つて改めて省主席に就任した。

(ロ) 吉林省に於ける獨立運動

事變後最も早く獨立を宣言したのは吉林の烈治であつた。彼は當時吉林東北邊防軍副司令公署參謀長であつたが、省政府主席兼副司令の張作相が錦州方面出張中にて留守であつたから、早くも大勢を達觀して九月二十六日省政府を成立し、同月二十八日を以て吉林省政府組織大綱を定め、自ら其の長官に任ずると共に次の如き獨立宣言を發表した。

吉林省政府獨立の宣言

本長官は時勢の轉移に依り今日正式に就任し、吉省人士及び同僚諸君と一堂に相集ることを得たるは欣幸とするところである。願れば吉林に赴任して以來忽ち八ヶ年を過し、吉省を見る殆んど第二の故郷に同じ、一切民生の困苦憔悴の情況は實に深く知る處である。幸に尙此邦に服務し、人民の公僕たり、現に擬す。率先して隣國に對し信誼を講じ親睦を修め、認意を披き、公道を布き、虚偽の情を排斥し、専ら眞實を以て相居らば希くは親善の主旨に副はん。内に對し政治を施す綱要に至つては、當然利を興し弊を除くを以て標準となし、一點の私心を挾まず、些細の私利をも圖らざるべし。茲に大要を擧げて鄭重に宣言せん。

一、民意に服従す。

民は國の本なりとは既に古訓の示す處なり。況んや此危急動搖の秋に處しては敢て民意即ち輿論を以て自己の意となさざらんや。衆の好むところ必ず之を察し、衆の惡む處必ず察すべし。凡そ衆情輿論の是とする事項は必ず全力を擧げて以て之に赴き、誓つてその期待に背かざらんとす。

一、吏治を整頓す。

政を爲すは人にあり。虚飾を貴ばず、事に條理あらしむべし。即ち瀆職貪慾の吏員に對しては必ず懲罰を加へ聊かも假借すべからざるは勿論とす。その外面を飾るも實は狡猾にして志虚民に在るものあらば又必ず惡を除いて



盡すを務むの意に基き極力廓清を圖り、總ての政治の光明を期し、民衆と共に更始一新せんとす。

一、言路を開拓す。  
衆思を集めて公益を廣むるは只虚心坦懐に頼るべし。一人の心思を以てしては才力に限りあり、深く其稀薄にして足らざるを恥す。吉林省は由來人材の淵藪たり、切に望む、有志の公平を持して啓沃輔佐せられんことを、本長官は必ず誠意を竭して採納せん。但だ私心を懷きて相攻陷せるもの亦嚴罰に處すべく夫れ各々勉勵せよ。

一、弊政を除去す。  
匪賊は治安の障礙にして、賭博や阿片吸煙は盜賊の根源たり。本長官は必ず責任上毅然たる決心を以て一日も早く之が肅清を期すべし、その苛賦の人民を苦しめ生業を阻害するに足るものあらば、亦當に漸を逐ふて剪除すべし。

凡そ百般の政務は今や均しく善を盡し義を盡し人民の視聽を一新せんことを期す。以上は僅かにその明白にして重大なるものを擧ぐるのみ、余は事に遇ひ時に隨ひ心を竭して處理せん。願くば一身を以てこの艱難の時局を支へ、この難行不進の不運を濟ひ、全省の秩序を維持し人民の安康を維持せん。區々の愚衷は天日に質すべし。幸に共に贊助し且つ諒察を加へられよ、之れ切に希望するところである。

斯くの如く熱洽の獨立宣言は最も早く且つ最も明確に南京國民政府との絶縁を徹底し、着々として

吉林省内に善政を實施したので、民衆は熱洽の新政府に歡喜したし、熱洽また銳意治政の刷新に意を用ひ、或は小作制度の改善を計畫し、從來の誅求に對して四分六制「小作人六分地主四分」を規定した小作法を制定するなど、舊軍閥には思ひもよらざる省民の利福を本とすることに努め、十一月二十日には次の如き施政方針を布告するやら、減刑釋放の指令を發したものである。

### 施政方針布告

政治の本義は庶民の負擔を輕減するにあり、徳を以て刑を緩やかにするは治國の急務なり。吉林は邊疆に位するたれ時勢に應じ改正を要するもの多し、本長官は既に二割の軍費附加税を免除し、更に在監囚は重輕罪たるを問はず、犯情酌量し減刑を計れり。政治の要諦は民を安からしむるにあり、本長官の施政は實に此精神に則り萬難を排して進むものなり。

### 囚人減刑の指令

- 一、無期徒刑は有期徒刑十五年に減す。
- 一、有期徒刑十年以上は残りの刑三分の一を減す。
- 一、有期徒刑五年以上は残りの刑二分の一を減す。
- 一、罰金科料は残りの刑を半減する。

是より先き、吉林省は東北邊防軍副司令たる張作相の勢力下にあり。當時張作相が錦州に於ける張



學良假政權の責任者として匪賊を使簇し日本軍に對抗してゐる情勢にあつたので、明日にも吉林へ歸還すべしとの流言頻りに行はれてゐたところ、烈治の施政宜しきを得、省民何れも新省政府に多大の信頼をかけるやうになつてゐた。よつて省内各縣長等は、學良政權及び張作相の復歸など實現しては一大事とあつて、十月八日、恰も日本空軍が錦州を空襲した日を期して、學良及び作相の復歸を反對する決議をなし、翕然として、滿洲獨立の本運動に参加する氣勢が擧げられるやうになつた。

(ハ) 黑龍江省に於ける獨立運動

黑龍江省は副司令萬福麟が張學良と共に北平にあつたので、省全體を統一して獨立するには至らなかつたが、哈爾濱は特別區として早くも治安維持の必要から自治の實現を急ぎ、九月二十七日、張景惠を首班として哈爾濱治安維持會を成立し、獨立の宣言を發表した。一方黒河の馬占山も亦自ら黒龍江主席を潜稱して獨立を宣言するといふやうな状態であつた。その後、馬占山の對日宣戰の布告(十一月七日)あつて、我軍の馬占山討伐行進等の爲め、本省の獨立運動は聊か立ち遅れの形にあつた。

然るところ、十一月十九日には馬占山軍も潰滅し、我が軍齊々哈爾濱に入城するに至つたので、機を逸せず、齊々哈爾濱の總商會を始め各種團體は黑龍江省新政權樹立に關する運動を開始することとな

り、協議の結果、省主席に張景惠を推戴することに決し、其旨張景惠に懇通すると同時に、廿四日、齊々哈爾濱に省城臨時治安維持會を設立して當面の治安維持に任じた。而かも當時馬占山軍掃蕩のため入城中の我が軍に對し、省城臨時治安維持會には日本人を入れて指導されたい旨を出願して來たほどであつた。

省主席に懇望された張景惠は、馬占山との交渉問題も残り、且つ四圍の事情なほ複雑なものがあつたので暫らく日和見的態度を續けてゐたが、廿六日に至つて愈々黒龍江主席に就任するの決意を爲し、先づその前提として自己腹心の東省特別區顧問陸軍少將英順を正式代表に任命した。依つて英順は廿九日齊々哈爾濱に到着、早速同省の要人で元外交部特派交渉員の玉春と共に新政權樹立に關する準備に取りかかつた。恰も奉天、吉林兩省に於ては滿蒙獨立に關する會議召集の議が進められてゐる時でもあり、黒龍江省に對しても招電を寄せられてゐた機運の最も熟しかけた頃でもあつたので、先づ省内の統制に就ての工作を完成することの肝要なるを知る張景惠は、日本軍と馬占山との間にあつて之れが善後處理に關する斡旋の勞をとることとなり、十二月十一日、呼蘭に於て馬占山と會見、黒龍江省獨立の大局的見地から協議した結果、張景惠は黒龍江省長官に、馬占山は全省警備司令に就任することとなり、又、前東北邊防軍副司令にて黒龍江省主席たりし萬福麟から、錦州假政府を通じて、



新政權樹立に對して種々壓迫の手が入り、省内に於ける策動頻々たるものあつたがために、馬占山との交渉解決はしたものの、なほ黒龍江省の獨立を明示するには幾多の難關が横はつてゐた。

然るに錦州假政權も昭和七年一月一日、遂に錦州を撤退し、既に錦州からの壓迫の手も緩和さるるに至つたので、張景惠は一月一日黒龍江省獨立の宣言通電を發し、三日には國民政府との關係を斷絶して省長就任を通電し、六日堂々と齊々哈爾に入城、七日、新政府樹立式を舉行したものである。斯くの如くにして、奉天、吉林、黒龍江の三省は完全に南京政府から關係を絶ち、各々地方住民の衆望を擔つて獨立し、新政府を樹立したのであるが、是により必然的に起つたのは、全滿蒙の獨立國建設運動への進展であつた。即ち呼倫貝爾、哲里木盟などの内蒙地方も獨立の意圖を有する形勢を示し熱河省主席の湯玉麟も亦、十二月二十三日には錦州假政府援助を拒絶して新政權樹立に合流する意圖を明らかにした。

爰に於てか滿蒙全土に亘る新政權樹立の機運は一層濃厚となり、各省區の實力派は相互に代表使節を交換し、大同團結運動は意外に促進され、唯、政權樹立の形式に於て幾多の意見が論理化さるるやうになつた。

### (二) 建國會議

滿洲獨立の機運は、在滿蒙三千萬の民衆の間に意見の一致したところであつたが、其獨立形態を如何にするかといふことが問題であつた。單に東北獨立政權を樹立するとせば、舊軍閥政權と同様に強大なる武力を必要とし、結局軍閥政權時代に逆轉するの虞があり、従つて國民政府の掣肘をうけて再び滿洲事變を繰返す結果を齎らさぬとも限らぬといふので、漸次獨立政權説から一步を進めて、滿蒙を完全に支那本部より切り放して、獨立したる新國家を建設せねばならぬとの意見が強くなり、而して新國家を建設するにしても、如何なる形式に則つて樹立するかの問題には、日支兩國識者の間に色々な意見が主張された。

奉天省自治指導部長于冲漢の如きは、支那側の意見を代表して次の如き主張を持つてゐた。舊軍閥の霸道政治の惡魔が減じて、東北には眞の政治革命を實現すべき時機が來たのだ、軍閥政治を打破して新に民意を基調とする善政主義を實行せねばならぬ、而して其新旗幟は絶對的保境安民主義にあり、それがため舊軍閥政權及び南京政府とは完全に絶縁した新國家を建設することが絶對要件である。

この議論は奉天省を中心として全滿洲にし瀾漫、殊に現に各地に於て獨立を宣言した首腦者間に共通の觀念にまで發展した。而かも當時全滿蒙に在留した日本人の間にも、日本政府が獨立國建設運動に干與すべからずとの禁制を嚴達したに不拘、自然に勃興したる空氣は日本人側に於ても建國の必至を



要望する聲大となり、殊に夙に在滿邦人青年によつて結成された滿洲青年聯盟の如きは、滿洲の我が生命線を死守するためには、飽までも自衛戦線の確保と、新政権樹立への協力とを熱望し、十一月八日附を以て、日本内地の同胞に向つて次の如き「檄」を飛ばして氣勢を擧げた。

檄

滿 洲 青 年 聯 盟

滿洲刻下の狀勢は、舊張學良政權が永年に亘りて培ひたる殘黨各地に匪賊となりて跳梁し、錦州政府の便衣隊も亦樞要都市を脅し、帝國の權益と在滿邦人の生命、財産は素より、滿蒙三千萬良民の生存權も危殆に瀕し、爲めに皇軍の自衛戦線は、之を擴大せざるべからざる狀勢にあり。尙北滿に於ては、陰險なる馬占山が錦州政府と通謀し、露西亞の勢力を援用して我軍に挑戦し、北滿を攪亂し、以て全滿の治安を破壊せむとす。若し夫れ、帝國にして吾滿蒙の權益を確保せむとせば、更に是の自衛上の戦線を北滿の野に展開し、以て徹底的に權益の確保を期せざる可らず。亦帝國の國際聯盟に於ける主張は、其重點を在留邦人の生命財産の安固と、權益の確保に置くも、斯くては帝國の對支策の核心を誤らしむるものなり。更に左記事項を強調し、全局面の收拾を計るを要す。

左 記

- 一、滿蒙三千萬民衆の希望に添ふべき中國本部政府と絶縁せる新政權の樹立を期す。
  - 二、中國本部に於ける邦人生命財産營業の安固及市場の確保。
  - 三、ワシントン會議に依りて公約せられたる、而も中國に依りて蹂躪せられたる山東諸懸案の解決。
  - 四、是等諸問題の徹底的解決を見る迄は斷乎として撤兵すべきに非ず。
  - 五、既に自衛戦線全滿に展開せられたる今日、必要上直に兵力を増加すべし。
- 右敢て九千萬同胞に檄す。

昭和六年十一月八日

即ち後に滿洲國の成立に當り、五族協和を核心とした思想はこの時既に早くも胚胎してゐたのである。日本人の主張が滿蒙を以て南京政府から絶縁せしめんとしたばかりでなく、滿洲在住支那人の南京政府絶縁要望は更に熾烈なるものがあり、各省政府の首腦部は勿論、一般民衆の熱望は更に切實であつて、其最も熱烈なる現はれば、昭和七年一月十五日奉天の漢字新聞「東北日報」に掲載發表された五十餘團體八十六萬二千餘名連署の「滿蒙新國家に對する我等の期待」なる宣言文であつた。

是より先き、民間諸團體が新國家樹立に期せずして意見の一致するに至る前、各省首腦部は新國家の國體問題に就て種々論議を闘はしたが、帝制、共和制、及び其中間的性質を有する虛君共和制（袁



金鐘の命名)の三派に意見が分立し、又政治組織に就ても聯省自治か中央政權かに意見が分れてゐた、併し滿蒙は飽までも南京政府と絶縁した「自由獨立國」とすべしとの意見は全く一致してゐた、而かも其自由獨立國案の要領とするところは

- 一、軍閥專制政治を排して文治主義をとる。
- 二、民主政體をとること、大總統制、委員長制のいづれをも固持せず、要は民意に本づく善政を行ふことを目標とする。
- 三、立憲政體をとること、憲法を作り、立法、司法、行政を分立せしむると同時に代議政治を布き、議會をして國政と立法に參與せしむることを必要とする。併し民衆の政治意識の低き現在に於て、議會に多數を制する政黨をして内閣を組織せしむることは必ずしも策の得たるものではない。
- 四、滿蒙獨立國を奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區、蒙古自治領の六省に分つこと(東省特別區は吉林省へ編入すとの別説もあり)
- 五、省區の下に縣、市を置き、支那特有の自治制を採用する。
- 六、先づ聯省自治的基礎の下に、中央政府を作り、軍權、司法權、稅權等を統一して、各省區の權限を漸次縮小する。

などといふ點にあつた。而して又、新滿蒙自由國は國防軍を全廢し、人民の負擔を半減以下とする安

居樂住の理想國とすると同時に、門戶開放、機會均等主義により、門戶を世界に解放し、外國の資金と技術を入れて、資源の開発、産業の勃興に重心を置いてゐた。

斯る空氣の中に、前述の五十餘團體、八十六萬二千餘名の連署になる宣言文の發表となつたが、同宣言文には滿蒙三千萬民衆の要望として獨立國家の樹立を要請し、幣制改革と民力培養、交通網の完成と産業の開発、教育の刷新と民族の醇化、官吏の精選と善政の徹底などの項目を擧げて、治政上に於ける希望を開陳し、其序論に於て次の如き概説を縷述してゐる。

#### 滿蒙新國家に對する我等の期待

(昭和七年一月十五日東北日報所載)

#### 一、序 論

滿蒙民衆にとつて最も必要なるは舊東北軍閥、南京政權との腐れ縁を斷絶し、軍閥政權に誅求され、財閥政權に掣肘されることなき獨立國家、滿蒙三千萬民衆が樂しみ榮ゆべき新國家を建設することである。

新國家は須らく王道を以て統治の根本義とせられねばならぬ、我が東洋には三千年の歴史を有する固有の文化がある。その精隨を爲す王道政治がある、王道とは蓋し天意を以て意とし、民心を以て



心とするところの公正無私なる善政である。王道の語は古いが、その内容は世界列國に示して誇るべき政治哲學であり、千秋萬古、常に新らしき力を以て躍動するところの生命である。王道が政治の上に實現さるるとき、其處には權勢もなく、鬭争もなく、四海同胞、均しく鼓腹擊壤して太平を謳歌すべき理想の天地が生れるのである。

過去二十年、わが滿蒙の地は軍權によつて統治された、覇者によつて桎梏を加へられた。彼が汲々として努むるところは一人の榮華であり、一家の權力である。そのためには苛斂誅求も、不義非道も意とするところではない。民の産業を滅ぼすも、生命を奪ふも敢へて顧るところではない。

是れを過去の事實に見よ、張作霖執權の初め王永江が財政の整理を行ひ、剩餘五千萬元の巨額を得、年五分の利息を以て官銀號に預金したことを人々は記憶するであらう。王永江の意志が實現されることによつて省財政の基礎は鞏固となり、惡税の廢止と産業の開發と併ひ行はれ、民衆の福利は着々増すべしと吾等は期待したのである。然るに一人一家のことより他に顧慮するところなき張作霖は、威を關内に振はんとして唯武備に専念し、周圍の勸告と、民衆の期待とを無視し、彼を諫止して止まざる王永江、于冲漢等を斥けて遂に今日に見る如き不必要に尨大なる兵工廠を築き上げた。數次の奉直戰、奉郭戰、兵工廠の擴張、軍隊の整備、總て民福とは關係なき、否、民福を阻害

すべき企てに、民福のために積まれた五千萬元は消費し盡されたのみならず、奉天票濫發の結果は遂に三千萬民衆をして紙屑同様の紙幣を擁いて、薪米の資に窮するの浮目を見せたのである。

張作霖逝いて其子學良が繼いだが、其暴政には變りはない、暴政に抗すべき何等の力をも持たぬ民衆の困窮にも亦變りはない。天道是か非か、吾人は久しきに亘つて、この歎を繰返して來たものである。

さりながら今にして思ふ、天は萬物を照鑑して違ふことはない、霸道如何に榮ゆとも一時である、不義如何に横行すともそれも一時である。天は必ず義人を起たしめて邪を破り正を顯はし以て民衆を救ふ。誠に千古の歴史が之を示し、眼前の事實が之を證してゐる。善隣日本の蹶起に會ふて霸道政治の惡魔は忽然として亡びた。今や絶好の機會である。滿蒙民衆更生の時、王道政治確立の秋方に臻れりである。

願望すれば、茫々たる東北の天地、天然の恩澤豊にしてその土壤は肥え、その埋藏資源又極めて饒い。統治宜しきを得、開拓法に適せば、繁榮期して待つべく、樂土の成就また必ずしも困難ならざるを思はしめられるのである。而して軍閥に頼つて善政を願ふはなほ木に縁りて魚を求むるの愚にも等しい、方途は唯一つ、新國家の建設あるのみである。之れを措いて民福を完ふする途はない。



之を措いて「順天應人」の義に適ふ途はない。之れこそ、東洋平和確立に貢献する唯一の方策である。何れの見地からするも、非難妨害さるべき筋合はない、否、滿天下の同感と支援とを博するに相應しきことを確信するものである。

奉天四民維持會（二十八團體）代表會長 王 維 周

外各團體八十六萬二千餘名

この日、奉天に於ては各省首腦者代表參集して、滿洲新國家建設準備會議を開き、愈々國家建設に邁進することに決定、各々其方途に向つて工作を進行せしめ、二月十一日を以て建國式を擧げんことを打合せた。斯くて各省に於ては夫々省内の意向を取纏め、又一部の者は天津に潜行して宣統帝出廬の工作に着手するに至つた。

既にして各省首腦部の意向も、民間の輿論も合致するに至り、加ふるに滿蒙各地の民間團體から各々その省政府に對して新國家建設の請願殺到する狀勢逼迫して來たので、二月十日奉天に於て第一回首腦者代表會議を開き、滿蒙新國家建設の議を評議したが、結局新國家結成に關する諒解成立し、二月十三日には哈爾濱に於て張景惠、馬占山等北滿の巨星間に重要會議があり、兎も角も二月十六十七、十八の三日間、奉天に於て建國會議を開催することに各省區執政間の意見が一致することとなつた。

つた。

茲に於て、二月十四日には吉林の熙洽、十五日には哈爾濱の張景惠、十六日には馬占山とそれと汽車又は飛行機を以て奉天に乗込み、奉天省省長臧式毅、奉天市長趙欣伯を加へて、愈々建國會議を開催した。而して十六日の會議に於ては先づ次の事項を決議した。

- 一、東北行政委員會の名稱を用ひ、舊東北政務委員會との區別を容易ならしめ、會議は遊動的に開催し一地に常駐しなす。
- 二、委員長を設け其人選は其都度定む。
- 三、十七日發會式を擧げ、一兩日中に宣言を發表す。張景惠、臧式毅、熙洽、馬占山、の四巨頭の外、蒙古王の呼倫貝爾（興安嶺西方地區）凌陞、哲里木盟（洮南附近一帶の地區）齊王及び熱河の湯玉麟を加へる。宣言内容は委員會開設の理由、使命を明かにし、各省政務に統制を行ふの必要を述べ、尙ほ自由獨立、軍閥打倒、平等待遇を標榜し、民衆の福利増進を圖る如くすべきことを闡明す。
- 四、新國家樹立のため熙洽、馬占山は代表者を奉天に止め、其他は引續き奉天にありて只管建設に邁進す。
- 五、將來の首都は長春と決定す。

次いで翌十七日午後、各巨頭は奉天省政府に集合し、新滿蒙國家を建設し其重要事項を議定するために、前日の決議に基き東北行政委員會を組織し、委員長に張景惠、委員に臧式毅、熙洽、馬占山、



湯玉麟、凌陞、齊王を任命して發會式を擧げ、十八日には委員會の成立を左の如く關係各地に通電し尙ほ同時に宣言文も發表した。

## 東北行政委員會成立祝電

新國家を建設し、其の根本重要事項を議定すべく、二月十七日奉天省政府内に於て東北行政委員會を組織し直ちに成立せしめたり。尙本會は成立と同時に右主旨を關係各地に通電せり。本會委員名左の如し（委員名は省略）

## 東北行政委員會宣言

東北に事變發生以來瞬息の間に既に數月を閲し、人民望活の念は宛も飢渴に食水を求むるが如し、茲に更始一新の時に方り、復活蘇生の願愈々切なるものあり、景惠等忝くも推舉せられて省區の領袖となる、舊を革め、新を洗ふの責は他に嫁す能はず、茲に大計を諮る可く一堂に會せるが、皆曰く「鞏固なる團體あるにあらざれば以て全局を策るに足らず、人民の公意に基くにあらざれば以て新猷を建つるに足らず」と、茲に於て東北四省、一特別區及び蒙古各王侯を連結して一機關を組織し、東北行政委員會と命名し、成立と共に内外に通電を發せり即ち此より黨國政府と關係を離脱し東北省區は完全に獨立せり。更に獨立の精神を以て行政の改善を圖らんとす。

先に軍閥は苛斂を布き誅求を肆にし、爲に民衆は熱河深水の裡に在るが如く、殆んど生命さへ保持し得ざる状態にして、鄉村に普き痛苦の涙未だ乾かず、虎狼に等しき爪牙の餘毒尙存す。正に徹底

的に根絶し、再びその枝節をして蔓延跋扈せしむべからず。古經に曰く「民を撫するを后と謂ひ、民を保するを王と謂ふ」とあり、四民蘇生して安息を得ば善政即ち成らん、これ本會第一の使命なり。

近來民衆虐待の專政はその利を恣にし、怨恨茲に集中して社會道德は日に漸く消亡せんとす。社會は即ち國家の基礎、道德は政治の本源なり。古書にも「忠信篤敬ならば蠻貊の邦と雖も行はるべし」とあり、排外政策を持せず、茲に國際戦争をやめ、更に門戸開放、機會均等主義を以て世界民族と共存共榮せん、これ本會第二の使命なり。内を安んじ外に和するは政治の根本なり。已に根本の鞏固を謀る。又宜しく枝幹の繁榮を講ずべし。即ち職業を獎勵勸進し農商を發展せしめ、利を生ずる者をして日に多からしめ、業を失ふ者をして日に少からしめば、社會の利益均霑され、階級の闘争自ら泯んで赤化行はれず、民生以て期すべし。これ本會第三の使命なり。

景惠等は以上三大使命完成の爲め、本會により我が東北各省區人民の爲めに幸福を求めんとす。これ又我が東亞各種族人民の爲め幸福を求むる所以なり。天日は上にありて此宣言を監照さる。邦人君子、夫れ興起して我等を助けよ。

二月十八日

委員長 張 景 惠



委員 臧

式

毅

熙

洽

馬

山

占

麟

湯

陸

凌

王

齊

王

右宣言を發表するや、馬占山は十八日、熙洽は十九日夫々代表を奉天に残して歸任したが、張景惠は暫らく奉天に滯留して、愈々最高政府組織に関する研究準備に着手した。これと同時に全滿蒙を通じての建國促進運動翕然として勃興し、二月十七日錦州縣長主宰の下に同地に建國運動が起つたのを口火として二十日から奉天に於て民衆の示威運動が行はれ、吉林省では二月十四日建國促進準備委員會の主催により各縣から代表者が吉林に參集し、十七、十八、十九の三日間建國促進會議を開き、齊々哈爾でも二月十一日建國示威運動を起し、省政府參議李維周が委員長となつて建國籌備委員會を組織して種々準備に取りかかつた。

是等の民間運動に刺戟されて、東北行政委員會に於ける新國家建設大綱の審議も一瀉千里に促進

し、二月廿五日には統治原則の大綱を決定して之を發表するの段取にまで取り運ばれた。即ち同委員會の發表した新國家組織大綱は大要次の如きもので、新國家の版圖は奉天省政府、吉林長官公署、黑龍江省政府、熱河省政府、哈爾濱特別區行政長官公署、呼倫貝爾都統公署、哲里木盟長公署、昭烏達公署卓索圖公署の滿蒙各區域を總轄するものであつた。

### 新國家組織大綱

- 一、新國家名を滿洲國と稱す。
  - 二、新國家の政治は民本主義に依る。
  - 三、滿洲國の元首名を執政と稱す。
  - 四、滿洲國々旗を新五色旗と稱す。(紅、藍、白、黒、滿地黃旗)
  - 五、新國家の成立と同時に年號「民國」を廢して「大同」と稱す。
  - 六、執政は人民に推戴せられ、立憲制により統治す。
  - 七、將來民意に基き憲法を制定す。
  - 八、執政々治は憲法制定に至る迄の統治形態とす。
- 而して三月一日を以て建國宣言を發表することに決し、東北行政委員會は二月二十八日を以て事實



上其業務を終了したのであつた。同委員會が以上の決定事項を發表した二月二十五日、奉天に於ては再び新國家成立促進全滿代表大會が舉行され頗る盛大を極めた。

東北行政委員會が以上の如く新國家組織大綱を決定する迄には、連日不眠不休の努力を續けた。例へば「國名」を決定するに當つても、滿蒙自由國とか、滿蒙聯省共和國とか、種々の議論があつたが、滿蒙とせば滿主蒙從の意味が含まれるといふ蒙古側の異論があつたので、單に「滿洲國」と定め、「國體」に就ても「聯省自治立憲共和國」と決定するまでには種々なる故障が出たが、就中、元首推戴に當つては、滿洲事變以來、滿洲には人物が缺乏し、殊に新國家の元首たるべき人望を有するものはなかつた。依つて當初から王道樂土新政の地に元首たるべき人は、清國の宣統帝以外になしと、衆望既に一致してゐた。

然し、新國家は所謂新國家であつて、清朝の復辟に非ずとする立前から、宣統帝を一平民溥儀氏として迎へんとし、滿洲から派遣された代表者達は、天津に幽居中の宣統帝に謁して滿蒙三千萬民衆の熱望を傳へて、新共和國の大總統としての出馬を懇請した。

然るに宣統帝は、大總統としての出馬を明確に拒絶して曰く「大總統は聲望ある練達之士が擧げらるべきであつて予の任ではない。但し皇帝として予の復位を求めらるるならば、それは聲望手腕に關

係なく、王統を重んじての推戴であるから考慮してもよい」と。即ち滿洲新國家の國體に就て、共和制とすべきか帝制とすべきかに多くの論議を費したのも、是等に關聯してのことであつたが、新國家は毫も清朝の復辟と關係はなく、従つて宣統帝を滿洲に迎へるのも、滿洲王朝の復活を意味するのではなく、現に滿蒙に在住する五族協和の統帥者として、溥儀氏個人の聲望により之れを迎へんとするのであるから、遂に宣統帝の稱する皇位復辟は新國家の建國精神と合致せざるや明かとなつた、茲に於てか宣統帝並に其周圍の師傅等も四圍の事情を斟酌し、溥儀氏個人の資格に於て滿洲國入りを承諾することとなり、ここに元首名も「執政」とすることに決定したのでといふ。

何れにせよ、東北行政委員會の審議に依り建國の大方針が決定されたのであるが、新國家の對内政策は王道主義を骨子として、東亞に永久の光榮を保つべき理想郷を樹立せんとするにあるのであるから、従つて

- 一、軍閥並に三民主義、黨國政治を打倒して真正民意に基く王道國家を建設し
- 二、暗黒政治を廢し、法律を改良し、地方自治を促進し、人材を登用し賢俊を用ひ、實業を興し、金融を統一し、教育を普及する。

- 三、警政を訓練して匪禍を肅正する。



こと等を徹底的に實現せんことを期し、又、對外政策に就ては

- 一、國際信義を旨とし努めて親睦を求め凡そ國際間の慣例は慎んで遵奉する。
- 二、中華民國と各國と定むる處の條約上債務の滿洲新國家領土内に屬するものは、國際慣例に照し繼續承認する。
- 三、凡そ新國家の領土に居住するものは民族の種類、尊卑の別なく一律平等に取扱ふ。
- 四、門戸開放、機會均等主義を奉じ、商業を興し、利源を開拓するため新國家に投資を希望するものは何國の論なく一律に之を歓迎する。

と云ふ極めて明朗なもので、新たに成立する滿洲國の名に於て世界に宣明せしむるものである。

## 第二節 滿洲國の出現

東北行政委員會を主體とする滿蒙新國家建設に關する審議は、昭和七年一月以來急速に促進し、而かも建國大綱に關する方針も首腦部間に一致するに至つたので、元首として前清宣統帝溥儀氏を迎ふことに決したが、溥儀氏は當時難を避けて天津より旅順に僑居されてゐた。よつて元首推戴等の問題漸やく重要となるや、旅順に向つて凡ゆる手段を講ぜんとする氣配を認められたけれど、溥儀氏は飽までも建國運動の渦中に投ぜず、僅かに舊臣二三を身邊に近づくるのみの状態であつた。しかしこの間に處して吉林の熙洽、洮南の張海鵬、羅振玉、凌陞等の奔走もあり、袁金鎧、干冲漢の一派、

臧式毅一派など、複雑なる心理交錯はあつたが、兎も角も、溥儀氏は東北行政委員會一致の懇請を容れて、帝王でもなく大總統でもなく、單に執政の名に於て新國家に出臨し、時局に善處せんとする決心を固むるに至つた。斯くして三月一日を以て豫定通り「滿洲國」は愈々成立し、左記の建國宣言を中外に發表し、茲に新國家として完全に南京政府と絶縁し、世界の舞臺に登場することとなつたのである。

### 滿洲國建國宣言

我が滿蒙の地は邊陲に屬し開國綏焉たり。これを往昔に徴し分併稽ふべし。地質膏腴にして民風は樸茂なり。解放を経るに及んで生聚日に繁く、物産豐饒、實に奥府となす。然るに辛亥革命後共和民國成立して以來、東省の軍閥は中原變亂の機に乗じて政權を攫取し、三省に據りて已の有となし、獍豺相繼ぎ、竟に將に二十年にならんとす、狼利貪婪、驕奢を逞ふして民生の休戚を顧みることなく、唯々私利をこれ圖る。

内は暴斂横徴、恣に揮霍し、その結果幣制紊亂し、百業凋零するに至れり、且又、時に野心を逞ふして兵を關内に進め、地方を擾害し、民命を傷殘す。一再敗衄するも尙後悔せず、外は信義を蔑棄して聲を隣邦に開き、悉く親仁の規に昧く、専ら排外を事とし、加ふるに警政修らざるを以て盜匪



横行して四境に逼り、致る處擄掠、焚殺して村里は一空となり、老若は溝壑に陥り餓殍は途に載す、我が滿蒙三千萬の民衆が命をこの殘虐無法なる區域の内に託するは死を待つのみ、何ぞよく自ら脱せんや。

今や何の幸ぞ、手を鄰師に借りてこの醜類を驅り、積年軍閥蟠踞し秕政萃聚せる地を一旦にして廓清す、これ天我が滿蒙の民に蘇息の良機を與へしなり、吾人の當に奮然として興起し、邁往勇進以て更始を圖るべきところなり。思ふに内、中原を顧れば改革以來、初めは群雄角逐して爭戰年に頻りなり。近くは則ち一黨專横にして苛政を恥ぢず、何をか民生といふ、實に之を死に置くなり。何をか民權と言ふ。唯だ利を是れ専らにするなり。何をか民族といふ、唯だ黨あるを知るのみ。既に曰く、天下を公と爲すと、又曰く黨を以て國を治むと、矛盾乖謬、自ら欺き人を欺く。種々の詐欺は窮詰するに勝へず、近來、内訌屢々起り、疆土分崩し黨且つ自ら存する能はず、何ぞ能く國を顧みんや。茲に於て赤匪横行し、災禍洵りに起る。海内毒痛し、民怨沸騰し政體の不良に痛心疾首し而して曩日の政治清明の時代を追思せざるはなきも、直に唐虞三代の遠きの如きは幾及すべからず。是れ我が友邦のともに見詰し、而して同じく感慨を深くする所のものなり。それ二十年來試験の得る所を以てするに、その結果は一に茲に到り、亦た廢然として返るべし矣、

乃ち尙ほ疾を諱み、醫を忌み、其舊惡を估みて、詞を民意從新未だ遏抑すべからざるに籍り、其往く所を恣にすれば共產に浸至し、以て自ら亡國滅種の地に陥るに非ざれば已まず、今我が滿蒙の民衆は天賦の機縁を以て力めて振拔を求め、自から政治萬惡の國家範圍外に脱せざれば、勢必ず胥ひ載せて溺るゝに及び、同じく盡くるに歸せんのみ。數ヶ月來、幾度か奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區、蒙古各盟旗、官紳士民を集合し、詳かに研討を加ふる得て意思既に一致に趨けり。惟へらく爲政は多言を取らず、唯實行如何を見るのみ。政體は何等の分ちなく唯安居集樂を以て主と爲す。

滿蒙は舊時本と別に一國たり。今や時局の必要を以て自ら樹立を圖らざる能はずと、應に即ち三千万民衆の意嚮を以て即日中華民國と關係を離脱し、滿洲國を創立する事を宣言す。茲に特に建國要綱を中外に昭布して咸な聞知せしむ。

竊に惟ふに、政は道に基き、道は天に基く。新國家建設の旨は一に天に順ひ、民を安んずる事を主となし、施政は必らず真正の民意に詢ひて私見の或は存する事を容さず、凡そ新國家の領土内に在りて居住する者はみな種族の岐視尊卑の分別なし、原有の漢族、滿族及日本、朝鮮の各族を除くの外、即ちその他の國人の長久に居住を願ふ者も亦平等の待遇を受くることを得、その應に得べき權



利を保證し、それをして糸毫の侵損あらしめず、竝に力を竭して往日の黑暗政治を剷除し、法律の改良を求め、地方自治を勵行し、廣く人材を收め、賢俊を登用し、實業を獎勵し金融を統一し、富源を開闢し、生計を維持し、警兵を訓練し匪禍を肅清せむ。更に進んで教育の普及を言はば、則ち當に惟だ禮教を是れ崇び、王道主義を實行し、必ず境内一切の民衆をして熙々皞々として春臺に登るが如くならしめ、東亞永久の榮光を保ち、世界政治の模範を爲すべし。その對外政策は則ち信義を尊重して努めて親睦を求め、凡そ國際間の舊有の通例は謹みて尊守せざるることなし。その中華民國以前各國と定むる所の條約、債務の滿洲新國家領土以内に屬するものは、皆國際慣例に照して繼續承認す。其自ら我が新國境内に投資し、商業を創興し、利源を開拓するを希望する者あらば、何國に論なく一律にこれを歡迎し、以て門戸開放機會均等の實際を達せん。

以上宣布の各節は新國家の立國の主要大綱たり。新國家成立の日より起り、即ち當に新組の政府に由り其責任を負ふべし。極めて誠懇なる表示を以て、三千萬民衆の前に向ひ其實行を宣誓す、天地照鑑此言に渝ふることなし。

大同元年三月一日

滿洲國政府

滿洲國は遂に生るべき運命の下に於て生れ出た。五族協和、三千萬民衆の總意によつて、前清皇帝

溥儀氏が、滿洲國の一市民となつて元首たる執政の職に就任した、滿洲國の前途に將に燦然たる異彩を放ち、重大なる意義を添ふるものに外ならない。而して其建國の理想は、外に對しては國際信義を全ふし、門戸開放、機會均等を實行し、内に在りては王道的民本主義に基く善政を普及せんとするものである。即ち建國と同時に國是を次の如く定め之れを中外に發表した。

### 滿洲國の國是

- 一、外 交 門戸開放、機會均等、共存共榮主義
- 一、内 政 王道精神に依る民本主義、  
軍資を節減し、税金を輕減し、公表主義に因る。
- 一、財 政 鐵道、自動車網を完成する爲、豫定線は速かに建設に着手する。之が爲めには外國との合併を許す。
- 一、交 通 内外資本の投資を歡迎して製造工業を興し、農業の振興を計る。
- 一、實 業 王道主義を鼓吹し、普通教育の普及を計る。
- 一、教 育 法律の普及、司法制度の完備、民權の保障を期す。
- 一、司 法

斯くて新興滿洲國は元首たるべき溥儀氏を執政として迎ふるばかりとなつた、三月一日建國の當日溥儀氏執政就任懇請委員代表六名は、旅順の肅親王邸に於て溥儀氏と會見、出慮を懇請したが、容易



に就任を受諾しなかつた。そこで代表一行は奉天に歸り協議の結果、更に行政委員長張景惠以下の南下となり、茲に愈々執政就任を決定するに至つた。昭和六年十一月十一日天津事變突發後、比治山丸に搭乘、難を營口に避け旅順に來り、湯崗子に旅愁を慰めて約四ヶ月、昭和七年三月八日迎接使張景惠以下約六十名の隨員を從へて長春の執政政府に入つた時は、側近、舊臣の面々は感激昂奮、聲をあげて慟哭したといふ。

是より先き三月八日、僑居湯崗子を發するに當り、溥儀氏は新聞記者に對し、

余は滿洲國三千万民衆の切なる懇望によりまし、て唯今より當地を出發長春に向ひます。何れ執政就任に際し、余の信する處を宣布する考であります。御來集の記者諸君の熱意に對し深甚の謝意を表します。

と述べ、午前七時三十分夫人鴻秋氏及令妹を伴ひ、北行の途についたのであつた。

執政就任、滿洲國建國式典は、三月九日午後新首都長春の市政公署六禮場に於て嚴肅且壯重に舉行せられた。以下建國式の實況を略述する。

### 建國式の情景

市政府本館の式場は一片の塵も止めぬ迄に掃き清められ、晃々たるシャンデリヤの輝きに花模様の絨毯や緞子のカーテンが美しく映え、執政の高座は正面に一段高く設けられ金色燦然たる金屏風を

立て廻され、崇高壯嚴な氣は式場一面に立てこめてゐる。式場外の時計が二時を報ずると、禮裝に威儀を正し、胸に造花を飾つた招待員と參禮官が先づ式殿に入場する。續いて新國家建設に奮闘した張景惠、臧式毅、熙洽、馬占山、趙欣伯の五名が喜色滿面、相次いで式場高座前に肅然と控へる。蒙古代表の齊王、凌陞の二名は時代離れの辮髮に蒙古風の禮裝を着け定め席に着く。清朝の遺臣として二十餘年孤忠を守り忠節を完ふした鄭孝胥や羅振玉は、無量の感慨に老の眼に涙を湛えて靜かに進む、やや離れて四省の文武官二十餘名、全滿民衆代表二十名が入場する。

やがて、外國賓客として招待された關東軍司令官本庄繁中將、滿鐵總裁内田康哉伯、獨立守備隊司令官森連中將、長春領事田代重徳、關東軍參謀板垣征四郎大佐、關東軍總務部長駒井徳三、滿鐵理事山西恒郎、海軍少將小林省三郎、陸軍參與官土岐章男等が着席するや、午後三時參列諸員の入場を終つて、別殿から參禮官に誘導され、張海鵬を先頭に前後に四名の文武待從を隨へ、古式に則つた嚴めしき支那古風の禮裝を纏つて執政溥儀氏は肅々と廻廊を廻つて式場に入り、正面高座に位すれば、參列の諸員は一齊に嚴肅に迎へ、滿洲人は兩腕を胸に組み、頭を垂れて三鞠躬の禮を行ふ。執政は軽く一鞠の禮を返し着座すれば、滿蒙三千万民衆を代表する張景惠は、黄金の箱に納めた滿洲國の國璽を捧持し鞠躬如として進み、三鞠躬の禮をなし恭しく璽を捧呈す。次いで臧式毅式の如



く三鞠躬の禮をなして執政の印授を捧呈す。恰も支那古代の繪卷物を繰り擴げられたやうな壯嚴な情景が眼前に展開し、崇高な氣に打たれた參列の諸員は何れも暫し恍惚として夢の國を彷徨ふ。この時頌詞を讀み上ぐる張景惠の聲に、我に復つて襟を正せば、高座に起立した溥儀氏は朗々とした力強い聲で、執政就任の左の宣誓文を朗讀する。

### 執政宣言

人類ハ須ラク道德ヲ重ンスヘキニ種族ノ別アリ、即チ他ヲ抑制シ自ラ賞揚ス、其道德タルヤ甚タ薄シ人類ハ須ラク仁愛ヲ重ンスヘキニ國際間ノ争ヒアリ。即チ人ヲ損シ自ラ利ス、其仁愛タルヤ甚タ薄シ。今、我國ヲ建立スルニ當リ道德仁愛ヲ以テ主トナシ、種族ノ別及ビ國際間ノ争ヒヲ除去セハ、正ニ王道樂土ノ實現ヲ見ルベシ、凡ソ我國民タルモノ望ムラクハ努メテ之ヲ勉勵セヨ、

執政宣言を終るや、高座を下りた溥儀執政は本庄軍司令官、内田滿鐵總裁、森司令官、田代領事等に賓禮を以て接手し、一々堅い握手を交はす。此時内田滿鐵總裁は外賓を代表して執政の前に進み、恭しく次の如き祝詞を朗讀す。

### 内田康哉伯の祝詞

壬申陽春三月九日、官民大いに長春に會して滿洲國建國の典を擧ぐ、乾坤光あり、蒼生に喜びあり、史當に之を悠久に傳ふべし、康哉等儀に列る光榮何ものか加へん。諸賢義に昊天の命に従ひ有衆の求めに應じて新に國を樹

て既に東亞の樂土を滿蒙に實現し、永遠の平和を東國に招來するの意を明かにす。天下之を壯とし又之を是として認む、夫れ建國は天業にして創設は大任なり、新政の前途多幸思ふべく而かも有司の勞苦察するに堪えたり。茲に俊徳の人迎えられて政を執り、練達の人選ばれて功を輔け、庶政咸熙期して待つべし、我帝國隣して日東にあり、互に其の交を教ふして以て善隣の誼を盡さば、列國も亦將に來つて友邦の盟を結び相携へて人類の平和に貢獻するあらん。希くは建國の理想大いに揚り、四海同胞均しく天の慶福を享け、その繁榮を樂まんことを。謹みて建國の頌を獻る。

之に對し、滿洲國執政に代つて、寶熙次の答辭を讀む。

### 執政答辭 (寶熙代讀)

我東北三千萬民衆が滿洲國獨立國の成立を宣言して以來、予に再三新國家執政攝行を請はる。憶ふに滿洲は予の祖宗發祥の地にして此處に重ねて推戴を受け、遂に辭退し難く已むなく之を受諾す。今日、大日本軍司令官、滿鐵總裁閣下並に貴賓各位の御來臨を得、鄭重なる御祝詞を受け謝感に堪へず、予、徳薄くして才鮮し、只管期待に副はざらんことを惧る。願はくば國交を親睦にして、民意を尊重し、外に和し内に修め、以て東亞の光榮を發揮せしめんとす。之れ即ち各位と共に欣快とする處なり。茲に謹んで答詞す。と述べ、茲に萬民歡呼のよどめきの裡に建國の大典、執政就任の盛儀は滞りなく終り、執政は側近



侍従を随へて諸員禮拜の間に式場を退出し、別館の執政府に入った。

以上は建國式場の實況であるが、三月十日、十一日の兩日に亙り、全滿各省各縣に於ては一齊に盛大に滿洲國建設祝賀會が舉行され、三千萬民衆は擧げて、獨立建國の美酒に酔ふたのである。

一方執政府に於ては、三月十日新滿洲國の臨時憲法に相當する政府組織法、人權保證法等の基礎法令を發表し、同時に國務總理、各院長、總長も任命、次いで十一日には執政の名に於て大赦と救賑との二つの教令を發した、即ち次の如し。

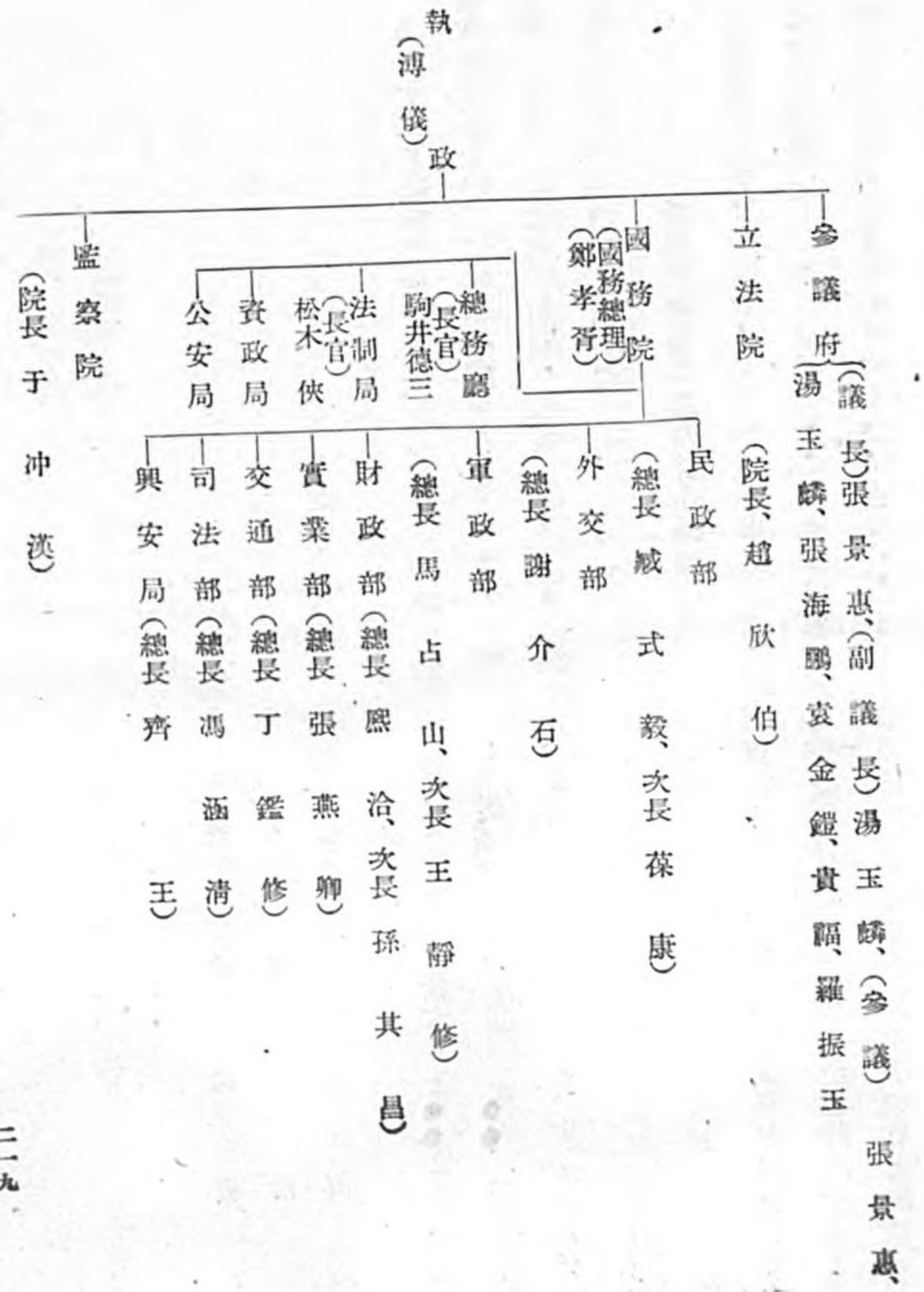
一、大 赦 令

古ノ聖人ハ車ヲ負ヒテ罪ニ泣ク、教ヘズシテ誅スルハ誰カ克ク忍ビンヤ、今、政府組織法第十三條ニ依リ特大赦ヲ行ヒ天ト共ニ更始ス、萬方アルハ予一人ニアリ、茲ニ令ス、

二、救 賑 令

災亂ノ後民政ヲ樂マズ、其極貧者ヘ何ヲ以テ自治センカ、特ニ金二十萬圓ヲ發シ以テ救賑ニ資ス。國務院ニ命ジ地方官ニ公布シ速カニ適當ニ配布セシム。語ニ言ハズヤ、一概スルモノハ後ニカカルト、姑ラク言フ好ムモノノ倡ヲ爲スノミ、茲ニ令ス

而して滿洲建國當初に於ける政府の組織は政府組織法により次の如く重要職員の任命を見た。





省	各
奉天省長	臧式毅
吉林省長	熙洽
黑龍江省長	馬占山

三月十二日國務院會議の決定に基き、列國に對し國家成立の通告を發することとなり、外交部總長謝介石の名を以て、滿洲に領事を有する十七ヶ國（日本、英國、米國、佛國、蘇聯、獨逸、奧太利、白耳義、丁抹、伊太利、和蘭、波蘭、チエツコ、洪牙利、エストニア、ラトビア、リヌアニア）外務大臣宛、次の如き通牒を發した。

滿洲國政府成立の對外通牒

以書翰啓上致候、陳者奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特別區、蒙古各旗盟等を結合して一獨立國政府を組織し、一九三二年三月一日より中華民國と完全に分離し「滿洲國」建設をせるにより、本總長に於て右事實を貴外務大臣に通告することを得るは極めて光榮とする所に有之候。

査するに舊軍閥東北諸省に盤踞し人民の休戚を顧ることなく、惟だ私利を是れ圖り、内は暴斂橫征人民を塗炭の苦に陥らしめ、外は信義を饑棄し、各國を目して仇敵と爲し、如之、支那本部に於ては確固たる統一政府なく、群雄角逐し、戰禍連年同胞を殺激し民生安んぜず、茲に於て滿洲國人民はこの舊軍閥覆滅の機會に乗じ、同心協力して新國家を建設したる次第に有之候。就ては滿洲國政府は内に對しては努めて法律制度の完備を圖り、以て人民の生活を保證し其福利及安寧を増進し、外に對しては左記諸原則を遵守し、以て國交の親睦を期し、世界をして平和に向はしめむとするものに有之候、

- 一、信義を尊重し、事大小となく總て和睦親善の精神に基きて之に處し、國際平和の維持増進を圖る。
- 二、國際正義を尊重し國際法規慣例を遵守す。
- 三、中華民國が各國に對して有する條約上の義務にして、國際法及國際慣例に照し新國家に於て繼續すべきものは、當然之を繼承し且誠意を以て履行すべし。
- 四、外國人が滿洲國領域内に於て有する既得の權利を侵害する事無きは勿論、其生命財産に對しては特に適當なる保護を爲すべし。
- 五、外國人民にして滿洲國に來住せんとするものは何れも極めて之を歡迎し、各民族に對して平等公正なる待遇を與ふ。



六、各國との通商貿易に對しては簡便融和を圖り、以て世界經濟の發展に貢獻す。  
七、諸外國人の滿洲國に於ける經濟的活動に關し門戶開放主義を嚴守す。

以上の諸項は總洲國建設の趣旨に有之候條、貴國政府の充分なる御諒解を請ふと共に、我が滿洲國との間に正式に外交關係を設定せられんことを切望するものに有之候。  
右申進候。

大同元年三月十二日

滿洲國外交部總長 謝 介 右

即ち滿洲國は完全に中華民國から分離した一獨立國として國際場裡に出現したのであるが、之れに對しては南京政府も聊か狼狽し、國際聯盟を通じて種々なる妨害運動を試みたが、帝國政府の對滿政策が飽迄毅然として既定方針に進み、又、滿洲三千萬民衆は期せずして建國に一致した結果出現した新國家であるため、如何とも手の施しやうもなく、三月一日附を以て駐日代理公使江華本をして次の如き抗議文を帝國政府に提示せしめた。

新聞紙の報導に據れば、我が國東省地方に於て獨立國組織せられたりとの趣なる處、斯の如き中華民國の領土を破壊するの行動は、貴國軍隊が未だ撤退せざる以前に於ては、我が國の政府は之を阻止し得ざる次第なるを以て、右に關しては貴國政府に於て完全なる責任を負ふべきものなり。將た又聯盟理事會に於ける貴國理事佐藤尙武氏の言動に徴するも、貴國が右獨立運動を援助せられ居るは明白なり。依て貴大臣に於て右様御承知相成度尙右に對しては御回答を煩し度し。

勿論右抗議文を受領した外務大臣芳澤謙吉は慎重審議の結果、三月十九日附を以て、江駐日代理公使を通じて南京政府に對し、大要次の如き反駁回答を送り、南京政府の筋違ひの焦慮を一蹴したものである。

滿洲に於ては支那正規軍の滿鐵線路破壊に端を發し、我が自衛權の發動に依て舊政權の解消を見たる次第なるが、爾後の治安維持に關しては支那民間に諸種の運動起りたる處、かゝる局地的治安機關の成立は、滿洲地方に於て匪賊等跳梁の現狀に際し、同地方の治安恢復を圖り、内外住民の安全を加ふるものなるにつき、帝國政府の歡迎するところなるが、其後支那民衆の治安維持運動は着々奏功し、終に獨立國を樹立するに至りたることなるが、右は滿洲民衆の自發的行動にして、帝國政府は何等之に關與せず、又本邦人が之に關與することを取締り居る次第なるを以て、帝國政府としては右に關し何等の責任を執ることを得ず、將又聯盟理事會に於て佐藤理事が新國家成立に關し日本が何等かの援助を與へたりとの來示は、全然誤解に出で、帝國政府の承服し得ざるところなる



り。尙滿洲新國家が我が權益を尊重する限り、帝國政府は同情を以て之に臨むことなることを茲に聲明するものなり、右回答す。

爾來、逐日滿洲國の獨立國家的體型は着々と整備され、其外形に於ても内容に於ても新興獨立國として遜色なき進展振りを示すに至つたので、我が帝國は滿洲建國以來の日滿兩國の干係に鑑み、世界に卒先して其獨立を承認する事に決し、昭和七年九月十五日駐滿特命全權大使武藤信義と滿洲國々務總理鄭孝胥との間に於て調印された、「日滿議定書」の締結を以て、帝國政府が條約上に依り正式に滿洲國の獨立を承認し、茲に日滿兩國の不可分關係が根本的に決定されたのである。

## 第五章 國際聯盟に於ける外交戰

### 第一節 理事會の經過

#### 第一項 支那側提訴

滿洲事變突發の報は、九月十九日ジュネーブの「ラ・スイス」紙によつて傳へられ、恰も第十二回國際聯盟總會開會中のこととして、五十餘ヶ國の代表がジュネーブに集つてゐたから、國際聯盟はいたぐく神經を悩ました。殊に十九日午後には今回の總會で改選された新理事國の初顔合せのため、第六十五回理事會が開かれる筈になつてゐたので、理事會議長たるスペイン外相レルーは大いに心配し、使者を日本側理事たる駐佛大使芳澤謙吉の許に派して「今朝の新聞に掲載された奉天事件に關し、日本側から理事會に對して事件の成行きを通報せらるゝに於ては、右事態の鎮靜に資するところ大なるものがあらう」と申入れて來た。



當時國際聯盟理事に新たに選任されたのは、日、英、佛、獨、伊の五常任理事國の外、非常任理事國は中華民國、スペイン、グアテマラ、アイルランド、ノールウエー、パナマ、ベルギー、ポーランド、ユーゴスラビヤの九ヶ國であつた。従つて支那側理事たる駐英公使施肇基は此機を逸せず、例の以夷制夷の傳統的方針を以て聯盟に泣き縋り、事態の解決判断を支那側に有利に導かんとする工作に着手した。よつて芳澤大使は此日の理事會に於てはレルー議長からの申入れもあつたので、開會劈頭次の如き陳述をなした。

本日の新聞報道に依れば、前夜奉天近郊に一事件發生した趣であるが、本理事は議長の希望もあり旁々、今朝政府から入手した最初の情報を理事會に即刻通報する。唯右の情報は不幸にして極めて簡單であることを遺憾とする。

これに據れば奉天近郊、滿鐵沿線に於て日支兩國軍隊に衝突が起つたやうである。よつて日本政府はこの地方的突發事件が不幸なる紛糾に至るを虞れ、之を防止する爲め凡ゆる手段を講じたのとことである。本理事は日本政府に對し更に詳細なる情報を要求してゐるが、政府は必ずや事態緩和につき一切の手段を採るであらうことを確信する。

之れに對して支那側理事施肇基は

本理事は只今日本代表の述べた事件に關する報道を得て誠に痛心に堪えない。唯今までに本理事の受けた報道に依れば、本件の發生に付き、支那側には何等挑發の事實はなかつたやうである。詳細は確報を得て更に理事會に通報するであらう。

と陳述した。レルー議長は兩國代表の聲明に對し満足の意を表し、最後に「日本政府が事態緩和に必要な手段を採る旨の保障を明らかにしたことを理事會と共に満足を以て聴取した」旨を述べ、且つ「本件の急速なる解決を希望する」旨を附言して第一日は其儘終つた。

支那理事施肇基は聯盟理事會の空氣を察知するや、本國政府と打合せ、愈々本問題を理事會の公式討議に上せ、以て聯盟の壓力を利用して日本を窮地に陥れやうとの魂膽から、二十日は日曜であつたので、二十一日次の如き覺書を聯盟事務總長宛提起した。

#### 支那側の提訴覺書

余は以下の事實に對し理事會の注意を喚起し、且つ聯盟規約第十一條に基き、國際間の平和を維持するに必要且つ有効なる處理を取り得るため、聯盟理事會の會合を招集せんことを要求すべく中國々々民政府より命ぜられた。去る十九日の會合に於て日華兩代表の陳述により、理事會は滿洲に重大なる事件の發生したことを承知せられたことと思ふ。右の會合に於て中國代表は其當時入手した情



報によれば、中國側の過失に依つて生じたものでないことを言明したが、十九日以来余が政府より入手した情報に依れば、事態は最初の報道によつて豫想せられたるよりも一層重大であることが明らかとなつた。即ち

九月十八日夜十時より日本正規軍は何等の挑發なきに拘らず、奉天城の中國兵に向つて砲火を浴せ、兵器廠及び兵營を砲撃し、火藥庫に放火し、寛城子其他に於ける中國兵の武装を解除し、更に奉天、安東その他の市街及び公營物を軍事占領し、現に占領を續けてゐる。通信機關も亦日本軍隊の占領するところとなつた。この暴行に對しては中國兵及び國民は政府の命令に従ひ何等の抵抗も爲さず、事態悪化を來すが如き行動を避けた。

以上の事實よりして、中國は聯盟の一員として、聯盟規約第十一條の規定の下に措置を講ずべき事態發生せりと信ずるものである。故に余は政府の訓令に依り、理事會が規約第十一條に依つて與へられた権限に基き、即時の措置を採らんことを要求する。その措置とは、即ち平和を危殆ならしむる事態の擴大を防止すること、原狀を回復すること、而して中國に支拂ふべき賠償の額及び性質を決定すること、之れである。

中國政府は、理事會の與へる勸告は如何なるものにも之れに應じ、聯盟が其権限に於て爲す如何なる決定にも服する充分の用意あることを附言する。

### 『備考』

#### 「國際聯盟規約」第十一條

一、戰爭又ハ戰爭ノ脅威ハ聯盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハズ、總テ聯盟全體ノ利害關係事項タルコトヲ茲ニ聲明ス。仍テ聯盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有效ト認ムル措置ヲ執ルベキモノトス。此種ノ事變發生シタルトキハ事務總長ハ何レカノ聯盟國ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事會ヲ召集スベシ。

一、國際關係ニ影響スル一切ノ事態ニシテ國際ノ平和又ハ其基礎タル各國間ノ良好ナル了解ヲ攪亂セントスル虞アルモノニ付、聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ注意ヲ喚起スルハ聯盟各國ノ友誼的權利ナルコトヲ併セテ茲ニ聲明ス。

右の覺書は事務總長から各理事國の代表部に夫々配布されたが、其夜、英佛兩國の聯盟部長が我が代表部を訪問して駐白大使佐藤尙武と會見し『理事會で本件の解決に至るまで假機關として左の三件を勸告したい意嚮である』と其内意を傳へた。即ち

- (一) 現地最寄の第三國陸軍武官をして實地調査を爲さしむること
- (二) 占領地より日本軍隊の即時撤退を實行すること
- (三) 日支兩國間の直接交渉開始を約束せしむること



といふのであつたが、之れに對し我が代表部では

(一) 即時撤兵は帝國政府に於て到底承諾せざるべし

(二) 本國政府の訓令到着せざる以前に理事會が斯る勸告を票決するは穩當にあらず

との見地から、日本代表部としては右の内意に對して理事會に於て票決に當つては反對投票の外なき旨を答へたのであつた。

斯くして九月二十二日午前十時半から、第二次公開理事會が開かれ、滿洲事變が正式議題として討議されること、なつた。開會劈頭支那代表の施肇基は先づ起つて、大要次の如き報告並に要求を提議した。

#### 施支那代表最初の要求演説

余は本日特にこの會合を開かれたことに對して謝意を表す。而して先づ昨夜南京より入手した二通の電報を披露しやう。

(第一) 日本側は吉長鐵道を滿鐵に依つて支配することを通告し、滿鐵會社は職員百三十人を吉林に送つた。日本軍は營口、安東、長春、撫順其他の市街を占領し、電信、電話、無電の通信を絶つた爲め詳細の情報を得ること困難である。東京の株式取引所閉鎖さる。日本軍は又皇姑屯を占領し

奉天鐵道本部を占領して職員を退去せしめ、同鐵道に屬する多數の機關車、客車を沒收し、奉天城内に入り奉天地方政府の要人十一名を監禁す。張學良の私邸を襲ひ計畫的に一切の家財を略奪せり連山灣は日本海軍に占領さる。關東州の關東軍司令部は奉天に移動す。朝鮮より尙二大隊滿洲に増派。(以下略)

(第二) 滿洲各地より北平に達した報道に依れば、中國人の生命財産に對する最大の破壊が長春に起り、市街は今や半ば壊滅に歸せんとしてゐる。昨夜の日本軍砲撃の結果市内各地に火災起り、その後の報道に依れば日本軍が同市の完全なる占領を行つてゐる間も火災熄まず、行政府、外事局、公安局其他の官公署も烏有に歸し、其他の民間建物の破壊數を知らず、死者の中には長春地方の司令官あり、中國兵及び人民の死傷者は約六百、日本軍の捕虜となつたもの一千を超ゆ。萬寶山の全地域は日本軍に占領さる。長春公安局長、特別邊境防備司令官、準備市參事會議長其他の官公吏は殺害されたと報ぜらる。

余は日本軍の占領地域の廣さは英國程の面積に近いことを指摘したい。余が唯今通告したる情報は事態の險惡なることを示してゐる。而かも日本兵が中國の通信機關を占領してゐるために、正確詳細なる事情を知ることとは極めて困難である。



以上の電報に依る事實に觀れば、規約第十一條以外の條項の適用が必要ではないかといふ重大な問題にまで立ち至つてゐるやうに思はれる。然し、日本政府に於て迅速且つ有效なる措置を採ることによつてそれが不必要となることを希望したい。結論として余は事務總長に對する通告に述べたやうに次の措置を理事會が採らんことを希望する。

平和を危殆ならしむる事態の擴大を防止すること

原狀を回復すること

而して中國に支拂ふべき賠償の額及び性質を決定すること

勿論急速の措置を必要とするは第一及び第二の方法である。云々

即ち支那代表は以上の如く事實を誇大に、而かも歪曲せる主張の下に(一)事件擴大の防止(二)原狀恢復(三)賠償決定の三項を擧げて支那の要求するところを明らかにした。

之に對し日本代表芳澤謙吉は起つて次の如く陳述した。

#### 芳澤代表最初の應酬演説

余は滿洲に於て發生したる不幸なる事件を遺憾とするに於て人後に落ちないものである。余は本件に關する中國代表の陳述に對しては本國政府よりの訓令に接したる上にて意見を開陳する。しかし

右に先立ち、事態を明らかにし、問題の範圍を局限するため二三の説明を試みやう。

事態の明確なる觀念を作るためには、我々は事件の發生したる地域を考察せねばならぬ。滿洲は幾多の條約によつて保證されたる無数の權益を日本が有する領域であつて、其處には幾十萬の同胞が生活してゐる。この點を先づ考慮せねばならぬ。この廣大なる地域に中國當局は二十二萬の軍隊を擁して居り、日本は條約の規定に基き約一萬の守備兵を持つ。奉天だけでも中國兵は二萬四千を數ふるが、日本軍は僅かに一個大隊に過ぎぬ。二萬四千人對五百人の兵力比を有する奉天の近郊に於て今回の事件が起つたのである。

中國代表は中國軍隊側の挑發なしに事件發生せりと論じてゐるが、我々は斯る主張は明白なる證據なくしては之を承認することが出来ない。現に我が政府の情報に依れば、中國兵が日本の鐵道を破壊したゝめに事件が起つたのである。かゝる破壊行爲は滿鐵に對して屢々加へられた處であるが、今回もこの行爲の結果として少數の日本守備兵が應戦せざるを得なかつたのである。事件の擴大を防ぎ、南滿鐵道及び在留國民を保護するためには若干の都市の重要地點を占領することが必要であつた。中國兵が無抵抗であつたといふ主張は事實に反する。現に長春だけでも日本軍の死傷は百五十人以上である。



此事件は孤立したる一事件ではないといふことを忘れてはならない。従前も屢々事件が起り、それが今回の事件に導く雰囲気を作つたのである。前述の如く我々は滿洲に於ては條約に依つて認められたる重大なる權益を持つてゐる。然るに過去數年間に互り、中國側は屢々この權益を侵すが如き行爲に出でた。加ふるに本年初めより、中國兵に依る中村大尉殺害事件の如き不幸なる事件が頻發したるため、それが惡感を挑發し、兩國間の理解を妨げるが如き事態を醸したのである。今回の事件は近來頗る惡化して來た右の如き緊張状態の爆發に外ならないのである。

中國代表は事務總長に宛てたる通告に於て、今回の事件の結果として損害賠償の要求を爲すべき旨を述べてゐるが、日本側の情報に依れば事件の責任は中國軍隊側にあるを以て、斯る主張は全く了解に苦むところであつて、理事會が本件の審議を終らぬうちに右の如き要求を提起せるは妥當に非ざらぬと思ふ。又原狀回復の要求に就ては、現場に於て且つ各地の特殊要素を考察することなくしては適當に解決し得ざる問題なるを以て、此點に就ては本國政府の訓令を受くるまでは何等の意見を發表することは出来ない。

今回の事件は確かに地方的問題である。仍て日本政府は事件發生後直に滿洲軍の司令官に對し、事態を極力擴大せしめざるやうに必要な措置を執らんことを正式に命令した。日本政府は事態を惡化

し又は新たに紛争を挑發する如き意志は絶対にない。況んや中國と干戈を交ふるが如き者は寸毫もない。

余の入手したる情報に依れば日華兩國政府は等しく事件の解決を容易ならしめ、事態の惡化を防止する爲め全力を盡すことに一致せる趣であるが、只今入手したる情報に依れば兩國間に直接交渉に依つて解決せんことを支那側から提案あり、日本政府は其申出を受諾したとのことである。事情斯の如き現狀に於ては、第三國側よりの仲介は却つて徒らに日本側の白熱せる輿論を刺戟するの結果を生じ、事態の平和的解決を一層困難ならしむるに過ぎない。余は本件の平和的解決は兩國政府間の直接交渉に依つて到達せらるべきことを確信するものである。最後に余は本國政府より何分の訓令を待ちつゝあるを以て、右訓令の入手次第、政府の意見を理事會に陳述するであらう。従つて目下の事態に於ては、余は本件の審議を次回の會合まで延期せられんことを要求する。

以上の討論をきつかけとして、芳澤、施肇基兩代表の間に應酬數次に互つたが、最後に英國代表セシル卿から

日支兩國共に重要な聯盟國であり、聯盟の精神を尊重し、規約に基く義務の履行を兩國に對し期待してゐるも、本件の原因及び範圍等に就て兩國の主張を異にし直に判定することは困難である。



しかし過去の先例（ギリシャ・ブルガリヤ紛争に於ける自衛権に關するブリアン發言）もあることであるから、議長から當事國に對し極力事態の悪化を防止する適當なる措置を講じ、占領地より双方の兵力を速に撤退するやう勸告すること

聯盟の機關以外の條約の義務が此紛争に關係してゐる。即ち不戰條約及び中國に關する九ヶ國條約之れであるが、この二條約の締結國たる米國に對して本件に關する理事會の一切の討議の經過を通報すること。

を提議して日支兩國代表主張の仲介案としたが、決議案作製に就て主要理事間の意見纏るに至らず、一旦休憩、午後三時半再開した。

午後の理事會に於ては芳澤代表から英國代表セシル卿の聲明に敬意を表し、帝國政府は國際約定を誠實に遵守しあることを述べ、且つ滿洲に於ける帝國の地歩並に現狀を簡單に説明し「滿洲に於ける帝國の歴史的關係は極めてデリケートにして歐洲人には之れを理解すること困難なり」と附言し、次で施支那代表は「事態益々悪化し其解決は寸時も猶豫すべからず、現下の急務は占領區域の擴大中止占領區よりの撤退にあり」と主張した。何分にも日本代表部に對しては本國政府から滿洲の現狀に關する詳報が到達しないので、芳澤代表は飽まで根本的且つ大局的に滿洲問題を概説して日本の立場を

明かにするに努むるの外なかつたが、支那側は時々刻々局地的の報告に接するものゝ如く、而かも其公報を誇張して理事會に報告するのであるから、兩者の主張が各國代表には呑み込めないものが多かつたらしく、この邊の消息は、後日英國代表セシル卿が「支那の報告は餘りに早く、日本の報告は餘りに遅れた」と皮肉な述懐を漏したほどである。

兎も角も午後の理事會に於ては日支兩國代表の意見を充分に聴取し、芳澤代表からの「會議を翌朝に延期されたし」との要求をも諒知したが、レルー議長は次の権限を一先づ議長に與へられんことを要求した。

一、日支兩國政府に對し、この上事態を重大化せしめ、又は問題の平和的解決を妨げるやうな行爲を避くる様至急兩國政府に要請を發すること

二、兩國代表と商議し、兩國國民の生命及び財産の安全を危殆ならしむることなくして、兩國とも軍隊を即時撤退し得るやう、適當なる方法の發見に努むること

この議長の提案に對してドイツ、フランス、イタリー、ノールウェイ、ポロランド、イギリス、スペイン、パナマ等の代表から夫々賛成意見の發表あり、支那代表は「決議案の商議とは日支代表間の直接交渉でなく、理事會の中に於ける商議と云ふ意味に於て本決議を受諾する」と聲明し、我が芳澤代



表は『政府の訓令到着以前に決定するは過早なり』と主張し結局單に議長の宣言として之を發表することとし、次の如く滿場一致可決（芳澤代表棄權）して、同夜直にレルー議長の名に於て日支兩國外相宛電報を發した。

### レルー理事會議長の通告

滿洲に於ける事態に關する聯盟規約第十一條に基く支那政府の訴へ審査の爲め、本日の會議に於て理事會は全會一致を以て左の措置を執る事を余に許可したることを閣下に通告するの光榮を有す。

- (一) 現状を悪化し問題の平和的解決を害する虞ある一切の行爲をなさざるべき緊急通告を支那及び日本政府に送る事
  - (二) 各自の國民の安全及びその財産の保護が危殆ならしめらるる事なくして兩國が各自の軍隊を直ちに撤退し得べき適當なる手段を支那及び日本の代表と意見交換の上探求する事
  - (三) 尙理事會は本件に關する理事會議事録及び書類を參考の爲め北米合衆國政府に送附することを決定せり
- 余は理事會が閣下に送附することを余に許可せる右の通告に應ぜられ、貴國政府が現状を悪化し或は問題の平和的解決を害する虞ある何等の行爲も爲さざる様一切の措置を執らるべしとの確信を有し、尙余は前記第二項實行のため日本及支那代表者との意見の交換を開始せんとす。

余は右意見交換の爲め英國、佛蘭西、伊太利の代表者と協力す、第三項の決定は既に實行せられたり。

右聯盟理事會議長よりの通告に接した帝國政府は、豫て今次の事件に關し中外に對する聲明を準備して居たので、之と關聯して聯盟への回答も作成することとなり、二十四日夕刻閣議に於て帝國政府の第一次聲明と同時に次の如き回答文をも決定し、幣原外相の名に於て芳澤代表を通じてレルー議長宛打電した。

### 帝國政府の回答

一、理事會議長通告の第一點に關しては事變發生當初より我が軍隊はその行動を居留民の安全、鐵道の保護及び軍隊自體の安固に限局し居り、又政府としても終始事態の悪化擴大を防ぐ方針を固く持し居ると共に日支兩國間に於ける交渉に依り本件の平和的解決を一日も速かにせんことを専念し居り、今後もこの方針を變更する意思毫末もなし。

二、尙通告第二點については、日本軍隊は概ね鐵道附屬地内に復歸しをり、鐵道附屬地外としては警戒の必要上、吉林並奉天城内に多少の部隊及び數個地點に若干兵員を止め居るも、右はいづれも軍事占領にはあらず、即ち右は在留邦人の安全及び鐵道保護の必要範圍内の最大限度にまで撤



退し居るものにして、事態今後の改善に伴ひ更に能ふ限り鐵道附屬地内に復歸せしむる方針なるを以て、右日本政府の誠意ある態度を信頼ありたし。

是より先き二十二日夕刻よりジュネーブに於てはレルー議長及び英、佛、獨、伊の常任理事國から成る五人委員會が、芳澤代表の出席を求めて、其席上英國代表セシル卿から

此際最も緊急を要するは現地の實狀を詳知することであるから、在北京の各國武官をオブザーバーに任じて滿洲の現地を調査せしめては如何

との提案あり、佛國代表も亦『日本側から自發的にオブザーバー派遣の件を提議しては如何』と進言したが、芳澤代表は『其效果の疑問なる行動によつて、第三國が干渉するとの感想を日本の國民に與ふるは無用のことなるが、一應政府に請訓すべし』と約束した。しかしこの芳澤代表の約束も次いで到着した帝國政府のレルー議長に對する回答によつて、全然その必要を認めないことを明らかにしたが、當時は未だなほ政府からの回答に接せざる時であつた。よつて聯盟ではなほも事務總長ドラモンド、政治部長杉村陽太郎を芳澤代表の許に遣はして調査委員の編成について内諾を求めしめたので、芳澤代表は

目下は本國政府に取次中である。然るにその取次中に承諾を求めやうとするのは我を強要するもの

であつて、絶対に承諾することは出来ない。

と拒絶した。茲に於てか二十三日夕刻理事會秘密會を開いて協議の結果

日支兩國政府の選定に係る第三國人各二名、及び理事會の任命する第三國人三名、合計七名を以て現地を調査し理事會に報告せしむ

といふ案に折合ひ帝國政府に問ひ合すこととなつた。がしかし、此問題は結局帝國政府の議長に對する回答により態度が判明したため問題とならなかつた。

一方又、理事會議長は日支兩國外相宛に通告を發すると同時に、米國政府に對してもその旨申送るといふに、米國政府からも日支兩國政府に同様の通告を發せられたしと要求したものである。即ち聯盟は聯盟内の出來事に關し聯盟外の米國に協力を求めたものであるが、米國も亦先例を破つて直ちに聯盟の政治的行動に對して協力するの舉措に出でたのであつた。二十四日、米國々務長官スチムソンは在ワシントンの日支兩國代表に大要次の如き覺書を手交した

#### 米國政府の日支兩國政府に手交した最初の覺書（要旨）

米國政府及び國民は、過去數日間に滿洲に於て發生したる事變を遺憾とし大いに憂慮してゐる。國際關係に於て平和の原則と手段とが行はるべしとの當國の熱心なる希望に鑑み、又國際間の紛争を



武力に訴ふることなくし調節することを目的とする諸條約存在し、其或ものに付ては米國が當事者たるに鑑み、米國政府は日華兩國政府が各自國軍隊をしてこれ以上敵對行爲をなすことを差控へしめ、且國際法及び國際協定の要求を満すやう其軍隊を措置し、且又兩國間の紛争を友好的手段により調節することを害するが如き行動を差控へんことを、兩國政府に希望し得るものと思考する。

斯くして日本政府の拒絶回答は廿四日に、支那政府の受諾回答（註）は廿三日夫々聯盟に到着したので、二十五日公開理事會を開催、日支兩國代表から本國政府よりの通報を報告するところあり、特に芳澤代表は「帝國政府は日支直接交渉に依り平和的解決を熱望し、直ちに商議を開始するの用意あり」と聲明し、支那代表施肇基は「中立國人より成る調査委員の派遣」を要求し、且つ「理事會より日本に對し即時撤退を勸告し、日本にして之を實行せざる時は規約第十五條により理事會又は總會の裁決を仰がざるべからざるに至る」旨を力説し、英國代表も亦「日本の聲明に信賴せんと欲するを以て日本は出來得る限り速に撤兵を完了せられたい」と結び、日支兩國の回答を相互によく研究することを申合せてこの日の理事會を閉ぢた。

（註）支那政府の理事會議長への回答

一、中國政府は理事會が中國政府の申出に對し速に回答せられたるを多とするも、理事會議長の通告せられたる決

定は本問題の最終的解決に至るべき第一歩、且つ豫備的手段なること、及び被害國に對し完全なる満足を與ふべき措置の遲滯なく執らるべきことを信ぜんとす。

二、中國政府は貴電第一項の勸告を無條件にて受諾し、既に之が爲め一切の措置を執りたること、蔣介石が中國國民に與へたる布告に依るも明かなり。

三、貴電第二項については、中國政府は理事會議長が日本軍隊の即時撤退を確保すべき有效なる手段の審査を指導するの任に當られたることを感謝し、右手段の遲滯なく實行せられんことを切望す。生命財産の保護に關しては吾人は日本軍の撤退せる地域に對するコントロールを恢復すると同時に一切の責任を負ふべし。

四、貴電第三項を満足を以て了承す。

九月二十八日の理事會は日支兩代表及び英國代表の意見開陳あつたに於て、何等纏るものなく終り、三十日の理事會に於ては開會劈頭レルー議長より

聯盟規約第十一條によれば、國際間の平和を維持するために適當有效なる手段を講ずることが聯盟の任務であると明定してある。依つてこの立場から聯盟理事會は日本軍の附屬地復歸といふことに最も重きを置いた。併し本問題の極めて特別なる事情に鑑み、殊に日本居留民の生命財産の安全を確保するためには、一定期間の餘裕を與ふることは必要である。故に理事會は一方事態の推移を注視するとともに、他方現狀に於ては本件を近き將來に於て開かるべき會合まで、暫らく討議を延期



することが適當と信ずる。

と述べて次の如き決議案を提出した。之れに對しては芳澤代表先づ賛意を表し、支那代表は「十月十日迄に本決議案の實行されざる時は理事會は勿論他の適當なる手段を講ずべし」と論じ、なほ「撤兵及び現状回復が實行されても、中國は規約による一切の權利を留保し、本件に對する兩國の責任及び賠償額の決定に就いて、理事會の行動援助を要求することを適當と認める」と再言し、其諒解の下に決議案に同意すると述べた。然るに芳澤代表は即座に「支那代表の解釋には同意せぬ、決議案其ものを受諾し得るのみ」と斷言して支那側の留保意見を拒否した。斯くて決議案は全會一致を以て採擇され、理事會は十月十四日迄一先づ閉會されることとなつた。

### 九月三十日理事會の決議

- 一、理事會議長が日支兩國政府に發した緊急要請に對する兩國の回答及び該通告に従ひ爲されたる措置を諒承する。
- 二、日本が滿洲に於て何等領土的目的を有せざる旨の日本政府の聲明の重要なるを認む。
- 三、日本政府は其臣民の生命の安全及其財産の保護が確保せらるゝに従ひ、日本軍隊を鐵道附屬地に引かしむるため、既に開始せられたる軍隊の撤退を出來得る限り速に續行すべく最も短期間

内に右の意嚮を實現せんことを希望する旨の、日本代表の聲明を了承す。

- 四、支那政府は日本軍隊の撤退の續行、並に支那地方官憲及び警察力恢復の成就に従ひ、鐵道附屬地外に於ける日本臣民の安全及び其財産の保護の責任を負ふべき旨の支那代表の聲明を了承す。
- 五、兩國政府が、兩國間の平和及び良好なる了解を攪亂する虞ある行爲を避けんことを欲するを信じ、兩國政府は各自に事件を擴大し又は事態を惡化せざる爲め、必要なる一切の措置を執るべしとの保障を、日支兩國代表より與へられたる事實を了承す。
- 六、兩當事國に對し、其間の通常關係の恢復を促進し、且之が爲め前記約定の履行を續行且速かに終了するため、兩國が一切の手段をつくすべきことを求む。
- 七、兩當事國に對し、事態の進展に關する完全なる情報を屢々理事會に送らんことを望む。
- 八、緊急會合を餘儀なくするが如き未知の事件發生せざる限り、十月十四日（水曜日）同期日に於ける事態審査のため更に壽府に會合す。
- 九、理事會議長が其同僚特に兩當事國代表の意見を求めたる後、事態の進展に關し當事國又は他の理事會員より得たる情報により、前記理事會招集の必要なに至れりと決定する場合は、右招集を取消すことを議長に許可す。



## 第二項 理事會再開と支那側の宣傳

國際聯盟が閉會になると、支那は又も色々な行動を取り出した。十月五日、東京駐劄の支那公使蔣作賓が本國政府の命により、幣原外相に對し、占據地接收を要求する公文書を送つて來た。之に對し帝國政府は同月九日附を以て回答を送り「帝國政府は前顯根本的大綱の協定に就き、責任ある中國代表者と直ちに會商するの用意を有す」と支那側の注意を喚起した。

之と前後して支那に於ける排日貨運動の熾烈なるに鑑み、十月九日附を以て帝國政府は支那政府に對し嚴重なる抗議文を突き付け、支那政府また十三日附反駁の公文を發表するなど、日支間の外交關係は益々惡化の傾向を辿つてゐた折も折、十月八日の錦州空襲事件となり、世界の耳目は再び滿洲事變に集中さるゝに至り、十月十三日から聯盟理事會を再開することに決定したのである。

錦州空襲事件は確かに列強の神經を刺戟した。滿洲事變が滿洲に局限されず、更に進んで北支那から支那全體へと擴大さるる前哨戦でもあるかの如く、錦州爆撃事件が誇大に響いたのは確かである。而も聯盟は閉會中で十月十四日再會との申合せもあるのだから、尠からず焦慮したのが聯盟當局であつた。この機微に乗じて支那の代表部は直ちに活動を開始し、施肇基代表は十月十日附を以てドラマ

ンド事務總長に次の如き覺書を交付して理事會の即時會合を要求したものである。

十月八日、日本軍飛行機は滿鐵附屬地外にして、奉天政府の臨時政府が移轉せられたる錦州の上空に現はれて爆彈を投下し、多數の死傷者を出し財産に損害を與へた。中國政府は事態の極めて重大なるに鑑み、聯盟理事會が極東の平和を保障せんが爲に緊急の措置を講じ、特に聯盟調査委員を即時現場に派遣せんことを要請する。右に對しては其調査及び報告に必要な一切の便宜を提供する意向である。

依つて事務總長ドラモンドは理事會議長レルーの名に於て、十月十日附を以て日支兩國政府に次の如き通告を打電した。即ち

情報に依れば、滿洲其他に於て神經を刺戟し、惹いて解決を一層困難ならしむるが如き事態發生しつゝありと。右の事情に於て余は理事會現任議長として、兩當事國が事態を惡化すべき一切の行爲をなさざるべき旨、理事會に於て約せることに付兩國の注意を喚起するの義務を有するものと思考す。且つ余は兩當事國が理事會に與へたる保障（即ち理事會は其九月三十日の決議中に右保障を了承した）に全然合致する措置を執るべしとの固き希望を有する。

之に對して帝國政府は十月十二日附を以て左の回答を發した。



一、滿洲事件に際し、帝國政府は當初より事態を擴大せしめざる事に努め、附屬地外に出動せる我が軍隊は、南滿洲鐵道の安全、及び同地方に於ける帝國臣民の生命財産の安固にして確保せらるゝに於ては、之を附屬地内に復歸せしむる方針を一貫すると共に、今次事件の圓滿解決は日華兩國の直接交渉に待つ外のなきを信じ、右趣旨を以て聯盟理事會議長の通告に回答し、且つ理事會最終の決議に参加したり。

二、今や滿洲に於ける軍事行動は大體一段落を告げ、事態特に異常の發展あるを認めず。或は日本軍が滿鐵沿線附近に於て、中國兵匪の暴虐的襲撃の渦中より多數鮮人を救援せんがため一時出動して之を保護收容し、直ちに原地に復歸せる事實の如き、或は最近錦州に於て敗殘軍隊を糾合し滿鐵沿線の治安を擾亂するの策動ありとの報に接し、之が偵察に赴きたる日本軍飛行機が中國軍隊の狙撃を受けたる結果、之に對抗して爆撃を行ひたる事實の如きは、爲に新たなる事態を現出したるものとする觀測もなきに非ざるべしと雖も、右鮮人が現實に危害に暴露せられたる場合に就ては、人道上日本軍が之を默過し得ざること云ふを俟たず、錦州事件も亦た現地の情勢を諒解すれば直ちに首肯し得らるべし。即ち曩に日本軍が在滿中國軍隊の挑發を受け自衛的反撃を加へたる以來、現状の興奮せる事態は未だ何等緩和せられたるものなく、固より戰爭状態に在らざる

は明瞭なるも、日本軍としては前記中國軍隊の行動に對し偵察を遂げ、適當なる警戒を加へざるを得ず、此現状に於て錦州事件の發生を見るに至れるものなり。斯くの如き發生的事實を以て、直ちに事態を擴大する性質を有するものと認むるは真相を誤まれるものと思ふ。

三、日本軍艦が長江方面に出動せる爲め事態を擴大しつゝありとの報道に關しては、事實は全く之に反し、却つて最近中國自ら其各地に於ける排日運動に依り事態を擴大せしめつゝあるに對し、日本は絶えず隱忍自制の態度を持し、若干の危険地方に在りては既に領事館員及び在留邦人の引揚を實行せり。今次排日運動に就き支那政府に抗議せると前後して軍艦を上海方面に派遣したるも、是れ全く在留邦人の生命財産の脅威に對する不安を除去し、萬一の場合之が保護に任ぜん爲に外ならずして、列國が同様の場合に處すべき慣例の範圍を出でず。

四、先般の聯盟理事會に於ける討議の模様並に決議に徴するに、現に滿鐵附屬地外に出動する日本軍隊の撤兵と共に、速かに中國官憲が之に代りて治安維持に當り得るものゝ如く考ふるものありと雖も、現場の状況は上述の通りにして、地方治安の維持は事實上斯くの如く簡單に確保し得らるべき事態に在らざるのみならず、現に最近に於ては今次衝突發生の現地と距りたる中國各地方に於てさへ邦人の生命財産に對する脅威益々加はり、新に軍艦増派等の必要を生じつゝあるに願



みれば、右現地に於て日本軍隊の滿鐵附屬地内に全部歸還する方針の實行が如何に困難なるかを察し得べし。

五、帝國政府の所見を以てすれば、目下最先の急務は日華双方協力して國民的感情の緩和を圖るに在り、之が爲には速に兩國間に於て、正常關係確立の基礎たるべき數點の大綱を協定するを要す。右大綱の協定を了し、従つて國民的感情の緩和を見るに至らば、日本軍隊は茲に安んじて全部滿鐵附屬地に歸還することを得べし、帝國政府は前顯根本的大綱の協定に付き責任ある中國代表者と直ちに會商を開始するの用意を有す。

以上の如き問答あつて聯盟事務局は、十四日再會の理事會を一日繰上げて十三日正午からジュネーブに開催することとした。

當日は議長のスベイン外相レルーが國內事情の爲め出席不能となり、スベイン代表マダリアが代つて開會を宣し、なほレルー議長出席不能となつた事情を説明して、フランス代表が代つて議長席に就くことを提案し理事會の贊同を得た。依つてフランス代表ブリアン外相議長席に就いた。此日出席した各國代表者の氏名は次の通りである。

日本 芳澤謙吉 (駐佛大使)

中華民國	施肇基	(駐英公使)
英國	レディング	(外相) 後にセシル卿
佛國	ブリアン	(外相)
獨逸	フォン・ムチウス	(外務省聯盟局長)
伊太利	グランヂ	(外相) 後にシヤロヤ
西班牙	マダリアガ	(駐米大使)
諸威	コルバン	(駐佛公使)
愛蘭	レスタール	(聯盟常置代表)
ユーゴ・スラヴィア	フオチツチ	(外務次官)
波蘭	ソカル	(公使・聯盟常置代表)
グアテマラ	マス	(前外相・聯盟常置代表)
パナマ	ガラ	(駐英佛公使・前外相)
秘露	バレット	(聯盟常置代表)

新議長ブリアンは先づ『再開期前に理事會を召集するに至つたのは、錦州事件のために支那代表から請求があつた故である』と説明し、ホイコットに對する日本の抗議、及び撤兵に關する支那側の要求のあつたことを述べ、最後に米國政府は理事會の行動に全然賛成すること、及び二名のオブザーバ



「を派遣した趣を通告し來つた旨を報告した。次いで支那代表施肇基は

九月三十日の理事會が其會議を二週間延期した時に十月十四日迄には日本軍が撤退し原狀に復するものと期待したけれども、事實は反對で却つて占領、侵略、暴行の行爲が頻發し、錦州爆撃に依つて其頂點に達した。これが爲に中國政府は理事會の速開を要求したのである。

と前提して、日本軍が附屬地若くは支那領土外に撤兵し事變前の状態回復の必要を力説して從來の主張を繰返し開陳した。而も蒋介石の國民に對する布告の内容を説明して、支那の無抵抗主義と聯盟信賴とを誇稱して一流の宣傳演説を試み、午前の會議を終つた。午後の會合に於ては芳澤代表は支那代表の所説を一々論駁し、支那領土外への撤兵の不條理を難じ、蔣の布告は有名無實のものである事と支那側の無稽の宣傳を難詰した。次いで錦州事件の真相、滿洲と日本との歴史的關係を詳述したる後帝國政府が居留民の生命財産保障に伴ひ、撤兵すべき確乎たる方針には變化はないが、今回の如き重大なる問題を解決するには、理論を離れて實際に即することを要する。理事會の急務は兩國間の感情緩和を圖るの方策を探求するにあり、此意味に於て日支兩國間に直接交渉の必要を力説して來たのである。

と論及し、約一時間の大演説を試みたが、支那代表は之に對し更に「日本軍が支那領土を占領する限

り排日運動を除去するは困難であり、日支直接交渉も日本軍撤兵の完了せざる限り之が開始は不可能である」と固執し、芳澤代表は「現狀に於ては日支間に大綱の協定を遂げ、事態を緩和せざる限り撤兵は不可能である」と斷じて譲らない。

茲に於てか議長ブリアンは

吾々は本件に關し兩當事國から充分の説明を聴取したが、日本政府には何等領土的の野心なく、在外臣民の生命財産の安全を念としたことを了承した。又支那側に就ては排日運動に依り復讐の底意なきことも明瞭となつた。しかし聯盟理事會としては極めて重大なる危機に直面してゐるので、予としては問題解決に至るまで兩當事國が事態を悪化せぬように、又新たな事端を起さざるやう切望する。而して兩國代表は共に聯盟に對し信賴と忍耐とを持し、平和的解決に盡されたい。

と述べて再開第一の理事會は終了した。しかし聯盟の空氣は此頃から支那側の宣傳に魅せられ、日本の行動に別個の見解を抱くかの雰圍氣となつてゐたので、此際、聯盟以外の米國をも参加せしめて、日本政府を威迫せんとする計畫が、聯盟内に進行されてゐた。米國のオブザーバー招請問題が、かくしてブリアン議長及びドラモンド事務總長から、日本代表部に内示されたのは十月十四日である。然し乍ら本件に關しては法理的にも種々なる疑點あり、且つは米國を引入れて日本の壓迫を試みるとい



ふ印象を受けたので、日本側は同意を表さず、又聯盟事務局長澤田節藏がドラモンド事務總長と會見して見たが、聯盟側では既に他の理事國の同意を取り入れて、十五日午後五時半の非公式理事會に於て決定しようとする段取りとなつてゐることが明らかとなつた。而も米國のオブザーバーには發言權をも與へんとするものであるから、日本側は本件を以て聯盟の基礎法にも關することとして、其決定は全會一致を必要とするとの主張を固持し、飽までも反對すべき旨、帝國政府から代表部に訓令を發せられたものである。

依つて芳澤代表は政府の訓令に基き、十五日午前中次の如き書翰をブリアン議長に宛て發信し、ブリアン議長から之に對する回答を受領して置いた。

抑も滿洲事變並に上海事件が國際聯盟に論議の材料として取上げられたのは、支那の宣傳其效を奏したものと見るべきものがあるが、同時に歐洲主要國間に於ける歐洲問題轉換の好資料に利用されたいふ事實は否定出來ない。國際聯盟が歐洲問題を極東問題に轉換して歐洲各國の耳目を滿洲問題に集中せしめ、而も之に一層の重要性を加へるためには、聯盟外にある米國を聯盟に引入れて兎角の容喙をなさしむることは、一方に於て歐洲諸國の米國に對する策略であり、他方に於ては米國の力を協せて日本を壓迫し、本問題を益々重要化せしむる魂膽があつたからである。従つて國際聯盟を通じて、

滿洲問題を論議した中で、帝國政府として最も重大なる機會に直面したのは此米國オブザーバー招請問題に關する動向如何、之が決定様式如何といふことであつた。後日帝國が聯盟を脱退するに當つて四十二對一の票數に於て票決された時の如きは、大勢既に定まれる時であるから、比較的用意の周到なるものがあつたけれど、米國オブザーバー招請問題の場合は、事變突發後日尙ほ淺く、現地の情勢と帝國政府の方針と、而して國際聯盟に於ける帝國代表部の三者が、未だ完全に呼吸の合致するものあるに至らず、一方事態は刻々と變化するのであるから、本問題を聯盟に於て我れに有利に解決せんとすることは極めて困難多きところであり、殊に米國をオブザーバーとして聯盟理事會に發言權を與ふるが如きは、事態を一層複雑化するものなるは火を賭るよりも瞭かであつた。帝國代表部が此間にあつて深甚の注意と不斷の努力とを以て、問題解決の好轉を期したのは當然である。茲に芳澤代表の書翰とブリアン議長の回答とを摘記しよう。

#### 芳澤代表の書翰

昨十四日の會議に於て余は米國政府を理事會に招請することに關し、多少聯盟基礎法上の疑義を有する旨貴下に申述べて置いたが、説明を要すべきは主として左の數點である。

(一) 聯盟國と非聯盟國とを均等の地歩に置くと假定し、或國を理事會に招請するに當つては、該國



が理事會上程の問題に關し特別の利害關係を有するや否やを決定する必要はないか（規約第四條第五項）

(二) 或問題が規約第十一條により理事會に上程せられた場合、第四條第五項の意味に於ける特別の利害關係を有する聯盟國、又は非聯盟國なるものあり得べきか

(三) 理事會が非聯盟國代表者の參加を招請するに決したる場合、該代表者の資格如何

イ、オブザーバーとして出席すへしとせば聯盟の慣行により發言權を有すべきか

ロ、理事と同一の地歩に於て出席するとせば之と同一の權利義務を有するか

(四) 今回の理事會が非聯盟國を其討議に参加せしめると決定するならば、理事會は今後規約第十一條に基き、或る問題が上程される場合必ずこれによる先例を作らうとの意思であるか

(五) 非聯盟國招請の決定は、規約の通常規則により理事會の全會一致によることを必要としないか  
右に關し貴意を承知したし、云々

#### ブリアン議長の回答

余は貴翰が誤解に基けりとの印象を得た。規約第四條第五項の問題は本件については起らない。蓋し米國を聯盟理事會の一員として招請するのではないからである。

理事會はその最初米國との間に情報の交換を爲すことを全會一致決定したが、今回の提案もこれと同じ趣旨を以て、理事會と米國との協同的努力を調整せんが爲めになされたので、米國に對し聯盟國としてではなく理事會に出席すべき代表者の派遣を招請するものである。將來同様の場合には恐らく同様の行動に出るであらう。この招請は明かに手續問題であるから多數決を以て決定することが出来る。

即ち豫め議長との間に書翰の往復を爲し、且つ又同様趣旨の覺書を議長の手許まで提出してある日本代表部は、十五日の非公開理事會に於て右の書翰の朗讀を要求し、前記二文書の朗讀終るや、芳澤代表は議長の回答は自分の意見と全然相違してゐるので、議長の提議に賛成することは出来ないと前提し

本件は手續上の問題でない。規約第十一條より生ずる問題に關する一切の決議は全會一致を必要とする、一九二五年のヘーグ國際裁判所の回答的意見である。この意見によれば聯盟の行動範圍に屬し、世界平和に影響を及ぼすべき事件を處理すべき使命を有する機關に於ては、全會一致の規則の遵守は當然且つ必然的に明示されてゐる。理事會の決定がそれを構成する各國の全員一致の承諾ありたる場合にのみその決定は權威あるものとなる。



重要問題の決定が多數決で出来ること云ふことが認められるならば、聯盟の權威そのものは害はれることとなる。殊に聯盟理事會の國——その國は少數派であつてもその政治的地位に鑑み世界平和の責任と結果との大いなる部分を分擔すべきものであるが——斯る國の意志に反して世界平和の問題に關する決定が行はれると云ふことは殆んど考へる事が出来ないといふことになつてゐる。

とて日本政府の態度を敷衍した。之に對し英國代表レディング卿は芳澤代表に對し「ブリアン議長は提案に反對なりや否や」と訊し、芳澤代表は「議長宛の書翰中に記述せる疑問の點が釋明されぬ間は反對も賛成も表示し得ぬ」と答へ、本件を法律專門家委員會に附し理事會に報告せしむべきことを提議した。

然し議長は「米國招請の事實問題だけは投票で決定すべきである」と主張し、日本代表の再考を促したが芳澤代表は譲らず、英代表レディングも亦芳澤氏の諒解を極力求めたが、芳澤代表は「法律案委員會に附議」説を固執する。スペイン代表マダリアガも亦同様議長提案に賛成されたと熱心に勸説するところあり、最後にブリアン議長は「專門家委員會の決定に對しても尙日本代表が反對するかも知れぬ以上、却つて事態を惡化するに至るべきを以て投票に依り決定する」と宣し、日本代表提案の法律家委員會の任命如何を表決に附したところ、日本及びドイツが之に賛成したのみで否決され、

次いで議長提案の米國招請問題は日本が反對したのみで十三票對一票を以て議決せられた。招請文は次回の理事會で決定することとして當日は散會したが、茲に滿洲問題に關する國際聯盟の認識不足が其第一步を踏出したわけである。

斯くて十六日午前の理事會に於て米國招請文は可決され、同日午後六時からの第十二次理事會には米國はオブザーバーとしてジュネーブ駐在米國總領事ブレンチス・ギルバートを出席せしめた。爾來米國は聯盟理事會と熱心に協力して、滿洲問題に關する諸般の行動に積極的態度を示すに至つた。

米國オブザーバー招請問題は斯くの如き経緯を以て可決されたが、我が代表部は依然として聯盟の諸會合には出席の方針を持続した。何となれば帝國政府が米國オブザーバー招請に反對した所以は、毫も米國政府に反對したのではなく、聯盟の根本法の問題に疑義を持つてゐたからである。故に此法理上の疑義を究明することは帝國政府の當然の權利でもあり義務でもあるので、十月十七日芳澤代表より聯盟理事會ブリアン議長に對し次の如き質問書を交付せしめた。

### 帝國政府の質問書

(昭和六年十月十七日附)

一、帝國政府は從來誠實に國際聯盟の事業に協力し、常に其權威を増進するに努めたり、然れども



聯盟の行動は規約の定むる所を恪守し、慎重嚴正ならざるべからず、一時的便宜の見地に制せられて規約の條規を輕視すが如きは、決して聯盟の權威を保持する所以に非ざるべし。

二、今回理事會が米國に對し「オブザーバー」の出席を招請せむことを議せるに當り、帝國代表者は非聯盟國の「オブザーバー」出席が聯盟規約の條規と兩立するや否や、又右招請問題は規約の所謂手續事項と認めらるべきや否やに付、規約の解釋として疑義の存する所を仔細に開列し、理事會の考量を求めたるに拘らず、理事會は各論點の審議を盡さず、又之を法律家委員會に附託せむとする帝國代表者の提議をも斥け、理事會議長は此等法律問題を他日に留保して直に米國招請問題の採決に入り、帝國代表の反對を無視して、本案を過半数に依り票決し得べき手續事項なりと斷定し、過半数を以て可決を宣言せり。

三、米國は不戰條約當事者たるの故を以て、同條約の適用に關する限り理事會に於て發言の機會を有せしむべしとの説あるも、帝國政府は現下の事態が直に日華兩國の開戦に至るが如き危険なきことを確信するのみならず、不戰條約は非聯盟國をも含む數十ヶ國間の條約にして、獨り米國代表者に限り理事會に出席發言の機會を有せしむべきや、是亦困難なる問題を生ずべく、亦以て米國招請が單純なる手續事項に非ざることを見るべし。

四、凡そ議案が全會一致を要すべき事項なりや、過半数に依り票決し得べき事項なりやの先決問題を他日に留保して、直に過半数に依り可決すと云ふが如きは、果して慎重嚴正なる行動と謂ふべきか、帝國政府は深く惑なき能はず、又其他日に留保せられたる法律問題は、如何なる機會に於て討議に附せらるべきや、又其討議の結果と十五日の票決との關係如何、帝國は今回提起せられたる問題の全體に互り態度を決するに先ち、右諸點に對する理事會議長の意見を承知せむことを望む。

此質問に對してブリアン議長は十月十八日附を以て、次の趣旨の回答文を芳澤代表を通じて帝國政府へ送達して來た。

#### ブリアン議長の回答書

(昭和六年十月十八日附)

日本政府の國際聯盟に與へた協力、並に日本政府が國際聯盟の威嚴を増進するために努めて己まざる努力の價値を認める事は改めて言ふを要せず、又便宜上の理由は聯盟規約と矛盾せる行爲を正當づけるものに非ざることは吾人も日本政府と同感なり。

日本代表は本月十五日余に送られたる書翰中に於て、本件につき理事會の執れる措置につき既に若



予の批判をなせり、余はこれにつき充分の注意を以て研究せり。

余の十五日附回答の書翰は日本政府の懸念を緩和するものと期待せり、蓋し日本代表の提起された問題の根本には、誤解の存在せることを余の書翰に於て明白にし得たりと思惟せるが故なり。

理事會に附託されたる提議は、理事會の情報を容易ならしむる爲に既に行はれたる處置を、單に完全ならしめんとせるに過ぎざるものなるを以て、右提議は限られたる目的を有すること、及び日本代表が提議されたる一般的性質の法律問題は後日に保留さるべきものなる事は、十五、十六日の理事會席上之を指摘したるところなり、事件の現状に鑑み、右の問題の解決は今回の提案に對する理事會の決定に何等必要なことを附言したり。

更に十月十五日附余の書翰は、如何なる理由及び如何なる條件の下に米國代表を理事會に招請せんとするかを明かにしたり。十六日の會議に於て他の理事國代表の聲明もこの點に關し同様明白なり。故に日本の提案は其れ自身如何に重要且つ興味ありとするも、本件については問題とならず、但し後日の研究の目的となり得べき問題の法律的研究を、今日開始せんとするは效果なしと信ず。

一方聯盟に於ては十月十七日理事會を開かず、日支兩國代表を除く他の理事國代表及び米國オブザーバー等が會合し、米國側から此際聯盟理事會とは關係なく、不戰條約第二條によつて不戰條約締盟

各國各別に、日支兩國に對して注意を喚起しては如何との提議あり、右提議は協議の結果採擇に決し直に案を作成して、米國及び理事國が各國各別に、日支兩國政府に對し次の如き同文の通牒を發することとなつた。右通牒は各國ともに同文であり、日支兩國ともに順次に同様のものを受領した譯である。その一例として佛國外相よりのものを掲ぐれば次の如くである。

#### 佛外相ブリアンよりの通牒

(昭和六年十月十七日)

佛國政府は九月十八日以來、日華兩國間に懸念すべき事態を生ぜしめたる滿洲事變の展開を憂慮を以て注視し來れり。

國際聯盟理事會は既に本事變の附託を受け現に事態の拾收に熱心努力しつゝあり、佛國政府は右の努力に協力しつゝあり。又佛國政府は一九二八年八月二十七日の戦争拋棄に關する條約の規定、特に左の第二條に關し佛國政府と同様、該條約の署名國たる日華兩國政府の注意を喚起するは其義務なりと思惟す。

締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛争又は紛議は、其性質又は起因の如何を問はず、平和的手段に依るの外之が處理又は解決を求めざることを約す。



全世界の輿論は日華兩國が右の約定を遵守せんことを期待す。佛國政府は右の期待が裏切られず、且兩當事國政府が右の嚴肅なる約定の効果、及び右約定が條約の他の署名國に對する關係に於て兩國に負はしむる義務を自覺し、兩國間に發生せる紛争の平和的手段による解決を確保するため、既に爲されたる努力の成就を危くするが如き、一切の行動を慎重に差控ふべしとの確信を有す。

アリステイド・ブリアン

右の如く國際聯盟は滿洲問題に關して聯盟以外に不戰條約に基く同文通牒を日支兩國に送達し、以て問題解決の範圍を擴大したのは、勿論米國が聯盟にオブザーバーを參加せしめた結果ではあるが、本問題を取上げた聯盟側の立場と關聯した興味ある問題を提供するに至つた次第である。従つて帝國政府としては右同文通牒に對しても、滿洲事變に關する限り帝國政府の立場と所信とを闡明するの好機會を與へられたわけであるから、十月二十二日附を以て次の如き回答を發した。

同文通牒に對する帝國政府回答

(昭和六年十月二十二日附)

一、日本政府は千九百二十八年のバリー條約に署名せる他の諸國と共に、其嚴肅なる條約規定に基く責任を充分に感ずる。日本政府の屢次聲明せる通り、日本鐵道守備隊が九月十八日夜以來執り

たる軍事行動は、専ら中國軍隊及び兵匪の無法なる攻撃に對し、軍自身を防衛し、且つ南滿洲鐵道及び帝國臣民の生命財産を保護するの必要に基いたものに外ならない。中國との諸懸案解決の爲め戦争に訴へるが如きは、日本政府の全く考慮せざるところなり。

二、此等の懸案を平和的手段に依つて解決することは日本政府の渝らざる方針なり。曩に外務大臣より在京中國公使に送附せる十月九日附通牒に於て、日本政府は現在の事態を調節する爲め、中國の責任ある代表者と交渉を開始するの用意あることを明示したるが、此意嚮は現在に於ても變る所なし、日本政府の關する限りは日華間紛争の平和的解決を圖らむとする努力を害する惧ある如何なる手段をも執るの意思を有さぬ。

三、一方日本政府は目下中國各地に行はれてゐる組織的排日運動につき、幾回となく中國政府の注意を喚起し來つたところ、現に中國に於ける本邦人との一切の通商關係の停止は、何等中國人各自の自發的行爲によらず、自ら法權を篡奪し、其專斷的命令に従はざる中國人に對し重罰を科し、或は死刑を以て威迫しつゝある反日團體に依つて強制され居るものなり。尙ほ日本居留民に對する暴行は、南京政府治下の各地に於て行はれつゝある。而して中國政府が國家の目的を達成する手段として、右反日團體の活動を容認しつゝあることは、苟くも實狀を公正に觀察するもの等の



しく看取するところなり。日本政府は斯の如く中國政府が其自國民の法律無視の行爲を容認するは、パリ條約第二條の明文又は其精神に合致するものと認むる能はざることを指摘せんと欲するものなり。

是より先き、聯盟理事會は日支兩國代表を除く秘密會議を開き、事態解決に關する決議案に就き審議し、日支兩國代表に交渉したが、日支兩國の主張は根本的相違があつて容易に決せず、日本側としては十三日の公開理事會席上に於て「日支間の平常關係回復の基礎たるべき大綱」五項目を提示し、之が協定を遂げさへすれば、日本側撤兵の障害は除去されるであらうと述べたが、大綱五項目とは、

- 一、侵略的政策又は行動をなさざる旨の相互的宣言をすること。
- 二、對敵的運動抑壓のため、總ての可能性ある手段をとることに就ての相互的約束をなすこと。
- 三、日本は支那の領土保全を確認する。
- 四、支那は滿洲の各地に居住し、若くは旅行し平和的業務に従事する日本臣民に有効なる保護を與ふること。
- 五、兩國政府は滿洲に於ける鐵道に關する現存日支諸條約の規定を実施するため、日支鐵道當局間に必要なる取極を結ぶこと。

といふのであつて、之れはブリアン議長に内示したところである。然しブリアン議長は第四及び第五の兩項に於て異議あるものの如く、我が代表部との折衝數次に及んだが解決に至らず。遂に十月二十日朝に至つて、聯盟側は日本の提出にかかる五項目と聯盟側の意見とを綜合して次の三案を作成し、この三案以外に局面打開の方策なしとして帝國代表へ左記三案を内示して來た。

第一案 日本側の提示した五大項目は、九月三十日の理事會決議の範圍に入るものと解釋し、理事會は直ちに日支兩國の撤兵及び右五項目に付き兩國の直接交渉を開始せんことを勸告し、一旦理事會を三週間休會し、直接交渉の結果に就き改めて會合の上確認することといふ案。

第二案 日本側が理事會に於て五大項目に付き原則上の協定を遂ぐる必要あることを述べ、支那側は之を正式に受諾し、然る後一旦理事會を三週間休會するといふ案。

第三案 第一、第二の兩案とも受諾せられざる場合は、公開理事會を開き、日支兩國を除きたる他の理事全部の決議したる原案を、日支兩當事國に示して其意見を表示せしめ、以て審議裁決するといふ案。

右の三案に就て帝國政府は考究の結果、芳澤代表に對し、前記第一案を採用するが、三週間の休會中に、例へば撤兵を完了することは、滿洲の現状より見て不可能なるを以て「一旦理事會を延期し、爾後直接交渉の経過は隨時日本政府より聯盟に通告する」との修正を訓令したのであつた。然るに十月



二十二日の午後帝國政府の訓令未だ到着せざるに拘らず、公開理事會を開催し、左記の如き日支兩國を除いた他の理事國に於て認められた前記第三案を含む決議案を提示したが、日本代表は政府の回訓到着する迄延期すべしと要求し、支那代表も亦請訓の要ありといふので、翌二十三日午後開會のことに一決して散會した。

#### 日支兩國を除いた理事會の決議

國際聯盟理事會は去る九月三十日の理事會に於て可決せられたる決議の趣旨を追及し、且つ支那政府が國際聯盟第十一條による訴へをなしたるのみならず、日支兩國政府に對し、各國政府より不戰條約第二條の規定する義務につき注意を喚起せる事實に鑑み、茲に左記諸點を想起するものである。

一、九月三十日の決議中に於て日支兩國政府が理事會に對してなしたる誓約、及び特に日本代表がなしたる「日本政府は引續き日本人の生命財産の安全が有効に保障されるに従ひ、引續き出來得る限り迅速に鐵道附屬地に向つて軍隊を撤退すべき」旨の聲明並に支那がなしたる「支那政府は鐵道地帯外の地域に於ける日本人の生命財産の安全に對する責任をとる」べき旨の聲明、及び滿洲に住む日本人の有效なる保護を意味する誓約を想起す。

二、日支兩國政府は、現在の事態を更に悪化せしむる虞ある一切の方策をとるべき事を差控ふべきことを確言したるにより、從て一切の攻撃的政策、若くは行動に訴へざるべき義務を負ひ、且敵對的煽動取締の方策を取るべき義務をも負ふものなる事を想起す。

三、日本代表が「日本は滿洲に何等領土的企圖を有せざる」旨を聲明したる事實を想起し、此聲明は國際聯盟規約並に締約國が支那の獨立、及び領土的行政的保全を尊重すべき事を約するワシントン九箇國條約の規定に一致するものなる事を認む。

四、理事會は如上の確言並に誓約を履行する事が、日支兩當事國間の正常關係を回復する上に、必要缺くべからざるものなるを確信し、日支兩國政府に對し以下の各項を要請する。

(甲) 日本政府は直ちに其軍隊の鐵道附屬地への撤退を開始し、且之を漸進的に繼續して理事會の次期會合日(十一月十六日)迄に全部の撤退を實行すること。

(乙) 支那政府は其一般的誓約を實行するため、此地域に於ける日本人の生命財産の安全を確保するが如き取極を行ふこと、更に支那政府は如上の目的を遂行すべき支那官憲と、他の外國代表者とが協力する事に同意し、これ等の外國代表者をして支那官憲による右取極めの實行を注視する事を得しむべきこと。

五、理事會は日支兩國政府が各々直ちに代表者を任命し、撤兵に關する一切の諸點を實行すべき細



目の取極をなし、且撤兵されたる領域の接收を行ひ、此實行が遅延なく圓滑に進行するの途を講ずべき事を勸告す。

六、理事會は日支兩國政府が撤兵の完了次第、直ちに兩國間の未決問題、特に最近の事變により生じたる該問題、並に滿洲の鐵道状態に起因する現存諸難點に關する諸問題につき、直接交渉を開始すべきことを勸告す、この目的のため理事會は兩當事國が和協委員會若しくは此種の常設機關を設立すべき事を提議す。

七、理事會は來る十一月十六日まで休會し、同日再び事態の審議を再開すべき事を決定す。但し議長に對し必要と認むる場合は、右期日より早く會議を招集し得べき權限を賦與するものとす。

かくて十月二十三日午後六時十五分からの公開理事會となり、議長は劈頭右決議案に對する日支兩國側の意見を徴したので、支那代表施肇基は全面的に之に同意するとて其理由を縷陳し、次いで我が芳澤代表は「期限付撤兵は根本に於て我が方策と相容れず」として之に反對すると共に左の修正案を提出した。

#### 帝國政府の修正案

一、二、は原案通り

三、末尾に「條約の規定に一致する……」とあるを「條約の精神に一致する」と修正、

四、正常關係を規定すべき、即ち日本人の生命の安全、及び其財産の保護に對し保障を與ふべき基本的諸原則に關する日支兩國政府間の、先決的協定の實現に依る人心の鎮靜、及び事態の緩和と共に、日本政府は鐵道附屬地外若干地點に尙ほ駐屯する其軍隊の、附屬地への撤退を行ふべしとの十月十三日の日本代表の聲明を再び諒承す。

五、第四項所載の協定を實現する目的を以て、直ちに之を協議せんことを日支兩國政府に勸告す。

六、撤退及び撤退地點接收實行の細目を規定するため、代表者を任命すべきことを日支兩國政府に勸告す。

七、兩國間の右商議の經過並に本決議の實行状態を、絶えず理事會に通告すべきことを日支兩國政府に要請す。

八、理事會は議長に對し上記の通告を審査したる後、本決議の實行を保障するために必要と認むる一切の措置をとること、及び事態の推移をさらに審査すべき目的を以て、何時たりとも理事會を召集すべき權限を附與す。

而して右修正案に就ては芳澤代表より縷々説明を加へ、且つ支那代表が屢々理事會に報告する滿洲



現地の情況に關して、其誤謬を指摘し支那代表の批難に辯駁を加へた。之れに對し支那代表の反對意見陳述あり、尙ほ二三問答あつて此日は散會。翌二十四日午前十時から公開理事會を開き、議長提案の決議案並に日本の修正案を議題として討議を續行した。即ち主として英國代表セシル、スペイン代表マダリアガと芳澤代表との間に於ける一問一答であるが、誤報を基礎とする英、西代表の質問は芳澤代表の答辯を以て容易に満足するに至らず、茲に於てかブリアン議長は先づ日本案につき、次いで議長の原案に就いて討議採決する旨を宣告した。

之に對し芳澤代表は再び議長案に賛成し得ない旨を聲明したが、スペイン代表マダリアガは、全會一致の協定に達するため決議採擇の手續に變更を提議すとて「撤兵が終了したる其當日に、一切の紛議につき交渉を開始すべき旨の約束をなすこと」を原案に挿入して日本案の撤回を求めた。しかし芳澤代表は尙ほ之れに反對したので、議長は再び芳澤代表の考慮を求め一先づ會合を午後四時迄延期した。

午後五時公開理事會を再開した。米國はジュネーブ駐在總領事ギルバートをオブザーバーとして出席せしめた。劈頭ブリアン議長は、休會中日本代表部との間に全會一致に到達すべく種々私的交渉を試みたが、遂に妥協點に達するに至らなかつた旨を述べて、先づ日本案を票決に附すべき旨を宣し

た。依つて芳澤代表は起つて日本案を支持すべく、今日まで凡ゆる機會に於て陳述聲明したる趣旨を繰返し開陳し「日本に領土的野心のないこと、支那と戰爭する意志のないこと、日本人の生命財産の保障と共に撤兵すること、日本の死活問題で單に觀念的立場から判斷し得ざること」等々を縷説したが、票決の結果は日本を除く十三票を以て、日本修正案は否決し去られ、次いで議長の決議案を票決したところ、同じく十三對一を以て成立するに至らなかつた。蓋し聯盟規約第十一條により本件の決議は全會一致に非ざれば成立しないのである。

斯くてブリアン議長は本決議案の不成立に終つたのを遺憾とし、次回十一月十六日までに日本は事態を緩和し撤兵を行ひ、當事國は理事會に情報を提出されべき旨を述べて散會した。即ち支那側は先づ日本軍の撤兵を完了し、然る後、日支直接交渉を開始せんと主張し、日本側は撤兵前に根本大綱を決定せんことを主張して遂に意見の一致を見なかつたもので、日本にとりては聯盟に於ける苦痛を経験した最頂點であり、聯盟にとつては國際紛争を處理する歴史に於て、稀に見る波瀾の多い經驗であつた。

帝國政府は十二月十四日の聯盟理事會に於て、日本一國が反對したため、理事會議長案も亦日本政府案も不成立に終り、恰も日本が不成立の責任を負はされた形となつたので、同月二十六日所謂第二



聲明を中外に公表し、右聲明中に於て、日本代表をして主張せしめたる、所謂基本的諸原則たる五大綱の補足的説明を加へて、世界各国の疑念を解くに努めたものである。然るに之れに對しても尙ほ錯覺にある聯盟は、十月二十九日附議長ブリアンの名に於て、芳澤代表宛書翰を送つて來たので、帝國政府は更に十一月七日附を以て芳澤代表より返書を送らしめ、其根本的誤謬の是正に努めしめたのである。

又一方、パリーの國際平和協會からも、帝國政府に對し極東平和保全に關する要望を記述して來たので、首相若槻禮次郎は十月二十九日附を以て次の如き回答を送附した。

#### 巴里國際平和協會に對する若槻首相の回答

(昭和六年十月二十九日)

世界平和の擁護は帝國政府の傳統的的政策にして、余は人類の福祉が各國間に於ける公明正大なる平和關係の確保に懸ることを確信するものなり。然るに近年支那人の外國一般に對する反抗的思想極端に奔り、外國人の被害事件續出し、殊に日支兩國は關係の密接なるため、日本人にして支那に於ける斯かる排外運動の犠牲となりたるもの多きは顯著なる事實なり。

今回の滿洲事件も、支那軍隊の我鐵道守備軍に對する挑撥的行爲に依り、我軍は自衛的措置に出づ

るの已むを得ざるに至りし次第なるが、帝國政府に於ては當初より事態不擴大の方針を堅持して渝ることなく、滿洲に於ける我鐵道の安全、及び帝國臣民の生命財産の安固に對する脅威にして除去せらるゝに於ては、目下鐵道附屬地外に派出せられ居る少數の日本軍は速かに附屬地内に復歸せらるべし、唯今回の事件の真相は、支那側が多年に互り組織的に帝國及び帝國臣民の條約上の權利利益に對し、不法の侵害を加へ底止する所なく、遂に支那の官兵が、條約上の明規により滿鐵沿線に駐屯する我鐵道守備軍に對する攻撃を、敢てするに至りたる次第なる處、右支那側の條約干犯が繼續せらるゝことは、支那特に滿洲に於ける我權益の重大なるに鑑み、實に帝國の死活に關する問題なると共に、將來我權益に對する侵害の停止せらるべきことを確保せらるゝに非れば、前記脅威が除去せられたるものと見るを得ざることは、苟くも日支關係の歴史が支那殊に滿洲の状態を熟知するもの容易に首肯し得べき所なるべし。

帝國政府は敍上の見解に即し、十月二十六日聲明の通り、速かに日支間に交渉を開始し、以て兩國間の正常關係を回復し、東洋永遠の平和を確保せむことを祈念し、右目的のため凡ゆる努力をなすつゝあり。



## 第三項 支那調査委員派遣問題

理事會休會中、十一月四日嫩江鐵道に於て馬占山軍と我が部隊との衝突が起つた。聯盟當局は狼狽し、十一月六日附事務總長を通じて日支兩國代表に事態擴大防止と戰鬪行爲回避方を申入れ、更に十一日附を以て兩國政府に電報を送り、事態惡化を避くるための兩國政府の約束に付き重ねて強調するの要ある旨を述べ且つ

理事會が九月三十日の決議により、情報蒐集のため現地に派遣することあるべき視察員に對し、便宜を與へられんことを要求する。

旨を通達した。之れに對し帝國政府は現地に於ける支那兵の脅威に就いて理事會議長の注意を喚起し「理事國の官吏にして滿洲を視察する者に對しては能ふ限りの便宜を供與しつゝある」旨を回答した。支那側は日本軍が馬占山軍を壓迫してゐると指摘し「現地に於ける日本軍の活動狀況に關する情報接受のため中立國オブザーバーの派遣を歓迎する」旨を回答した。

北滿の事態惡化の傾向あると同時に、一方事態解決のための關係國間の私的會商は、十一月上旬から理事會再會を控へて着々と進められてゐた。即ちロンドンに於ては英外相サイモン、駐英米國大使ド

ウス、駐英日本大使松平恒雄の三者、ワシントンに於ては國務長官スチムソンと駐米日本大使出淵勝次、而して東京に於ては外務次官永井松三、駐日英國大使リンドレイ、駐日米國大使フォーブス等の間に於て夫々突き進んだ會商が行はれ、空氣の緩和に各國とも相當努力したのであつた。更にパリ理事會の開會に於ては、前日迄には佛外相ブリアン、英外相サイモン、米國駐英大使ドウズ、聯盟事務總長ドラモンド、芳澤代表、松平駐英大使、駐伊大使吉田茂などの顔觸が揃つて、種々な試案が提出考究されてゐた。右試案の主なるものはサイモン案、レヂエ案（ブリアン案）スチムソン案、杉村案（聯盟事務局案）日本代表部案（三大使案）の五つであるが、日本代表部案は芳澤、松平、吉田三大使の協議決定せる案であつて、「一、全案件を日支直接交渉に依つて解決する事、二、聯盟より調査委員を特派して滿洲の現地のみならず、支那全土を視察せしめ、果して支那に治安維持の能力ありや否や、條約履行の實況如何、反日排貨の狀況等を調査報告せしむる事」の二點を骨子とするものである。

斯る雰圍氣の下に、十一月十六日午後四時六分、ブリアン議長健康を理由として、今次の理事會はパリーのフランス外務省（時計の間）で開かれた。實に第六十五回理事會の第十七次會合である。日本側は芳澤代表を援け、理事會外に於て主要國代表との折衝に任ぜしむるため、松平駐英大使、吉田駐伊大使及び駐埃公使有田八郎を參加せしめて代表部の陣容を強化した。支那側は依然施肇基代表



出席し、英國は新外相サイモン、獨逸は外務次官フォン・ビューロー、伊太利は法律家シャロヤ、諾威は元聯盟事務局の少数民族部長で現駐佛公使たるコルバン、米國はオブザーバー派遣に就き國內に猛烈なる反對があつたので出席者なく、駐英大使ドゥズがバリーに特派され、理事會外に於て聯盟首脳部及び各國代表との聯絡に努めた。

右の陣容を以て開會されたが、ブリアン議長は「理事會を公開する場合は日支兩當事國の論議に感情的理論的主張が多くなり正面衝突に導く懸念あるを以て、議題の核心に近づくまで若干の非公開理事會を開くべし」とのドイツ代表からの提案を説明したのみで、僅かに二十一分で閉會された。この結果、十七日から二十一日までは日支兩國代表を除く十二理事國代表の秘密會議に終始し、この間、議長及び各國代表、米國大使等の會談が頻繁に行はれた。而して日本代表部ではブリアン議長、ドラモンド事務總長の慫慂により、十七日次の如き「調査委員派遣案」を示して妥協的態度を見せた。

#### 日本の調査委員派遣案

- 一、國際聯盟から支那に調査委員を派遣することとして理事會は一旦散會する。
- 二、右調査委員は支那及び滿洲に赴き、支那の治安維持能力、條約履行の實況、反日排貨狀況を調査報告する。
- 三、調査委員は日支直接交渉に關與し、又は日本軍の軍事的措置に干渉せず。

四、調査委員會案上程となれば基本五大綱問題は之を日支直接交渉に譲り、理事會よりは一旦撤回する。

この案はブリアン議長から十七日の十二理事國秘密會議に報告され、議題となることに決したが、折柄北滿の情勢は不穩を増し、錦州の事態また逼迫の形勢にあつたので、十九日ブリアン、ドラモンド兩名が芳澤代表を訪問して、「調査委員派遣中は一切の戰鬪行爲を中止して休戦する旨日支兩國から宣言して貰ひたい」と提議し、ドラモンドは「休戦とは事態擴大防止と同じ意味だ」と説明したので、芳澤代表は「一應個人として異存ないが請訓の上確答する」と答へたが、帝國政府から絶對反對の回訓あつて此休戦問題は一蹴されてしまつた。

斯る間に二十一日午後三時半から理事會の公開會議が開かれた。芳澤代表の支那調査委員派遣案の説明には支那代表が、「支那政府は撤兵地帯の生命財産の保障に關する取極以外の條件を以て撤兵條件とすることは同意出来ぬ」との留保があつただけで、其他の理事國はいづれも贊成演説を以て本案を歓迎し正式に理事會の問題となつた。次いで二十日杉村陽太郎とドラモンド事務總長との間に紛争解決方法に關する協議を爲し、日本提案を中心とする理事會決議案を作製するため、二十六日日支兩國代表を除く十二ヶ國理事會々議に於て起草委員會を任命した。即ち議長ブリアンとセシル(英)マダリアガ(西)コルバン(諾)の四名とし、二十九日から事務總長ドラモンド、日本側から大使館參事官



伊藤述史を加へて決議の作製に着手せしめた。

然るに偶々錦州の形勢益々切迫し、日支兩軍の衝突不可避との報道に接した聯盟は、前記決議案の作製と同時に此問題にも注意を集中し、二十六日日支兩國を除く十二理事國代表が會合して、次の如き決定を爲して之れを日支兩國代表に通告した。

錦州事件に對する十二理事國の通告

(ブリアン通告)

十二理事國代表は各自國政府に對し次の提議を爲すに決定した。

錦州方面にオブザーバーを派遣し得る政府はオブザーバーに次の如き訓令を與へること、

(一) オブザーバーは日支兩軍の間に中立地帯を設けることの可能性又は其他兩軍の衝突を避ける方法を研究するため協議を行ふこと。

(二) オブザーバーは必要なる協定を爲すため日支兩軍司令官と聯絡をとる方法を決定するため協議すること。

右をして所期の効果を擧げるためには、軍司令官がオブザーバーと聯絡をとる權限を與へられることが必要である。

併しながら本件に對しては日本側は他までも聯盟の關與を好まず、之れを決議案に關聯せしむることは絶對反對であつたので、遂に本案は暗から暗へ葬られてしまつた。

斯る経緯の後、十二月九日午後五時第十二次公開理事會が開かれ、ブリアン議長から豫て起草委員會の手許に於て苦心作製した決議案及び議長宣言案を朗讀提議したが、芳澤代表は本國政府からの回訓未到着の故を以て、討議を翌日に延期方を要求し、滿場一致之れを承認した。次いで十日午後四時四十二分公開理事會を開催、日本代表芳澤謙吉先づ招かれて發言した。

芳澤代表は、討議を一日延期せられた理事會の好意を謝し、なほ本件取扱ひにつき異常なる複雑性と重要性との困難ありしに拘らず、協調と好意と忍耐とを以て茲に決議案を提示するに至れる議長の勞を多とし、

決議案第二項に關しては、この條項は滿洲に猖獗を極むる匪賊並に不逞分子の活動に對し、日本臣民の生命財産を直接保護するために必要なるべき行動を、日本軍がとることを妨ぐるの趣旨に非ずとの了解の下に、余は日本政府の名に於てこの項を受諾し得るを欣幸とするものである。右の如き軍事行動は滿洲に漲る現下の特殊狀況に基く例外的措置にして、同地方に於て正常状態が回復せらるると共に自然其必要なに至るものである。



との留保宣言を爲し、以て日本政府はこの決議案を受諾する旨を開陳した。

次で支那代表施肇基も亦八項に亘る留保聲明を陳述して決議案を受諾し、英代表セシルは『日本軍の匪賊討伐は例外的措置なる旨日本代表の聲明したるを喜ぶ』と述べ、スペイン代表マダリアガ之を敷衍するところあり。斯くて採決の結果、全會一致を以て決議案及び議長宣言案は原案通り可決された。實に日支紛争處理に關する聯盟理事會第二の決議である。理事會は右決議案可決後、各國代表順次決議案賛成の理由と將來への希望とを陳述して閉會した。

### 理事會決議

(昭和六年十二月十日)

理事會は

一、兩當事國が嚴肅に遵守する旨宣言し居れる一九三一年九月三十日理事會全會一致可決の決議を再び確信す。仍て理事會は右決議の定むる條件により日本軍の鐵道附屬地内撤収が成るべく速かに實行されんがため、日支兩國政府に對し、右決議實施を確保するに必要な一切の手段を講ぜんことを要請する。

二、十月二十四日の理事會以來、事態更に重大化したるに鑑み、理事會は兩當事國が此上の事態の惡化するを避くるに必要な一切の措置をとり、又此上戦闘又は生命の喪失を惹起することあるべき一切の主動的行爲を差控ふべきを約することを了承す。

三、兩當事國に對し情勢の進展につき引續き理事會に通報せんことを求む。

四、其他の理事國に對しその關係地域にある代表者より得たる情報を、理事會に提供せんことを求む。

五、上記諸措置の實行とは關係なく、本件の特殊なる事情に顧み、日支兩國政府による兩國間紛争問題の終局的且根本的解決に寄與せんことを希望し、國際關係に影響を及ぼし、日支兩國間の平和又は平和の基礎たる良好なる諒解を、攪亂せんとする虞ある一切の事情に關し、實地につき調査を遂げ、理事會に報告せんがため五名より成る委員會を任命するに決す。

日支兩國政府は委員會を助くるため各一名の參與委員を任命するの權利を有し、兩國政府は委員會が其必要とすべき一切の情報を、實地につき入手せんがための各般の便宜を委員會に供與す。兩當事國が何等かの交渉を開始する場合には、右交渉は本委員會所定任務の範圍内に屬せざるべく、又何れかの當事國の軍事的措施に、苟くも干渉することは、本委員會の權限に屬せざるものと了解す。



本委員會の任命及び審議は、日本軍鐵道附屬地内撤收に關し、九月三十日の決議に於て日本政府の與へたる約束に何等影響を及ぼすものにあらず。

六、現在より一九三二年一月二十五日に開かるべき次回通常理事會期までの間に於て、本件は依然理事會に繫屬するものにして、議長に於て本件經過を注意し、若し必要あらば新たに會合を召集せんことを求む。

### 議長宣言案

茲に提出せられたる決議は二つの方針に則つて措置することを規定してゐるものである。即ち第一は平和に對する直接の脅威を終熄せしむることであり、第二は目下日支兩國間に存する紛争の原因の終局的解決を容易ならしむることである。

日支兩國の關係を攪亂せんとする虞ある各般の事情を調査する事は、それ自體誠に望ましき事であるが、今回の會期中兩當事國も斯の如き調査を受諾するの用意ある事を發見したのは、理事會の欣快とする所であつて、従つて理事會は十一月二十一日の會議に於て提議せられたる委員會設置案を歓迎したる次第である。本決議の末項には右委員會の任命並に職能が規定されてある。余は茲に決議につき項を逐ふて説明せんとする。

第一項 本項は九月三十日理事會が全會一致を以て採擇せる決議を再び確認し、同決議中に記されたる條件の下に、日本軍が成るべく速かに鐵道附屬地内に撤收することを特に強調するものである。理事會は此決議を最も重視し、且日支兩國政府が其九月三十日になしたる約束の完全なる履行に努むべきことを確信する。

第二項 前回の理事會以來、事態の悪化を來し、且つ當然の憂慮を抱かしむるに至りたる諸種の事件發生したるは、不幸なる事實であつて、此上戰鬪を惹起することあるべき一切の主動的行爲並に事態を悪化せしむる虞ある其他一切の行動を差控ふることは此際最緊要である。

第三項 本項は紛争當事國以外の諸理事國に於て、關係地にある自國代表者より接受する情報を引續き理事會に提供せんことを請求するものである。

この種情報は過去に於て頗る價值あるものなることを證したるを以て、諸地點に斯の如き代表者を派遣し得る各國は、現在の方法を繼續し且つ出來得る限り之を改善することに同意した。之がため日支兩國にして希望するに於ては、是等代表者を派遣すべき地點を指示し得るやう右諸國は兩當事國と接觸を保たんことを希望する。

第四項 本項は調査委員會の設置を規定するものである。本委員會は純然たる諮問機關の性質を有



するものなるも、所定任務は廣汎であつて苟くも國際關係に影響を及ぼし、日支兩國間の平和又は平和の基礎たる良好なる了解を攪亂せんとする虞ある事態に關するものなる限り、本委員會が調査の要ありと思惟する問題は、原則として何等除外されないものである。兩國政府は何れも其特に審査を希望する問題に就ては、之が考慮を委員會に請求する権利を持つてゐる。又委員會は其理事會に報告すべき問題を定むるにつき、充分なる裁量を有し、且つ望まじき場合中間報告をなす機能を有す。

兩當事國の九月三十日の決議による約束が、委員會到着の時までに實行せられざる場合には、委員會は成るべく速かに理事會に對し其事態につき報告することを要する。

兩當事國が何等かの交渉を開始する場合には、右交渉は本委員會の所定任務の範圍内に屬せざるべく又何れかの當事國の軍事的措施に苟くも干渉する事は、本委員會の權限に屬せざる旨を特に規定してある。尤も此後段の規定は委員會の調査に關する機能を毫も制限するものではない。又委員會が其報告に必要な情報を得るため、十分なる行動の自由を有すべきことも明白である。

右理事會決議に基づき、ブリアン議長はドラモンド事務總長と共に、委員會構成に關して研究した結果、日支兩當事國並に其他の理事國代表の承認を得て、昭和七年（一九三二）一月五日左の如く

決定、同六日リットン卿より委員長受諾の回答を得たので、一月十四日の理事會に於て、之れが任命を見た。

支那調査委員會構成

△委員長 リットン伯爵（英國人）

（略歴）一八七六年生、一九一六—一九一九海軍省參與官及政務次官、一九二〇印度省事務次官、一九二二—一九二七ベンゴール州總督（一九二五印度總督代理）第七、第八回國際聯盟總會印度首席代表、第十二回總會英國第二代表、現に樞密顧問官たり。各種會議に關係あり。

△委員 エッチ・イー・アルドロヴァンデイ伯爵（伊國人）

（略歴）一八七六年生、一九〇〇外交官生活に入る、ブルガリア、エジプト公使、アルゼンチン大使を経て一九二六駐獨大使、

△同 アンリ・クロイデル中將（佛國人）

（略歴）一八七一年生、サンシール陸軍大學卒業、大戰前支那駐屯軍參謀長、各師團長、軍團長、佛領印度支那軍司令官を歴任、現に殖民地防禦委員會議長、軍事參議官、殖民部隊兵監。

△同 フランク・ロス・マッコイ少將（米國人）

（略歴）一八七四年生、陸大卒業後、ウッド將軍の片腕となり、曾てウッド特使隨員として來朝、一九二九



ボリビア、パラグワイ間の紛争解決調停委員會議長として手腕を認められ、其功により一九三〇議會の進言により少將に任命さる。

△同 ハー・エー・ハインリッヒ・シユネー博士(獨逸人)

(略歴) 殖民政策家、一九二二獨領東部アフリカ總督、現に人民黨所屬代議士。

△參與員 吉田伊三郎(トルコ駐劄特命全權大使)

△同 顧維鈞(前國務總理、前外交部長)

△事務總長 ロベール・ハース(聯盟事務局部長)

其他専門委員、書記局員等。

右委員は二月三日乃至九日歐洲及び米國を出發して、二月廿九日東京到着、各方面と接見調査に着手し、次で上海(三月十四日—二十六日)南京(三月廿六日—四月一日)揚子江沿岸(四月一日—七日)北平(四月九日—十九日)滿洲(四月二十日—六月四日)北平(六月五日—二十八日)東京(七月四日—十五日)等を逐次視察し、七月二十日三度北平に引返して報告書の起草に着手し、所謂『ワットン報告書』を完成するや、九月五日上海發歐洲に向つたが、同月三十日右報告は日支兩國外務當局に手交されたのであつた。

#### 第四項 上海事變と理事會

聯盟理事會は昭和七年に入つてから錦州問題を取り上げて支那側の宣傳に躍らされてゐたが、既に支那調査委員會の任命を終り、根本的に日支紛争の原因調査に取掛ることとなつたところ、俄然上海事變の突發に又もや大混亂を呈するに至つた。

昭和七年一月二十八日夜、上海に於て日支衝突事件勃發するや、支那政府はジュネーブにある聯盟代表顏惠慶をして、二十九日朝聯盟事務總長に對し聯盟規約第十、第十五兩條により日支紛争を處理されたしとて次の如き提訴をなさしめた。

#### 支那政府の提訴

政府の訓令により余は次の通告をなす。

- 一、聯盟規約に反して聯盟の一國、即ち日本國が、他の聯盟國支那の領土的行政的保全並に政治的獨立を侵害したることにより、二聯盟國間に紛争存在すること。
- 二、この紛争は聯盟規約の他の條項に基き仲裁裁判、又は司法的解決に附せられてゐないこと。



三、この紛争は日支兩國の國交斷絶の虞ある段階に今や達してゐること。

四、支那は規約第十一條による機能に基き、聯盟が既にとり又はとらんとしてゐる措置を廢棄するのではなく、之に追加して聯盟規約第十條及第十五條の双方を、この紛争に適用すべきことを要求し、本件を正式に聯盟理事會に附議し、前記兩條の下に理事會の適切且つ必要なる行動を求めらるものであること。

五、この目的のため、支那は一九三一年九月より今日まで理事會に對し、支那が提出した一切の聲明及び文書類を參考資料とせられんことを要求すること。

此提訴は折柄開會中の理事會に取上げられ、廿九日午後三時四十分の會合に於て之を審議することとなつた。議長は佛外相ブリアン病氣の爲めボール・ボンクール之に代り、日本側代表も芳澤謙吉は外相就任のため歸國し、駐白大使佐藤尙武に代つてゐた。而して當日の會合に於ては聯盟は支那代表の提訴を規約第十五條を援用して受理するにあつたので、佐藤代表は上海事件の實態及び在上海外國軍隊の協同警備區域協定に就いて説明し、第十五條適用の不可なる所以を力説した。之に對しボンクール議長は第十五條適用の手續問題につき詳細な説明を加へ、理事會の同意するところとなつた。依つてドラモンド事務總長は三十日の理事會に於て第十五條適用に關する措置を提案した。即ち

『上海事件については當事國以外の理事國で、紛争當時上海に代表者を持つてゐた國は各自の代表者に命令して委員會をつくり、今回の事件の原因及び經過に關して理事會の審議に附すべき報告を事務總長に提出すべし』といふにあり、議長も亦之れに敷衍して『右情報を蒐集するため上海在住理事國代表者を以て委員會を構成すべく、フランス政府には協力の用意がある』と述べ各國代表之に賛同した。斯くして佐藤代表は極力第十五條に關する反對を主張したが事實上考慮されることなく、日本は遂に十五條適用に留保を持続するのみにて、事態は聯盟側の主張通り上海の現地に於ける調査委員會の報告を基礎として聯盟の審議を取運ぶこととなつた。

上海に於ては直ちに聯盟理事國總領事を以て調査委員會を組織し、恰も滯支中の聯盟事務局交通部長ロペール・ハリスを書記長に任じ調査に取りかかり、二月六日に第一回報告を提出したのをきつかけに、十二日に第二回、二十日に第三回、三月四日に第四回と四回に亘つて報告を提出して其任務を終つた。委員會の構成は次の如くであつた。

國際聯盟上海調査委員會

△委員長 チアノ伯 (伊國總領事)

△委員 オール (諾威總領事)



同 ケツシユラン (佛國總領事)

同 フオンコーレンベルヒ (獨逸總領事)

同 フェレール (西班牙總領事)

同 プレナン (英國總領事)

△書記長 ロベール・ハース (佛國人)

右調査會の報告に對しては上海駐在米國總領事も大體同意なる旨の聲明を發し、支那側の質問、日本側の字句修正要求等あつたが、兎も角も現地調査の結果報告として、聯盟理事會の問題解決に關する重要な指針となつたことは勿論である。

是より先き二月二日、日本軍總攻撃の報傳はるや、ジュネーブは俄かに色めき立ち、折柄軍縮委員會のため參集した各國代表に多大の衝動を與へ、英國代表トーマス (自治領大臣) は本國政府の命を受け聯盟當局に理事會開催を要求した結果、同日午後佛國首相タルヂユ (ポール・ボンクル病氣のため) によりて招集された。同席上英國代表トーマスは『英米兩國はこの事態を救ふため協力して日支兩國に調停案を提議した』旨を述べ、佛、伊代表も亦同一行動に出でたることを披瀝した。右に對し

佐藤代表は『上海事變解決の方途を考究するため英、米、佛三國大使に相談を持ちかけたのは東京政府である』として東京に於ける外務省と駐日三國大使との交渉事情を説明し、上海に於ける支那軍の攻撃事情を報告したる後、

故に外務大臣は三國大使に對して、夫々上海の代表者に對し支那側をして攻撃停止及び撤兵をなさしむるやう措置せられんことを、本國政府に要請せられたしと申出た。

旨を明らかにし、帝國政府が列國と協調的態度を以て、上海事件の解決に努力しつゝある理由を明示した。

右三國調停案は二日東京に於て三國大使から芳澤外相に提議されたが、その書簡文は次の如くである。

#### 英米佛三國の調停案 (英大使の分)

以書簡啓上致候、陳者本使は英國外務大臣の訓令に基き、閣下に對し上海に於て發生したる不幸なる事態解決のため左記提案を通報し且つ日本帝國政府が直ちに之を受諾せられんことを最も切實に要請致候。

尙ほ本日午後同時刻を期し支那政府に對しても同一の提案をなす次第に有之候。



英國政府の提案は左の如くに有之候。

- 一、左記條件により日支双方に於て即時一切の強力行爲を中止すること。
- 二、之れ以上敵對行爲のためにする何等の動員又は準備をなさざること。
- 三、日支双方の交戦者を上海地域内に於ける一切の接觸地點より撤退すること。
- 四、交戦者の間を隔離すべき中立地帯を設定して共同租界を保護すること、是等の地帯は中立國人に於て警備の任に當るべく之が取極めは領事官憲に於て定むること。
- 五、以上の諸條件受諾さるるに於てはバリー不戰條約及び十二月十日の國際聯盟決議の精神に準據し、豫め要求又は留保をなすことなく、且つ中立國監視者又は参加者の援助の下に兩國間に現存する總ての紛争を解決するため交渉を促進すること。

右申進旁々本使は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候 敬具

然るところ右調停案に對しては支那政府は直ちに應諾したが、帝國政府は二月四日附を以て、英米佛三國大使に次の如き回答を送つて明らかに右の調停案を拒絶した。

### 三國大使への我が回答

以書簡啓上致候、陳者貴國政府の訓令に基き本月二日附貴翰を以て上海事件に關する提議御通報に相成り敬承致候。

該提議に對する帝國政府の所見左の通りなるに付右に御承知相成度、

- 一、支那軍の挑戰並に騷擾的行爲を即時且つ完全に停止せしむるを要す。右にして確保せらるるに於ては帝國軍に於ても戰鬪行爲を中止す。  
若し支那側（正規軍たると便衣隊たるとを問はず）にして挑戰若くは騷擾的行爲ある場合帝國軍の取るべき行動に就ては完全に其自由を留保す。
- 二、支那側從來の不信なる行動並に現在の重大なる形勢に鑑み、我方としては動員又は戰鬪の準備をなさざること  
は不可能なり。
- 三、日支双方交戦者の隔離及び必要に應じ閘北附近中立地帯の設定に關し領事及び軍隊指揮官をして取極の交渉に當らしむるに異存なし。
- 四、所謂兩國間に現存する一切の紛争中には滿洲事件を含むものと解せらるるところ、同事件は上海事件とは全然別個の問題たるのみならず、滿洲事件に就ては客年十二月十日の理事會決議も存し居り、且又同事件の解決に付第三國監視者又は參與者の援助を受諾し得ざるは帝國政府の既定方針なるを以て旁々本項は我方の同意し得ざる所なり。

右回答旁々本大臣は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候 敬具



即ち聯盟は、前記三國調停案も結局不結果に終つたので、次いで二月九日の理事會では佐藤代表の所説に同意して、中立地帯設置の速かならんことを勧告したが、二月十二日に至つて支那側は聯盟規約第十九條第五項に基き、聯盟臨時總會招集の要請を顏惠慶代表を通じてドラモンド事務總長に提出した。依て十二日午後、日支兩國を除く十二ヶ國代表會合し、支那代表請求の臨時總會招集の是非に就いて審議したが、大國側は臨時總會招集に賛意を表さなかつたので、招集は無期延期の形をとる情勢にあつた所、十四日發表された上海調査委員會の第二回報告は日本側に對し不利であり、且つ上海の形勢は支那側の要求を拒否し得ない情況にあつたため、十六日の十二ヶ國代表會議に於て、日本側の反對論は公開理事會で討議することとし、若し日支紛争問題が臨時總會の手に移る事となれば、理事會は一應本件から手を引く事になるので、此際理事會の意志を明示する意味に於て、理事會から日本側に對し一の勧告をなすことに決し、右勧告書は同夜日本代表部に通告された。佐藤代表は十七日理事會議長に宛て臨時總會招集に反對の理由書を送達したが、十七日の十二ヶ國理事會に於ては日本の反對理由に根據なしと斷じ、更に佛國バドヴァン、伊國ピロツチ、英國モールキンの三法學者からなる小委員會にかけて研究報告せしめたが、是又日本の抗議を法理的根據なしとて否定する回答をなした。茲に於てか二月十九日の理事會に於ては、遂に三月三日を期して聯盟臨時總會を招集する事に可決

した。二月十六日夜、十二ヶ國理事會の決定により議長ホール・ボンクールの名に於て日本代表部に通告された對日アツビールの全文次の如し。

對日アツビル（全文）

國際聯盟理事會議長は一月二十九日、日支兩當事國に對し其同僚の名に於てなしたる要請中「國際關係の維持は、獨り相互の協力及び尊重によりてのみ保證せられ得べく、苟くも恒久的性質を有する解決は決して軍事的にせよ又たとへ經濟的にもせよ、力の使用によりては獲得し得べからざるものにして、現在の情勢が繼續する限り、益々兩國々民間の不諒解は擴大し、其結果は紛争の解決を一層困難ならしめ、又重大なる損害を與ふるところ單に直接關係ある兩當事國に對してのみに止らざるべき」旨述べたり今日々支兩國理事を除く會國理事は、日本國政府に對し、現下の紛争に於て其聯盟國たり。且つ常任理事國たるの名が日本に課する特殊の責任と、節制の義務とを同政府に於て認めらるゝやう緊急なる要請をなすの義務あり。

極東に於て過去數ヶ月の間に發展せる事態は、兩當事國承諾の下に任命されたる調査委員會により残るところなく研究せらるべし、然るに同委員會の組織後、上海及び同地方に於て輿論の動搖を増したる諸事件發生し、今尚ほ發生しつつあり、右等事件は多數國居留民の生命及び利益を危殆なら



しめ、且つ世界が其通過しつゝある危機に際し、遭遇する特別の困難を更に大ならしめたるものなるが、右等事件は軍縮會議に對し新たなる重大障害を生ずるの虞あり。

十二國理事は日本が主張せる苦情を決して忘却せず、十二國理事は國際社會の一員として其義務及び責務を常に細心に遵守し來れる原聯盟國の、當然有すべき一切の信頼を過去數ヶ月間日本に對し與へたり。然れども十二國理事は日本が聯盟規約に約定せられたる平和的解決方法に、無留保に服することを可能なりと思考せられざりし事を遺憾とせざるを得ず。十二國理事は、國際紛争の解決は決して平和的手段以外により求めらるべからざる旨の、パリ條約の嚴肅なる約束に關し、日本に對し今一應注意を喚起す。十二國理事は支那が其領土内に展開しある鬭争の當初より對日紛争を聯盟に提出し、且つ平和的解決を目的とする聯盟側諸提案を受諾すべき旨約せることを認めざるべからず、十二國理事は聯盟規約第十條の條文に依れば、聯盟國は聯盟各國の領土保全及び現在の政治的獨立を尊重し、且つ之を維持すべき旨約し居ることを想起せんと欲す。十二國理事は友誼上より右規定に關し注意を喚起するの權利あり。十二國理事の意見によれば、右規定の結果規約第十條を無視して行はれたる聯盟國領土の保全侵害、及び其政治的獨立の毀損は決して聯盟國により有效、且つ實效的と認められ得ず。

日本は世界輿論に對し、其對支關係に於て其態度の正當且穩健なることを示すべき絶大なる責任を有し居れり。日本は既に一九二二年締約國が明白に支那の主權獨立、並に其領土的及び行政的保全を尊重すべき旨約せる九國條約に署名せることにより、上記責任を最嚴肅なる條文により承認せり。各國理事は日本に對し其崇高なる名譽の觀念に訴へ、其特殊の地位並に世界各國が平和の組織、及び維持に參與せる一員として同國に與へたる信任に伴ひ、其負ふべき義務を認めんことを求む。

蓋し右の對日アツピールは十二國代表者が、恰も理事會の如き態度に於て、特に帝國政府にのみ斯る通牒を發したるものであるから、帝國政府は異常の憤激を感じ、二十三日附を以て、右十二國理事のアツピールに對し強烈なる反駁的聲明を發し、以て我軍の武力鬭争の繼續は支那側の態度が攻撃的なるが故なれば、寧ろ支那政府に警告すべきであること、日本の行動は規約第十條に違反せず飽までも自衛權の發動にあること、支那を以て聯盟規約上の所謂組織ある國家と認むべからざること、十二國の提案を有益ならしむるには具體的提議を要すべきこと等を擧げて我方の態度を闡明すると共に、別に外相芳澤謙吉は聯盟理事會議長ポール・ボンクトールに宛て、次の如き回答文を送つた。



對日アツピールに對する芳澤外相回答

我方に於ては今次十二國理事の申入れに對し即時慎重なる考慮を加へたるが、十二國理事が現下上海方面の事態の重大性を痛感し、之が救治策を探究するため如何なる勞をも吝まざらんとして、ある心事は多とするところなり。

さりながら、本申入れは必要なき方面に向つて爲されたる嫌あり。蓋し現下の武力的抗争を中止する途は一に支那側指導者の手中にある次第にして、日本は抗争の開始を欲せざりしは素より、現在に於ても最も之れを嫌忌しつゝあり。

尙ほ我方に於ては最近理事會全體の討議に代へ、部分的構成を有する委員會の討議を以てせんとする慣行の生れ來れることを遺憾とするものにして、右慣行は聯盟規約の精神及び文字に反するものなり、我方に於ては今次關係理事の行動が其動機に於て極めて善良なるものあり、又其事業には多大の困難を伴へることを認むるに各ならざるも、右の如き異例が頻繁に行はるゝことは、聯盟の手續に合致せざるものとして之を承認しがたく、一般世上に於ては斯る討議を理事會の行動と混同せんことを恐る。

何れにするも我方に於ては、十二國理事の希望に報ゆるを禮と認め、別添聲明を閣下より轉達せられんと共に、日本としては現下の抗争終熄を偏に希望するものなることを斷言す。  
(別添聲明省略)

右の回答及び聲明は聯盟側を刺戟し、十二ヶ國理事は日本に對し再通牒を送るべしと敦囑いたものもあつたが、英國代表等の反對で實現せず。又一方米國に於ても二月二十四日、上院外交委員長への書翰の形式に於て、國務長官スチュムソンが日本を誹謗するが如き口吻の所謂スチュムソン聲明を發表して我が朝野の憤激を新たにしたものである。

斯る間に上海の事態は愈々進展し、二月十八日には日本の對支最後通牒となり、十九日午前八時半より日本軍の總攻撃が開始された。然しながら日本の真意は、一方に於て軍事行動の已むなきにあるが他方に於ては上海事件善後處置に關する國際會議開催の用意あり、右に關しては關係各國並に聯盟側とも屢々商議を續けてゐたので、停戦妥協の空氣は上海に於てもジュネーブに於ても醗酵されつゝあつた。従つて上海に於て事件善後商議のために、日支兩國を含む關係各國を以て圓卓會議を開かんとする議漸く具體的となり、右圓卓會議には芳澤外相も賛成の覺書をジュネーブに送つたほどであるから、英國代表サイモンは直ちに理事會召集を要求し、二十九日午後六時から理事會が開催された。



對日アツピールに對する芳澤外相回答

我方に於ては今次十二國理事の申入れに對し即時慎重なる考慮を加へたるが、十二國理事が現下上海方面の事態の重大性を痛感し、之が救治策を探究するため如何なる勞をも吝まざらんとしつゝある心事は多とするところなり。

さりながら、本申入れは必要なき方面に向つて爲されたる嫌あり。蓋し現下の武力的抗争を中止する途は一に支那側指導者の手中にある次第にして、日本は抗争の開始を欲せざりしは素より、現在に於ても最も之れを嫌忌しつゝあり。

尙ほ我方に於ては最近理事會全體の討議に代へ、部分的構成を有する委員會の討議を以てせんとする慣行の生れ來れることを遺憾とするものにして、右慣行は聯盟規約の精神及び文字に反するものなり、我方に於ては今次關係理事の行動が其動機に於て極めて善良なるものあり、又其事業には多大の困難を伴へることを認むるに吝ならざるも、右の如き異例が頻繁に行はるゝことは、聯盟の手續に合致せざるものとして之を承認しがたく、一般世上に於ては斯る討議を理事會の行動と混同せんことを恐る。

何れにするも我方に於ては、十二國理事の希望に報ゆるを禮と認め、別添聲明を閣下より轉達せられんことを希望するものなるが、是等理事の人道と平和とのためにする努力は之を感謝を以て了承すると共に、日本としては現下の抗争終熄を偏に希望するものなることを斷言す。

(別添聲明省略)

右の回答及び聲明は聯盟側を刺戟し、十二ヶ國理事は日本に對し再通牒を送るべしと敦囑いたものもあつたが、英國代表等の反對で實現せず。又一方米國に於ても二月二十四日、上院外交委員長への書翰の形式に於て、國務長官スチムソンが日本を誹謗するが如き口吻の所謂スチムソン聲明を發表して我が朝野の憤激を新たにしたものである。

斯る間に上海の事態は愈々進展し、二月十八日には日本の對支最後通牒となり、十九日午前八時半より日本軍の總攻撃が開始された。然しながら日本の眞意は、一方に於て軍事行動の已むなきにあるが他方に於ては上海事件善後處置に關する國際會議開催の用意あり、右に關しては關係各國並に聯盟側とも屢々商議を續けてゐたので、停戦妥協の空氣は上海に於てもジュネーブに於ても醗酵されつゝあつた。従つて上海に於て事件善後商議のために、日支兩國を含む關係各國を以て圓卓會議を開かんとする議漸く具體的となり、右圓卓會議には芳澤外相も賛成の覺書をジュネーブに送つたほどであるから、英國代表サイモンは直ちに理事會召集を要求し、二十九日午後六時から理事會が開催された。



理事會に於てはポール・ボンクール議長から豫て日支兩國代表とも打合せてあつた上海圓卓會議の構成其他につき概要左の如き提案を試みた。

一、日支兩國と上海に特殊の利益を持つ主要國の各代表者を以て事件の終局的解決を齎す圓卓會議を上海に開催す。

二、右會議は左の二項目の諒解の下に開く。

甲 日本は政治的領土的野心なく、專管居留地を造る意志も、獨占的利益を増進する意志なきこと。

乙。支那は上海共同租界及佛租界並に其住民の危険に對し保障するに足るべき協定に依り之等地域の安全とを維持する。

三、右會議の開催は勿論停戦に關する地方的協定の成立を前提とす。

此提案は全員の賛成を得、上海事件の善後處置は上海に開かるべき圓卓會議に譲ることとなり、日支紛争に關する全般的問題は三月三日の臨時總會に移牒さるゝ事にして、理事會はこの日を以て終つた。

## 第二節 聯盟臨時總會

### 第一項 臨時總會決議

支那代表の聯盟規約第十五條第九項に基く要求によつて招集された聯盟臨時總會は、三月三日開催された。出席者は五十一ヶ國の代表で其主なるものは次の如くである。

(日 本) 松平、佐藤、吉田の三大使、武者小路公共、矢田七太郎、澤田節藏の三公使、以下九名

(支 那) 顏惠慶以下十七名

(英 國) サイモン外相、ロンドンデリー空相

(佛 國) ボール・ボンクール上院議員

(白耳義) イーマンス外相

(チエツコ) ベネシユ外相

(丁 抹) ムンヒ外相

國際聯盟に於ける外交戰



- (獨逸) ブリュエーニング首相
- (伊國) グランヂ外相
- (和蘭) ベーレルツ外相
- (諾威) ブラードランド外相
- (波蘭) ザレスキ外相
- (葡國) ブランコ外相
- (西班牙) ズルエダ外相
- (瑞典) ラメル外相
- (瑞西) モッタ大統領

先づ開會劈頭理事會議長ボル・ボンクトールから、理事會に於て日支紛争事件を處理した經過を詳細に報告あつて後、議長選舉の結果、四十五票を以てベルギーのイーマンス外相議長に當選、副議長には佛、瑞西、瑞典、英、伊、メキシコ、獨、ベルシアの代表八名を選舉した。而して支那代表顏惠慶、日本代表松平恒雄より、兩國側の主張するところを忌憚なく演說せしめて第一日は散會、問題は一般委員會に移された。

一般委員會は三月四日午後四時開催し、委員會議長にイーマン總會議長が當選し、議事に入り松平代表は次の如き覺書を議長に交付した。即ち、

日本陸海軍は三月三日司令官の命令により停戦した。但し前線にある兵は時々支那側からの射撃を受けたので之に應戦した。此等は小競合に過ぎず、従つて司令官聲明通り日本軍の態度に變更がない。日本軍は支那軍が攻撃せざる限り、戦闘を繼續し又は現地より進出する意思は無い。といふのであるが、支那代表は之に對し停戦の事實有無に就き反對の意見を述べ、結局議長は「要するに停戦の必要が目下の重大問題であることは何人も一致する意見であるから、總會決議によつて確定的に取纏むべきである」と發言し、暫く休憩の後ち再開して次の決議案を提示した。

#### 國際聯盟臨時總會決議案

總會は二月二十九日理事會より爲されたる提示を想起し、且右提示中に豫定せられたる他の措置を害することなく、

- 一、双方の軍隊司令官に依り敵對行爲停止のため發せられたる(總會が通報を受けたるが如き)命令を有效ならしむるに必要な措置を直に執らんことを日支兩國政府に勸告す。
- 二、上海租界に於て特別の利害關係を有する他の國に對し、前項所定の勸告の實行せらるゝ方法を



總會に通告せんことを要求す。

三、敵對行爲の停止を決定的ならしめ、且日本軍隊の撤退を規定する協定締結の爲め、前項所載の諸國の陸海軍官憲及び文官の援助を以て、日支代表に依り商議の開始せらるべきことを勧告す。

總會は前記の諸國に依り、右商議の進行振りを常に通知せられんことを希望す。

本決議案に對しては佐藤代表は第三項の、日本軍隊の撤退のみを規定して支那軍に對する何等の規定なきを指摘して、字句の修正を提出したが容れられないので、原案に賛意を表したので引續き總會本會議を開いて右決議案を全會一致を以て可決した。

次で三月五日から總會一般委員會は日支間紛争の全般に亘つて討議することとなり、五日から八日まで四日間に亘つて、各國代表者全部より日支紛争問題に關する意見を聴取した。即ち兩當事國を含む三十五ヶ國代表が堂々論評を試みた。依つて總會は是等各國代表の表明されたる原則に則つて、總會の決議を採擇し、以て一先づ總會を終ること、決したので之が決議案を起草委員會に附記し、同委員會の作成にかゝつた決議案は十一日の一般委員會に於て修正を加へられ、同日午後六時からの總會に於て、一般委員會の修正通り可決したが、日本代表は之が採擇投票には參加せず、一般委員會に於て佐藤代表から本案に對する日本の態度を大要次の如く聲明した。

#### 總會決議に對する佐藤代表の聲明

日本政府は本決議案に掲げられた根本原則に全然同意するものである。日本は聯盟國及び不戰條約調印國として此等の規定を誠實に遵守したつもりであつて、將來も其決心である。従つて日本今回の行動が他國の政治的獨立又は領土保全の侵害であり、或る目的遂行の爲めに武力を行使したと云ふが如き批評を遺憾とするものである。

日本は支那に領土的野心なしとは繰返し聲明した。支那に於ける軍事行動は自國民の生命財産の危険に對する自衛のため餘儀なく執られたものである。日本政府は現在の事態の友好的解決の速かならんことを熱望してゐる。

本決議案に就ては一切の條約上の義務に對する尊重に就いて注意を喚起されたことは特に喜ばしい。極東の事態に最も重要な一つは、條約に依つて保障されたる權益に對する組織的侵害であり、最も嚴格なる誓約を一方的に廢棄せんとする支那の政策である。

現在の事態の他の一要素は支那の排外運動及びポイコットである。この行爲は平和に對する眞の脅威であり國家間の了解を擾亂するものである。日本代表はこの點につき總會の注意を喚起したい。日本政府は又決議案に於て、九月卅日及び十二月十日の理事會決議を引用されてゐることを満足と



する。事件發生以來日本は忠實に理事會の措置に従つた。規約第十一條に依つて極東に對する調査員の派遣を提議した。この手續は現に進行中である。日本代表は一月二十九日及び三十日の理事會會合に於て、右様の理由に依り日支間全紛争に對し第十五條を適用する事に反對を表明した。日本政府の態度は最早や明瞭になつたと思ふ。政府は十二國理事の申入れに對する回答に於てその態度を明かにした。日本は十五條の適用問題に關する留保を附して本總會に参加したので、本決議案に賛成投票をすることは出来ない。従つて日本代表は決議の採擇を妨げざる意味に於て投票を留保する。

尙ほ修正採擇された決議案には、日支兩國代表のみ棄權して他の四十四ヶ國は賛成投票した。尤も支那代表は本國政府からの回訓未到着のため留保したのだから、十四日に至つて正式に同決議案を承認する旨事務局に通告した。即ち左の如し、

### 國際聯盟臨時總會決議

(昭和七年三月十一日)

- 一、總會は、聯盟規約の條項 特に左の諸點即ち
- (一) 條約の嚴密なる尊重の原則。

- (二) 外部の侵略に對して、聯盟各國の領土保全、並に現存の政治的獨立を擁護する旨の、聯盟國の誓約。

- (三) 聯盟國間に生ずることあるべき一切の紛争を平和的解決手段に付すべき義務に關し、現紛争に全般的に適用し得べきものと思ふし、

一九三一年十二月十日理事會議長ブリアン氏の宣言に於て表明せられたる原則を採擇し、更に聯盟規約第十條に違反して行はれる、聯盟國の領土保全に對する侵害並に政治的獨立の改變は、聯盟各國により正當且つ有效と認めらるゝを得ざる旨の、一九三二年二月十六日附日本政府に宛てたる申入れ中に、十二國理事が重ねて本原則を引用せる事實を想起し、

國際聯盟を支配し、且つ聯盟國間の紛争の平和的處理に關する前記原則は

世界平和組織の一柱石たり、且つ其第二條に於て、締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛争、又は紛争はその性質、又は起因の如何を問はず、平和手段による外、これが處理又は解決を求めざることを約する

と規定したる不戰條約と完全に調和するものなることを思考し、總會に附議せられたる本紛争の解決に關し最後に爲さるべき措置は暫く措き、



前記の原則並に條項の拘束力あることを宣言し、且つ國際聯盟規約若くは不戰條約に反する手段により成立せしめらるゝことあるべき一切の状態條約又は協定を承認せざるは聯盟國に課せられたる義務なることを聲明す。

二、總會は、紛爭當事國の、何れか一方に於ける武力壓迫の脅威の下に、日支紛争の解決が求めらるゝことは聯盟規約の精神に反することを確言し、一九三一年九月三十日及び十二月十日の理事會に於て兩當事國の同意を得て採擇されたる決議を想起し、

更に戰鬪行爲の確定的停止並に日本軍の撤退を目的とし、同じく兩當事國の合意を得たる一九三二年三月四日の總會決議を想起し、且つ上海租界に特殊利害關係を有する聯盟諸國がこの目的のため凡ゆる助力を提供する用意あることを了知し且又、收撤地帯の治安維持のため必要あらば協力せらるゝやう、右諸國に要請する。

三、總會は、聯盟規約第十五條所定の、手續を本紛争に適用することに關し、一月二十九日附支那政府よりの要請に鑑み、

又紛争を聯盟規約第十五條第九項に従ひ總會に移牒すべき旨の、二月十二日付支那政府より提出せられたる要請、並に二月十九日の理事會の決定に鑑み、

更に支那政府要請の主題を形成する紛争の全般が總會に附議せられ、且つ規約第十五條第三項所定の和解手續及び必要な場合には、同條第四項に規定されたる勸告手續を適用する義務あることを思考し、

十九人委員會——即ち委員會議長たるべき總會議長、紛爭當事國を除く理事國代表及び秘密投票によつて選舉さるべき其他の六名より成る委員會を設置すべきことを決定す。

該委員會は總會の名に於て、且つ其統制の下に於てその職能を遂行するものにして、左の如き任務を有す。

(一) 能ふ限り速に戰鬪行爲に關し報告し、又三月四日の總會決議に従ひ前記戰鬪行爲の停止を確定的ならしめ、且つ日本軍の撤退を規定すべき協定の締結に關し報告すること。

(二) 一九三一年九月三十日及び十二月十日の理事會に於て採擇されたる決議の實行を注視すること。

(三) 聯盟規約第十五條第三項に従ひ、當事國の合意の下に紛争解決を準備し、且つ總會に對し陳述書を提出するに努めること。

(四) 必要ある場合は、總會は常設國際司法裁判所に對し勸告的意見の請求を提出することを提案す



ること。

(五) 必要ある場合は聯盟規約第十五條第四項に規定されたる報告案を用意すること。  
(六) 必要と思惟さるゝ凡ゆる緊急手段を提案すること。

(七) 能ふ限り速に、遅くも一九三二年五月一日迄に第一次經過報告を提出すること。

總會は委員會に對し必要と思惟さるゝ意見、並に總會に通達するに適當なる文書を送附せんことを理事會に要求す。

總會は依然會期を續け、議長は必要と思惟する場合會議を召集するを得るものとす。

かくて總會決議採擇後、直ちに十九人委員會構成の手續に取りかかり、投票の結果、スイス、チエコスロヴァキア、コロンビア、ポルトガル、ハンガリー、スエーデン、の六ヶ國が當選し、之れに委員會議長となるべき總會議長のベルギー代表イーマン及び日支兩國を除く理事國十二ヶ國を加へ、茲に十九人委員會の成立を見、爾來上海事件の解決調停に協力せるは別項上海事變の項に詳述せる通りである。

## 第二項 聯盟脫退

上海事件の解決以後は、聯盟の取扱ふべき議題は滿洲問題だけとなつた。然るに滿洲問題に就てはリットン調査委員會が現地視察中であるから、その調査報告を受くるまでは論議の材料がない。従つて其間に「滿洲國」が新たに獨立し、日本が「滿洲國」を正式に承認し、日滿議定書の調印にまで新事態の發生を見なければ、聯盟は之に對して敢て特殊の措置を講ずることはしなかつた。

問題は唯一つリットン調査團の報告を待つのみとなつてゐたが、九月三十日を以て該報告書（附録參照）は日支兩國代表に手交された。總會に於てはリットン報告書の審議を十一月一日以前に開始すべしとの希望を表明したが、日本側は豫め九月十四日理事會議長に書翰を送り、右報告書を慎重に研究し、之に對する意見書を準備してジュネーブまで携行する必要があるを以て、報告書發表と之が審議開始との間に六週間の期間を置き、日本政府の意見書を接受するまでは報告書の審議をなさざるやう要求し、九月二十四日の理事會に於て之が容認された。

斯くて十二月二十一日、リットン報告書を審議すべき聯盟理事會が開催されたが、日本首席代表は松岡洋右、支那代表は顧維鈞であつた。此日帝國政府はリットン報告に對する帝國意見書（附録參



照)を公表した。

リットン報告書の提示を受けた聯盟は、十一月二十一日から理事會、十二月一日に十九人委員會、十二月六日から聯盟特別總會を開き、九日本件を十九人委員會に附託して總會を閉ぢ、更に十九人委員會は十二日より開會し十五日に到り、その起草委員は結局次の如き決議案を作成、之れを十二月十五日十九人委員會に提出した。よつて事務局は之れを日支兩國代表部へ内示したので、兩國代表部は直ちに本國に請訓した。右第一、第二決議案並に理由書全文次の如し。

### 第一決議案

- 一、總會は聯盟規約第十五條の規定に依れば、總會の第一任務は紛争の解決に努むるにあり。従つて現在のところ紛争に關する事實の陳述、及び右に關する勸告を爲すの要なきを認め、
- 二、本年三月十一日の決議に依り、紛争解決に關する國際聯盟の態度が示され居るに鑑み、
- 三、紛争の解決に關しては、パリ不戰條約及び九國條約の條項を尊重せざるべからざることを確言し、
- 四、茲に一委員會を構成し、當事國と協同して聯盟調査委員會報告の第九章に示されたる原則に基き、又同報告の第十章の提議(サチエヌチオン)をも參酌し問題解決を期するがため交渉を行は

しむ依つて右委員會を構成するがため、十九人委員會に代表せられたる聯盟國を委員に任命し、而して北米合衆國及びビツグイェート聯邦が右交渉に参加することを承認せられんことを望ましとし、

右委員會に對し是等兩國參加を招請するの任務を負はしむ。

- 五、委員會に對しては以上其使命を首尾よく遂行せんがため必要なる處置を執るの權能を與へ、
  - 六、委員會は一九三三年一月三十一日までに経過報國を爲さんことを求む。
  - 七、委員會は兩當事國と合意の上、一九三二年九月一日の總會決議に示されたる時限(タイム・リミット)を確定するの權能を有し、當事國にして右期限に關し一致せざる場合に於ては委員會は其の報告提出と同時に右に關する提議をも提出す。
- 總會は依然繼續し議長は必要に應じ何時たりとも招集することを得。

### 第二決議案

- 一、聯盟臨時總會は一九三一年十二月十日聯盟理事會の決議に基き任命されたるリットン調査委員會に對し、其國際聯盟に提供せる貴重なる援助を感謝し、併せて委員會の報告が眞摯にして且つ衡平なる事業の規範と認めらるべきことを宣言す。



決議案理由書

總會は十二月九日の決議に依り十九人委員會に對し、

- 一、調査團の報告、兩當事國の意見書、總會に於て表示されたる意見及び提議一切を研究し、
- 二、一九三二年二月十九日附理事會決議に依り、總會に移牒されたる紛争の解決に關する提議を起案し。

三、右提議を出來得る限り速かに總會に提出すべきことを求めたり。

四、委員會にして總會に對し日支事件の全貌を示し、一般事態の評価を總會に提出の任務を負はされたりとせば、委員會(十九人委員會)は聯盟調査團の報告中最初の八章に於て右の如き陳述に必要なる一切の要素を發見したるなるべく、委員會の見解に依れば右報告は極めて均衡を得、且つ偏頗なく最も完全なる主要事實の陳述なり。然れども未だ斯の如き陳述を爲すの時期到來せず。規約第十五條第三項に基き總會は先づ以て調停に依り紛争の解決を期せざるべからず。而して右調停にして成功するに於ては總會は其必要と認める事實の陳述を公表するを認むべきものなりとし、交渉破れたる場合は第十五條第四項に依り紛争に關する事實の陳述と右に關する勸告とを作成すべきものなり。第十五條第三項に基き努力の繼續せらるゝかぎり規約中に想定せられたる種

々の場合に關し總會の負へる責任は極めて重大なるものあるを以て、總會としては特に慎重事を處するの要あり。こゝに於て委員會は本日總會に提出する決議案に於ては單に調停に關する提議を爲すに止めたり。三月十一日の總會決議に依り十九人特別委員會は當事國と合意の上紛争の解決を準備するに努むべきやう命ぜられたり。然れども他方北米合衆國及びソヴィエト共和國が兩當事國の代表者と協力することを望ましとするが故に、兩國政府に對して交渉に參加方招請を爲すべきことを提議す。

誤解を防ぐため即ち非聯盟國の協力を得て今日の時期に於て爲さんとする所は單に調停に依つて紛争解決を商議せんとするにあることを明瞭ならしむる爲め、特別委員會は右目的のために商議を行ふの任務を有する新委員會に對して、此資格に於て米露兩國政府に對して會合に出席せんとを招請するの権能を與へられん事を提議する。

交渉委員會は使命達成の一切の権能を有す。特に委員會は専門家の意見を徴することを得、又必要の場合は其権能の一部を個又は數個の小委員會、又は特に其資格ある一人又は數人に委ぬることを得。交渉委員會は法律の問題に就ては三月一日總會決議の一節、二節に基き、事實に關しては調査團報告の最初の八章を指針とす紛争の解決案に關しては調査團報告の第九章の原則に基き



又同報告第十章の提議を參酌して之を作成す。

右關係に於て十九人委員會は本件紛争の特別なる事情に顧み、一九三一年九月十八日以前の狀態に復歸することは、永久的解決を企圖する所以に非ざるを思ふと共に、滿洲に於ける現政權の維持及び承認は問題の解決と見做すことを得ざる事を信ず。

然しながら右決議案に對する日本政府の態度は極めて強硬で、到底聯盟の決議として日本側の賛成を得ること至難の形勢に見えたので、此儘審議を續行するは不可なりとの見解から、十二月二十日の會合に於て十九人委員會は昭和八年一月十六日まで休會し、其間に於て議長及び事務總長が適當に熟議すべきことを委囑した。依つて聯盟事務局は聯盟事務總長ドラモンドと同次長杉村陽太郎との間に於て之れが妥當試案の研究に當らしむることとした。茲に於てドラモンド、杉村は休會中數次の接衝を重ね、一月十二日に至つて協定を見た所謂杉村、ドラモンド妥協案は第一、第二決議案及び議長宣言案の三項より成るが、之れに對する帝國政府の意向は同案中、小委員會に非聯盟國即ち米露兩國をも招請する點、其他一二の點に異議ある外、大體に於ては之れを認める態度に出たので、之れが聯盟の是認するところとなれば、一般形勢は頓に好化するかに見られた。

斯て一月十六日から豫定通り十九人委員會の非公開會議が開會されたが、イーマンス議長から休會

中の經過を説明して、杉村ドラモンド妥協案に到着した事情を報告するや、小國側委員は眞向から反對し事務總長の越權なりと迄論難し、形勢は却て日本に對して「妥協の餘地なし」の一本槍を以て進んだ結果、二十一日には遂に、

日本の態度は委員會の意向と相容れず、最早調停によつて日支紛争を解決する餘地なく、規約第十五條第四項に移るの外なきものと認む。但し十九人委員會は調停による日支紛争解決の仕事を聯盟として打切る事を決定する權能なく、之を決するは總會自身である。

十九人委員會は二十三日更に會議を開き規約第十五條第四項（註）に基く勸告案の作成方法を決定する。

といふことに決し、事實上眞向から日本を被告扱ひとするの態度を表明するに至つたもので、聯盟退の機運は此頃から兆候を示し始めたのである。

#### 【註】聯盟規約第十五條第四項

紛争解決ニ至ラザルトキハ聯盟理事會（又ハ總會）ハ全會一致又ハ過半数ノ表決ニ基キ當該紛争ノ事實ヲ述べ公正且適當ト認ムル勸告ヲ載セタル報告ヲ作成シ之ヲ公表スベシ。

即ち一月二十三日の十九人委員會では左記九名の起草委員會を組織し、規約第十五條第四項に依る



報告書作成を委任した。

英國イーデン、佛國マングリ、獨逸ケラー、伊國アロイヂ、白國イーマン、瑞典ウエストマン、チエツコ國ベネシユ、西班牙サラート、瑞西モツタ、

右起草委員會は二月一日まで絶對秘密裡に、事務局案を骨子とする基礎案を審議作成したので、更に之れを二月四日から十九人委員會に上程した。

素より聯盟の意圖は帝國の國策とは根本的に相容れないのだから、起草された勸告基礎案は數萬言を費すと雖も、其核心は滿洲國の存立否認にあつたので、帝國政府は一月二十九日在ジュネーブ松岡代表よりの最後の請訓に對し、二月一日上奏御裁可を仰いで最後の回訓を與へたが、回訓の骨子は「聯盟が飽くまでも滿洲現政權を否認せんとする態度、並に交渉委員會の權限」に就いて帝國政府の諒承し難きものある旨を明示したものであつて、其最後に

一、第四項發動後に處する態度としては、同條項に基く報告及び勸告の内容を仔細検討の後、最後の態度を決すべきものなるも、帝國政府は最悪の場合に於ては脱退も敢へて辭せざるべし。

との決意を示したものであつた。従つて聯盟の空氣は益々惡化するばかりであつて、二月六日の十九

人委員會の如きは全會悉く反日本的で、從來は態度を留保してゐた大國側の代表も、頻りに硬論を唱へ、英國代表イーデンの如きも

滿洲國の現政權は承認に値すべき要件を具備してゐないから、予は滿洲國不承認に賛成する。列國は其名譽にかけて此勸告の精神に反する行動を取り得ざるべく、然らずんば此決定の効力は全く失はるゝに至るであらう。

とて第四項の勸告案承認意見を明かにし、佛國代表マングリも亦之れに強硬なる言辭を用ひて、支持説を開陳するといふやうな形勢を示し、小國側に至つては制裁論を持ち出すなどの極端な行動に出たが、それは物にならなかつた。何れにしても此「滿洲國不承認の原則」が此日の委員會に於て決定されることになつたのである。

茲に於てか日本側は新たに修正案を提示し、杉村事務次長よりドラモンド事務總長に説明意見の交換をなさしむると同時に、各代表夫々手分けして各國代表部を歴訪し、我が真意の徹底に努めたが、十九人委員會は容易に我が真意を諒得せず、却つて日本側の舉措に疑問を持つが如き態度をとり、偶々熱河問題の喧傳さるゝや、ドラモンド事務總長を我が代表部に派して「戦鬪行爲を起さぬ」といふ保障を要求し、松岡代表から「熱河問題なら寧ろ支那に勸告されたい」と跳ね付けられたりした事實



があり、又十九人委員會はリットン報告書第九章解決原則の第七項

満洲に於ける政府は支那の主權及び行政的保全と一致し、東三省の地方的狀況及び特徴に應ずるやう工夫せられたる廣汎なる範圍の自治を確保するやう改めしるべし、新文治制度は善良なる政治の本質的要求を満足するやう構成運用せらるゝを要す。

に拘はつて、右に關する日本の立場を書面を以て質問して來た。そこで松岡代表は二月十四日を以て次の如き回答を發した。

二月十四日松岡代表の回答

- 一、貴問の日本政府の態度については、政府及び予より屢々口頭或は書簡を以て充分説明したる所にして、此點に關し帝國政府は十九人委員會の各位に於ても亦能く御諒承の事と思考し居たり。
- 二、委員會が議長宣言（満洲現政權の否認を含む）に關し、日本の留保的宣言を容認せるは二月四日のコムミュニケに於ても明瞭なり、之れに依り委員會が日本の満洲國承認に關する態度の如何を承知せる事は疑なき所なるにも拘らず、委員會が九日附書簡に於て示されたる如き質問を日本政府に對し提起せらるゝ理由は帝國政府の諒解に苦む所なり。
- 三、調査委員會報告第九章の原則挿入に關し、日本政府が反對せざりしは、満洲に於ける其後の事

實上の發展に對し考慮を加へらるべきものと了解したること、及び和協の精神に鑑み問題の性質を事前（交渉委員會成立前）に判斷すべきにあらざるを思惟したるが爲めなり。

四、日本政府が今日まで和協的態度を執り來りしは、十九ヶ國委員會が本件に對する日本の態度、即ち日本政府が満洲國の獨立を以て東洋平和の唯一の保障なりとし、問題は此基礎の上に結局日支兩國間に於て解決さるべきものとする日本政府の態度を、充分了解されたるものとの想定の下に行はれたるものなる事を確言す。

然るに聯盟側は二月十四日折返し第二次書簡を我が代表部に送つて「日本案審議も現状に於ては効果なし」云々と申述べて來たが、日本代表部は之に回答せず默殺する態度に出た。而して此日の十九人委員會は起草委員會から提出された。

「日支紛争に關する聯盟總會報告書案」

（全文省略）

（内容）緒言

第一部（第二部以下の概説）

第二部 聯盟に於ける問題の經過

國際聯盟に於ける外交戰



## 第三部 紛争の主要なる事實

## 第四部 勸告

を字句修正等の上で全會一致可決、之れを聯盟總會へ報告することに最後の決定を見たわけである。斯くて國際聯盟が昭和六年九月二十二日以来、聯盟の討議主題として取り上げて居た滿洲事件に關する態度は、飽までも日本の説明を肯んぜず、滿洲國存立否認を核心とするに終始したのであるから事茲に至つては、帝國政府としては最早東亞平和の絶對的使命を確守する爲に、第三者の無理解なる容喙を斥くる意味に於て聯盟を脱退するの餘儀なきを確信し、即ち二月十九日緊急閣議を開いて、「聯盟總會にして態度を改めず、規約第十五條第四項の勸告を含む報告書案を採擇するに於ては、敢然として所信を敢行し、我が代表をして堂々と帝國政府の決意を吐露せしめ聯盟と袂別せしむる」事に廟議一決した。實に十三年緣故深き、而かも最も誠意ある聯盟精神遵奉者たる帝國政府の聯盟脱退は、世界外交史上に大書せらるべき重大問題であらねばならない。

その大詰の聯盟總會は二月二十一日ジュネーブの軍縮委員會H室に午後三時四十三分開かれた。イーマンス議長から日支紛争處理に關する経過を報告してこの日は散會、二十三日には我が代表部は聯盟事務當局を招いて別宴を張つた。斯くて二十四日午前十時四十九分から愈々日本を聯盟から見送る

べき最後の總會が開會された。

イーマンス議長の開會の辭に次いで、支那代表顏惠慶は比較的穩和な口調で約二十分間報告書に賛意を表する意を述べ、續いて我が松岡代表は約一時間に亘り「勸告案」反對の意見を卒直に開陳した。代つてヴェネヅエラ代表ヅメタ、カナダ代表ウオルター・リツテル、ロシア代表ザウニウス等交々起つて勸告案支持の演説をなし、斯くて討論終結採決に入り、佛語のアルファベット順によつて各國の指名點呼を行ひ、各國代表は何れも「諾」と答へた中で、我が松岡代表一人だけが「否」と大聲し、シヤム國代表は唯一人「棄權」と答へた。指名表決終るやイーマンス議長は「賛成四十二票、反對一票、棄權一票、欠席十二個國で報告書は規約により滿場一致を以て可決された」旨を宣告茲に於て松岡代表は再び起つて、報告書に對する反對宣言を次の如く朗讀し、その朗讀を終るや之れが佛譯を俟たず、長岡、佐藤兩代表及び隨員一同と共に議場を退出してしまつた。時に午後一時四十分。これにて議長は閉會を宣した。

## 松岡代表反對宣言

報告書草案が今この總會によつて採擇された事は、日本代表部並に日本政府にとりて深く遺憾とする所である。日本は國際聯盟創立以來その一員である。一九一九年パリ平和會議の我が代表は聯



盟規約の起草に参加した。我々は聯盟の一員として人類共同の一大目的のため世界の指導的國家と相協力して來たことを誇りとするものである。日本は他の同僚聯盟國と共に人類共同の、而して永く抱懷されたる一大目的を達成するに努めて來たのである。予は同一の目的即ち恒久平和の確立を見んとする希望が、總て我々の審議並に行動に際して、我々の總てを動かして居ることを疑はぬものであるが故に、予は今我々が當面しつつある情勢を深く遺憾とするものである。

日本の政策が極東に於ける平和を保障し、斯くして全世界を通じて平和の維持に貢獻せんとする純真なる希望によつて根本的に鼓吹されてゐるものであることは周知の事實である。然しながら總會によつて採擇された報告書を更に諾する事は爲し能はざる所であり、特に右報告書に包含された勸告が、世界のこの部分(極東)に於ける平和を確保するものと、思惟し得ないことを指摘せざるを得ないのは、日本の苦痛とする所である。日本政府は今や極東に於て平和を達成する様式に關し、日本と他の聯盟國とが別個の見解を懷いてゐるとの結論に達せざるを得ず、而して日本政府は日支紛争に關し、國際聯盟と協力せんとするその努力の限界に達した事を感じざるを得ない、然しながら日本政府は極東に於ける平和の確立、並に他國との間に於ける親善友好關係の維持並に強化の爲めには、依然最善の努力を盡すであらう。予は日本政府が飽まで人類の福祉に貢獻せんとする其希望を固持し

世界平和に捧げられる事業に誠心誠意協力せんとする政策を持続すべき事を茲に附言する必要はあ  
るまいと信ずる。

以上の如き経緯により日支問題に關する聯盟の審議は打切りとなつたが、帝國政府は聯盟總會が規約第十五條第四項に依る報告を決議したるに對し、同條第五項に基き日本政府陳述書を聯盟當局に送付し、松岡代表は翌二十五日ジュネーブを引揚げてしまつた。然り而して三月二十七日帝國政府は聯盟事務局に對して、國際聯盟退通告文を送付すると同時に、此日畏くも聯盟退に關して、詔書換發せられ、帝國と國際聯盟との關係は茲に完全に絶縁せられ、規約に基いて滿二ヶ年後には聯盟に關する一切の權利義務から離脱することとなつたのである。

## 詔書

(聯盟退の際發されたもの)

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憐ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界

國際聯盟に於ける外交戰



ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ  
慎重審議遂ニ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝  
ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモ  
ノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕  
カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮  
邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名御璽

昭和八年三月二十七日

(各國務大臣副署)

## (第五章 附 錄)

### (一) リットン報告書要旨

#### 緒 論

本報告書は紛争の根本原因たる滿洲に於ける日支兩國の權益を叙して、歴史的背景を明かにし、事  
變直前に於ける諸紛争及び九月十八日以後の出來事を記述し、この記述に當り過去の諸行動の責任問  
題には重きを置かず將來この種の事が繰返されぬ爲めの工夫を發見する必要に重きを置き、次で理事  
會に提示すべき考察と、紛争の永繼的解決、日支間に於ける良好なる了解の恢復に役立つと思考され  
る指針を示唆したものである。

#### 第一 支那近時の發展

革命以後の支那は政變内亂頻發社會的經濟的不安の繼續に依り、中央政權は微弱にしてそのため各



國何れも不利を蒙り、之を矯正せざれば世界平和の脅威となるであらう。

支那が此に到る迄の前清以來の歴史的經過は、日本の辿つた道と著しく異り、排外政策に終始した結果、主權領土の損失を招き、内は軍閥の私闘休む時なく百姓疲弊、匪賊跳梁し、殊に共產主義の流入以來共產匪の跋扈甚しく、一九二三年ロシア人の援助を得て孫逸仙は國民黨を改編し、北伐に成功名目上國內を統一し、一九二七年南京に中央政府を設立したが、再び内争頻出し、しかも、中央政府に對する戦闘は一般に反亂と見ず、たゞ外國政府が支那の中央政府と認めたら過ぎない一黨派に對し他黨派が優劣を争ふふものと看做されてゐる。此の如き旺盛なる崩壊作用の原因は、支那人が個人觀念のみあつて、外交の難局にでも立たぬ限り國家觀念がないからであつて、全國統一は前途頗る遼遠である。さりながら他面に於て支那が著しき進歩をしてゐるのも事實であるから、『支那は組織ある國に非ず』とか『全然無政府状態である故に、支那を聯盟の一員として之に規約の規定する保護を與へてはならぬ』と云つてはならぬ。華府會議に於て列國は全く異つた態度を採つた事を記憶してゐるだらう。當時と雖も支那は國內が二つに分裂し、匪賊は横行を見てゐたのである。現政府は改造に努力し、その財政施設は見るべきものがある。若し支那が華府會議に發足せる好望の前途を繼續して居たならば、過去十數年間にもつと進歩してゐたであらう。然るにその方途を誤り、殊に排貨、排外教育捨てて、國際協力による利益を知らしめる必要がある。

## 第二 滿 洲

の如き極端なる政策を用ひた結果、遂に今回の事變の如き結果を招來したのである。

叙上の如き支那の現状に依り隣邦たる日本の損害は何國よりも痛切であるが、之れ單に日支問題たるに止まらず列國對支共通の問題である。支那が窮餘聯盟に提訴した此機會に支那をして排外政策を捨てて、國際協力による利益を知らしめる必要がある。

一、滿洲は日本の努力と支那の移民とに依り開發された。支那は元來滿洲に無關心で、その露國の支配に歸する事をも許し、日露戦後日露兩國は盛んに經濟的開發に従事した時にも、支那は何等協力する事なく、只單に多數の自發的移民が入り込んだに過ぎない。而もこの多數の移民は滿洲將來の有望を決定し、彼等は滿洲を平和的に占領したのである。而して一九一七年以後支那は漸次滿洲の開發と支配とを志し、近年に至るや南滿に於ける日本勢力を減少せしめんと試み、その結果軋轢を生じ、軋轢は客年九月十八日その頂點に達した。

二、一九一一年の支那革命後の滿洲と支那本部との關係に於て、張作霖の獨立宣言は支那と分離を希望したものではない。その入關も又支那を恰かも外國の如くに考へての侵略ではなく、單に内亂に



參加したのに過ぎない。従て一切の戦争及び獨立宣言期間中も、滿洲は支那の完全な一部であつた。張作霖は滿洲に於ける日露の勢力を一掃せんとし、露國に對しては成功し、その晩年に於て日本に對し各種の條約及取極に依り取得せる特權の利用を容認せざるに到り、又滿鐵に有害なる鐵道建設政策に着手し、日本との關係はやゝ緊張した。支那本土に於ける黨派的鬭争に關與せず専ら滿洲の開發に意を用ひよとの日本の忠告に、張は憤怒し且つ之を無視した。學良も亦彼にならつて日本の勸告を不快とし、易幟を行つた。然し張政府と國民黨との關係は名義上に止まり、實質的に變更されたものはなくその欲する權力を悉く保持し、その根本に觸れざる限り中央政府の採用せる行政規則及方法に従ふに異議なかつた。唯國民黨と合體後、黨部は滿洲に於て宣傳に努め、遼寧人民外交協會の如き協會出現して抗日運動を行ひ、日本人及朝鮮人に對する壓迫の多くの事例に關し、調査團は日本側の報告を受けた。又朝鮮人移民は組織的に迫害せられ、諸種の排日的命令及訓令發せられ、軋轢の機會は重なり、危険なる緊張が加はつた。

張政府の軍事費が巨額に上り、不換通貨の價值を下落せしめ、惡政腐敗に對し甚大の不滿が廣く存したが、教育、都市行政、公共事業は多少進歩し、純然たる支那鐵道は建設され、鑛山森林紡績等の諸事業にも自ら着手し、滿洲支那本土間の貿易増加に基く相互的依存關係の増加した事は、滿洲南京

の要人をして日露の權益排除を目的とする國民主義政策を益々實行せしむるに力があつた。

三、支那は種々の方法に依り露國の勢力を漸次排除したが、一九二九年露國利權の殘存せるものを清算せんとして起した露支紛争に於て、露國は遂に武力を行使して逆にその要求を貫徹したが、露國は自己防衛であつて不戰條約の違反とは解し得ないといふ態度をとつた。

近年蘇聯が支那の主權回復運動を援助せんとするが如き形勢は日本に疑懼の念を興へ、北方の共產主義と、南方の國民黨の排日宣傳の提携の可能性は、此二者の危険のない中間地帯としての滿洲を建設せんとするの希望を日本に生ぜしめ、然も日本の疑懼は蘇聯の外蒙支配及支那に於ける共產主義發達に依り増大したのである。

### 第三 日支兩國間の滿洲に於ける諸問題

#### 一、滿洲に於ける日本の利益

滿洲が過去二十五年間に亘り漸次支那の他の地方と鞏固なる結合を遂げ、滿洲は明かに支那領土構成部分なることが明白となつたが、同時にその間日本の同地方に於ける權益も次第に増加し、遂には支那の主權行使をも制限するが如き特殊權益を獲得し、若しくは主張するに至つたのであるから、兩